

吉野川市こども計画



令和8年3月

徳島県 吉野川市



こども Do まんなかのまちづくり

吉野川市は、すべてのこども・若者の権利が守られ、自分らしく健やかに育ち、将来にわたって幸せに暮らしていける社会の実現を目指しています。そのために、社会全体でこどもの声に耳を傾け、こども・若者・子育てをする人をまちぐるみで応援し、共に歩む姿勢を大切にします。

私たちは、こども家庭庁が提唱する「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会」を目指す「こどもまんなか宣言」の趣旨に深く賛同し、吉野川市として「こどもまんなか応援サポーター」となることを令和5年5月26日に宣言しました。その一環として、地域のこどもたちから直接意見を聞くための「こども Do まんなか会議」や「こども Do まんなか作文」を実施しています。

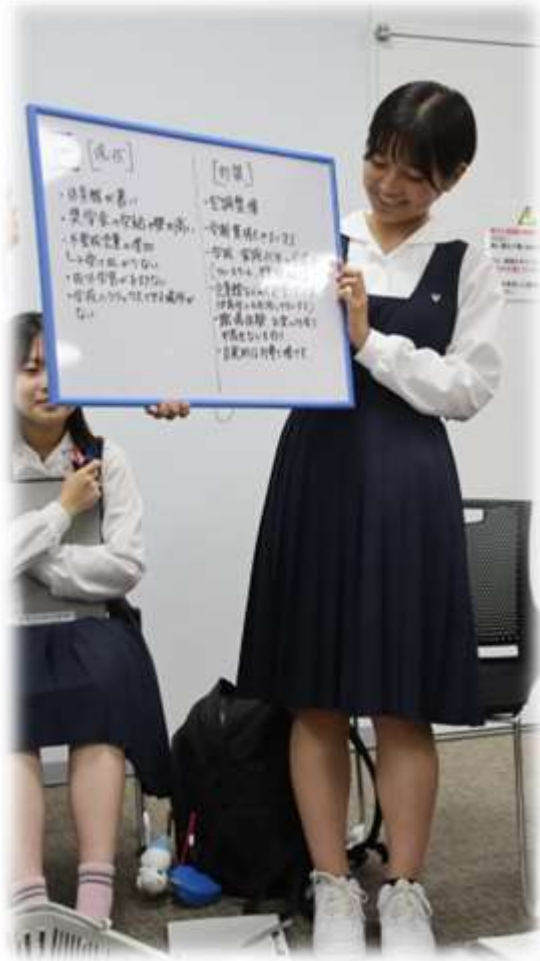
これからも未来あるこどものまなざしを、まちのど (Do) まんなかに据えて行動 (Do) し、こどもの声や望みをやわらかく受け入れるやさしい社会を、まちの力で育んでまいります。

令和8年3月

吉野川市長 原井 敬

目次

第1章	はじめに	1
第1節	吉野川市こども計画とは	1
第2節	計画の位置付け・策定体制	3
第2章	こども・若者を取り巻く現状と課題	6
第1節	統計からみる吉野川市の現状	6
第2節	アンケートからみる状況	14
第3節	吉野川市こどもまんなかプロジェクトの取組状況	33
第4節	こども施策の実施状況と課題	37
第3章	こども計画の方向性	40
第1節	計画の基本理念	40
第2節	本計画の体系	41
第3節	施策の事業体系	42
第4章	施策の展開	47
【基本目標1】	こどもの声が響くまちづくり	47
【基本目標2】	すべてのこどもが健やかに育つためのまちづくり	50
【基本目標3】	支援が必要なこどもに寄り添うまちづくり	57
【基本目標4】	こどもが安心して暮らせるまちづくり	62
【基本目標5】	こどもが夢を描けるまちづくり	68
【基本目標6】	こどもの育ちと学びを支えるまちづくり	73
第5章	子ども・子育て支援事業計画	76
第1節	子ども・子育て支援事業計画の概要について	76
第2節	教育・保育と地域子ども子育て支援事業の提供	76
第3節	幼児期の教育・保育の見込量及び確保方策	78
第4節	地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策等	80
第6章	計画の推進	101
第1節	計画の推進体制	101
第2節	進捗状況の点検・評価	101
資料編		102
1	吉野川市子ども・子育て会議条例	102
2	吉野川市子ども・子育て会議委員名簿	104
3	計画策定の経過	105
4	本計画に関する法律	107
5	用語解説	110



〈本計画における用語の表記について〉

本計画では、用語の表記を次のとおり整理します。

- こども：年齢を限定しない象徴的な概念として用いる。
- 子ども：18歳未満の未成年を指す場合に用いる。
- こども・若者：本計画における対象者および参画者を示す場合に用いる。

※ 法令名・制度名は、それぞれの正式表記に従う。

第1章 はじめに

第1節 吉野川市こども計画とは

少子化の進行は全国的な課題となっており、本市においてもこどもの数の減少が続いています。あわせて、児童虐待や不登校、こどもの貧困など、「こども・若者¹」を取り巻く課題は複雑化し、地域社会全体で向き合うべき重要なテーマとなっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行は、生活様式や働き方に大きな変化をもたらす一方で、地域のつながりの希薄化や子育て家庭の孤立、こどもたちの居場所の減少など、「こども・若者」の育ちに深い影響を与えました。

こうした状況を受け、国では令和5（2023）年4月に『こども家庭庁』が創設され、『こども基本法』が施行されました。すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた方向性が示され、同年12月には『こども大綱』が閣議決定し、国全体でこども政策を総合的に推進する枠組みが整えられました。

本市では、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを計画期間とする『第2期吉野川市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、保育・教育の充実や地域子育て支援の推進、家庭へのきめ細かな支援に取り組んできました。令和7（2025）年度からは『第3期計画』が始まり、保育料無償化など、子育て環境の整備をさらに進めています。

『吉野川市こども計画』（以下「本計画」という。）は、『こども基本法』および『こども大綱』の理念を踏まえ、『徳島県こども計画』との整合性を図りながら、本市の施政方針や『まち・ひと・しごと創生総合戦略』、『地域福祉計画』と連携し、こども・若者の育ちを支える包括的な指針として策定するものです。

本計画は、すでに策定された『第3期子ども・子育て支援事業計画』をはじめ、青少年育成、障がい児支援などの関連計画を包含し、こども・若者が尊重され、健やかに育ち、安心して暮らせるまちの実現を目指します。『教育振興計画』や『男女共同参画計画』などとも連携しながら、地域・学校・園・家庭が一体となってこどもを育む環境づくりを進めていきます。

¹ 「こども」の範囲は、こども大綱において「乳幼児期」「学童期」「思春期」「青年期（概ね18歳～30歳未満）」とされ、施策によっては30歳以降の者（ポスト青年期）も対象となる場合がある。一方、「若者」の定義は示されておらず、本計画では施策ごとに対象年齢が異なるため、年齢範囲の明記は行わない。

こども施策に関する法律、制度、近年の動向

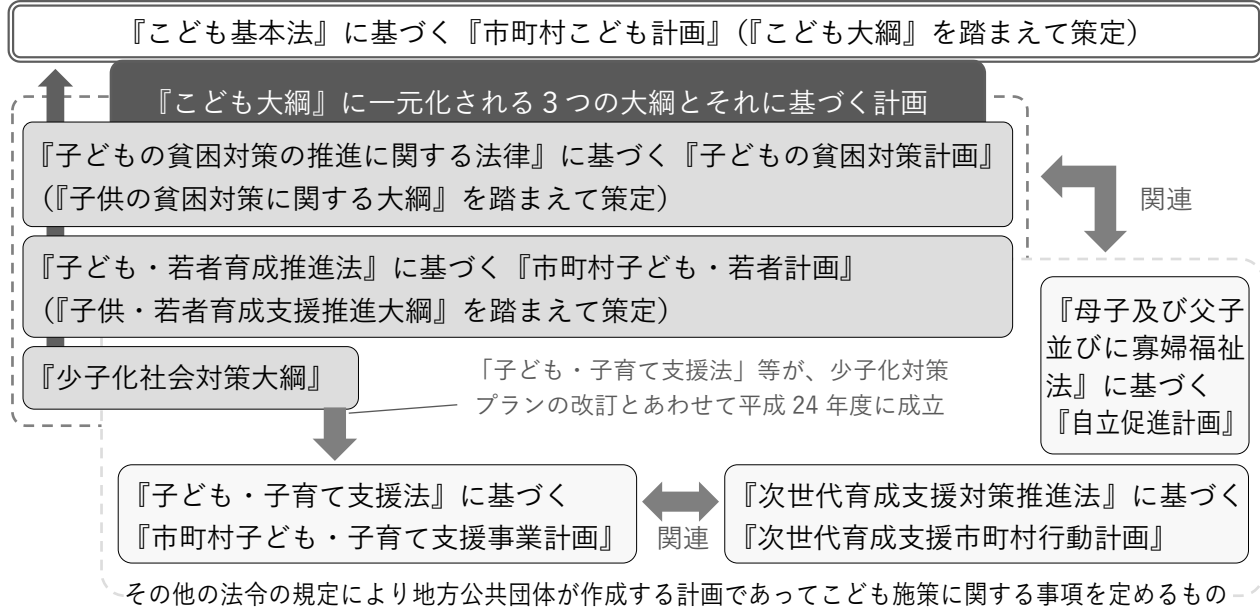
	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律成立	こどもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援などについて取り組むことが明記された。また、市町村においてもこどもの貧困対策についての計画策定が努力義務化された。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、こどもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成推進大綱	こども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めたこども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護やこどもの意見表明のあり方が示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりのこどもの Well-being ² を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁創設の基本方針が示された。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が示された。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするため、内閣府の外局として、こども家庭庁が設立された。
令和5年 4月	こども基本法施行	少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策の三分野を一元的に取り組むことで、こども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実が示された。
令和5年 12月	こども大綱、こども未来戦略、こどもの居場所づくりに関する指針	こども基本法を踏まえ、こども施策の推進における基本理念や重要事項等、基本となる事項が示された。
令和6年 5月	こどもまんなか実行計画	こども大綱の方針を踏まえ、実施すべき具体的施策をまとめた実行プラン。困難を抱えるこども・若者支援、育ちの質の向上、少子化対策などを重点的に推進することが示された。

² Well-being : ウェルビーイング。身体的な健康だけでなく、社会的・精神的にも健康な状態を表す。近年は、豊かさや幸せといった意味合いで用いられることもある。

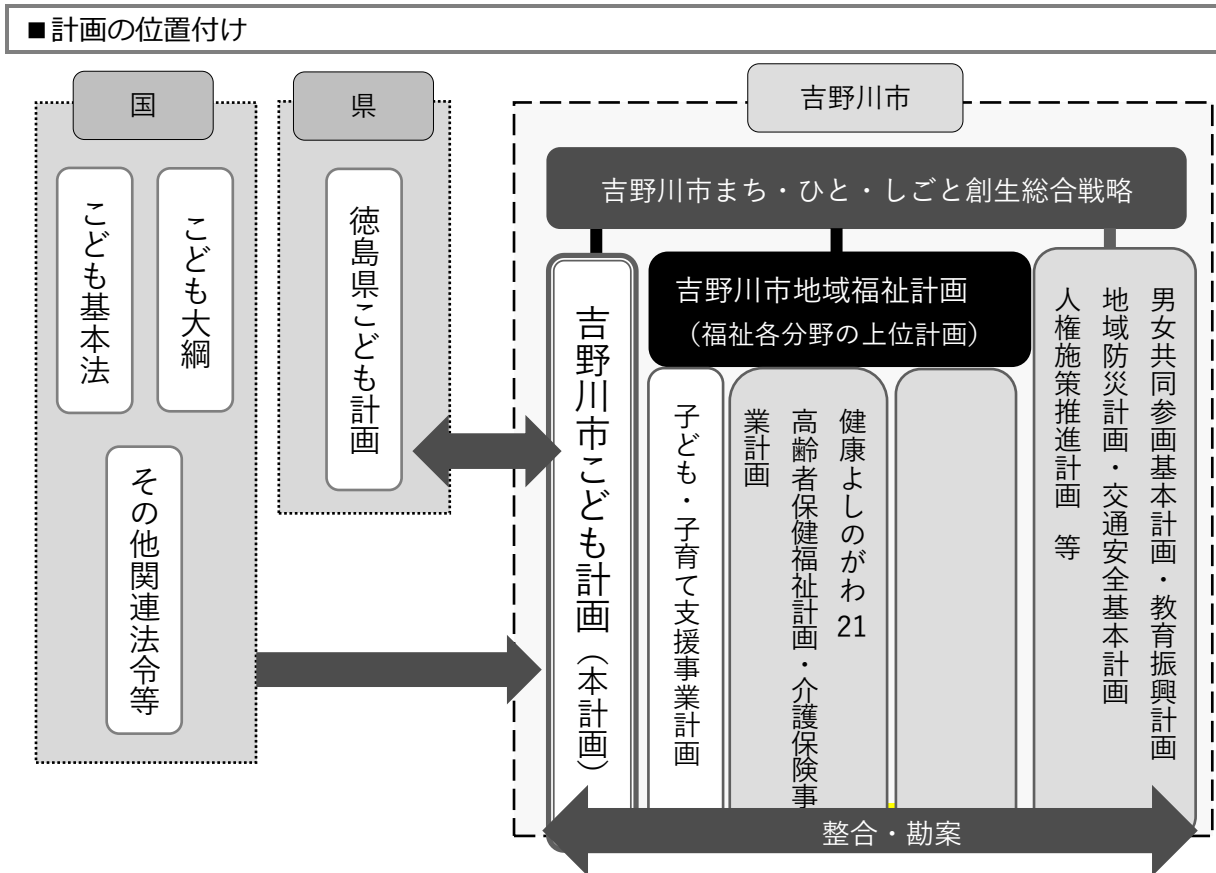
第2節 計画の位置付け・策定体制

1 計画の位置付け

本計画は、以下の法律等に基づき策定します。



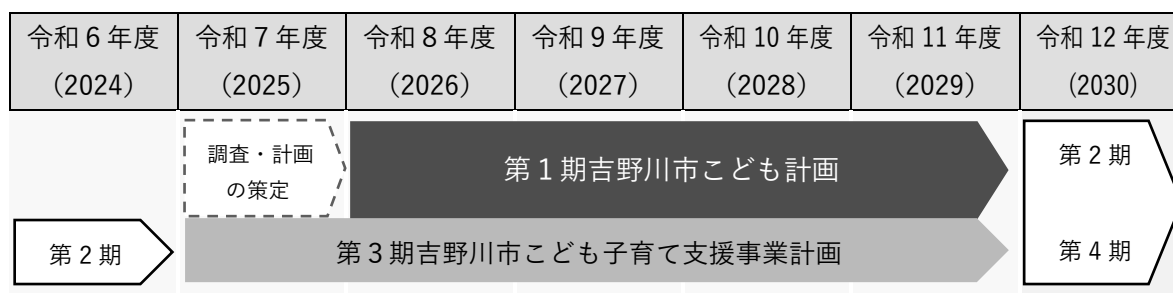
また、本計画は『吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図って策定します。



2 計画の期間

本計画は令和7年度中に策定し、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。計画期間終了後は、5年ごとに改定を行う予定です。

なお、本計画に含まれる『子ども・子育て支援事業計画（第3期）』は、令和7年度から運用を開始しており、本計画と重なる4年間については、両計画を連携させながら一体的に推進します。また、計画期間の中間年を目安に、必要に応じて内容の見直しを行い、令和12年度以降の『子ども・子育て支援事業計画』についても、「こども計画」に包含し推進していきます。



3 計画の策定体制

■ アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子どもや保護者の意見・ニーズを反映するため、以下のアンケート調査を実施しました。

○ 第3期子ども・子育て支援事業計画における調査（令和6年3月）

本市内在住の「就学前児童」および「小学1～3年生」の児童の保護者を対象に、全数調査を実施。施設を通じた配布・郵送回収およびWEB回答により、保護者の子育てに関する意識やニーズを把握しました。

またニーズ調査では把握しきれない生の声を聞き、教育・保育に関する現状やニーズ等について、きめ細かな意見を把握することを目的に、市内で子育て支援を実施している団体や利用者等へのヒアリング調査を実施しました

○ こども計画策定に向けた調査（令和7年5月～令和7年9月）

「小学生（5年生）」「中学生（2年生）」「高校生（1～3年生）」の児童・生徒およびその保護者また若者（18～39歳）を対象に、段階的にアンケート調査を実施し、生活実感に基づく課題や希望を収集しました。

※アンケートの具体的な調査概要および結果については、第2節「アンケートからみる状況」で詳述します。

■ワークショップ・意見聴取の実施

本計画の策定にあたり、子ども自身が主体的に意見を表明できる場として、以下の取組を実施・活用しました。

『こども Do まんなか会議（2023年～継続開催）』

本市独自の取組として、小学生から大学生までのこどもが一堂に会し、自分たちの暮らしや願いについて語り合い、意見表明する『こども Do まんなか会議』を毎年開催しています。こどもたちの率直な声や感性は、計画の方向性を考えるうえで重要な示唆を与えるものとして、内容を反映しました。

『こども Do まんなか作文（2023年～継続開催）』

寄せられた作文では、こどもたちが日常の中で感じていることや、未来への思いを言葉にしています。これらの表現は、計画の理念や施策の背景に息を吹き込むものとして、引用・参照しています。

■「子ども・子育て会議」による審議

本計画の策定にあたり、学識経験者、子育て関係者、関係機関の代表者等で構成される「子ども・子育て会議」を全4回開催し、計画の方向性や施策内容について審議を行いました。

会議での意見や提案を踏まえ、計画内容の検討・修正を行い、実効性のある計画となるよう反映しました。

■パブリックコメントの実施

計画案の策定後、市民から広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

提出された意見については内容を整理・検討し、必要に応じて計画へ反映するとともに、意見に対する考え方を公表しました。

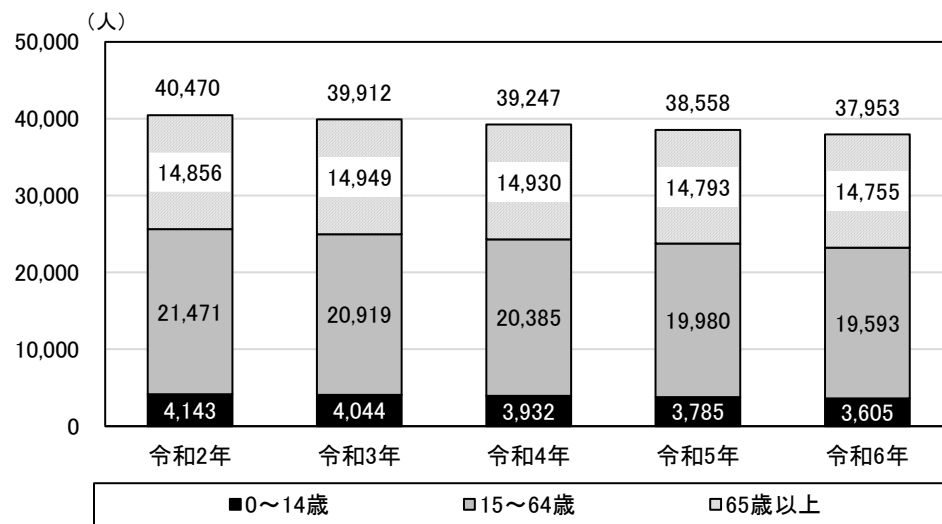
第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

第1節 統計からみる吉野川市の現状

1 人口の推移

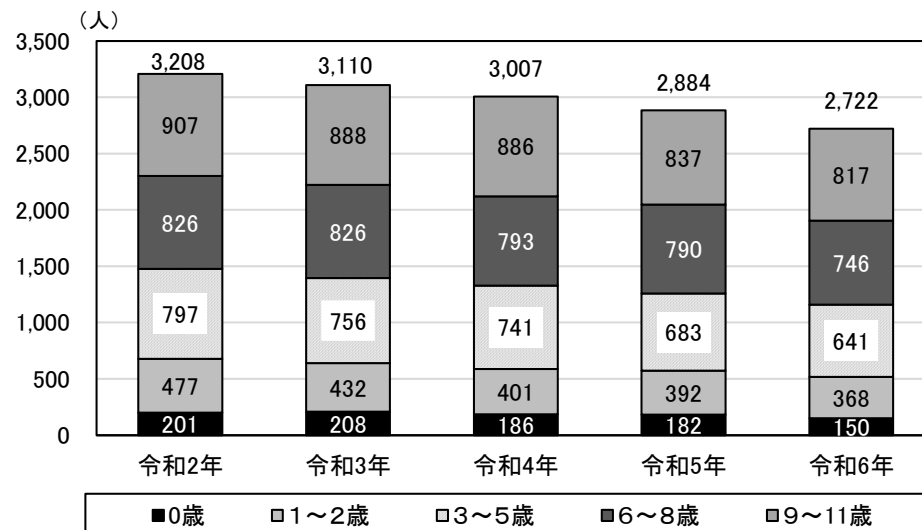
本市の人口は、令和2年から令和6年にかけて減少を続けており、令和6年で37,953人となっています。12歳未満の人口についても、市全体の人口と同様に減少を続け、令和6年で2,722人となっています。

■本市の年齢3区分の人口推移



資料：住民基本台帳人口(各年3月末)

■12歳未満の人口推移

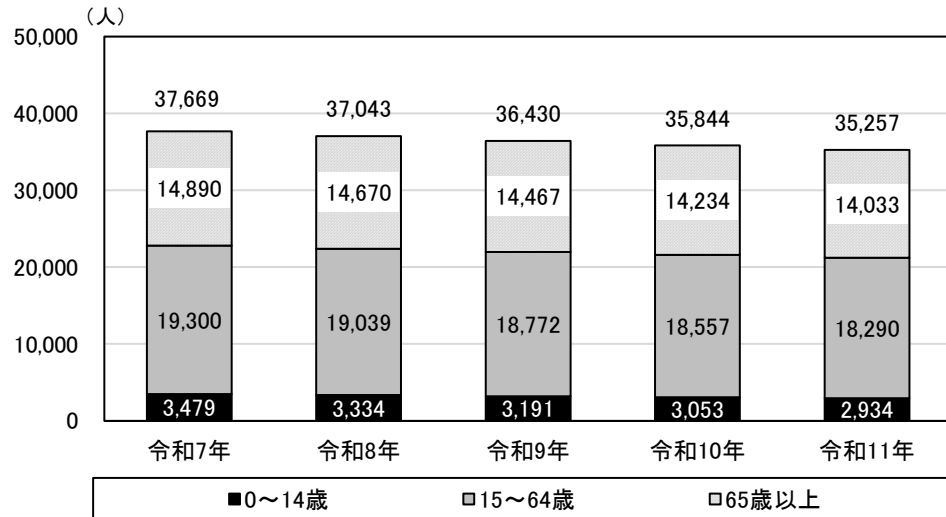


資料：住民基本台帳人口(各年3月末)

2 将来人口の推計

本市の将来人口推計値は、令和7年から令和11年にかけて引き続き減少傾向となる見込みで、令和11年の推計人口は35,257人となる見込みです。また、12歳未満の推計人口についても、市全体の人口と同様に減少を続け、令和11年の推計値は2,168人となる見込みです。

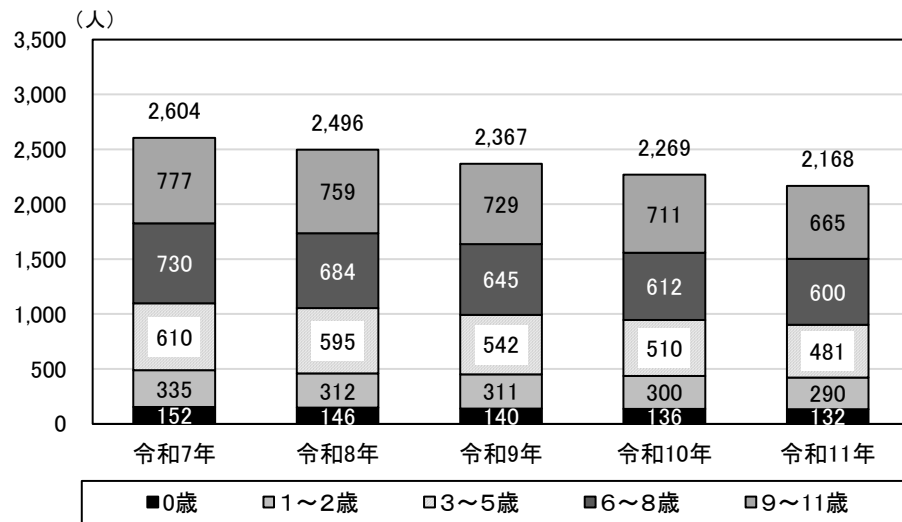
■本市の年齢3区分の将来人口推計



資料：住民基本台帳をもとにコーホート(世代)変化率法により算出

■12歳未満の将来人口推計

令和7年から令和11年についても、減少傾向で推移する見込みです。

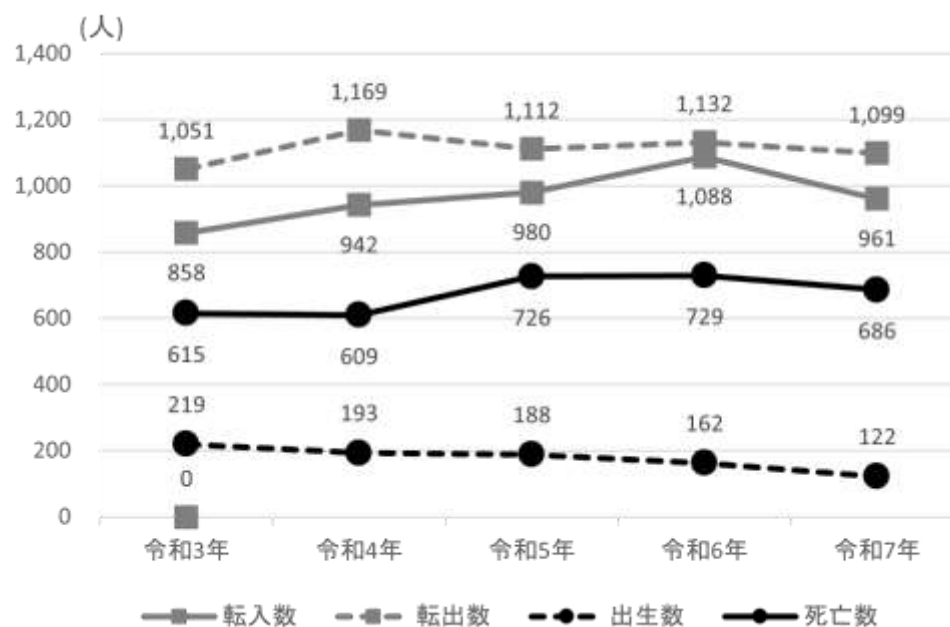


資料：住民基本台帳をもとにコーホート(世代)変化率法により算出

3 人口動態の状況

本市の人口動態は、社会動態（転入数・転出数）についてみると、いずれの年も転入数よりも転出数が上回る社会減の状況となっています。自然動態（出生数・死亡数）についても、出生数よりも死亡数が上回る自然減の状況となっており、出生数の減少が顕著に現れています。

■人口動態の推移



資料: 徳島県人口移動調査年報

■社会増減と自然増減

(単位: 人)

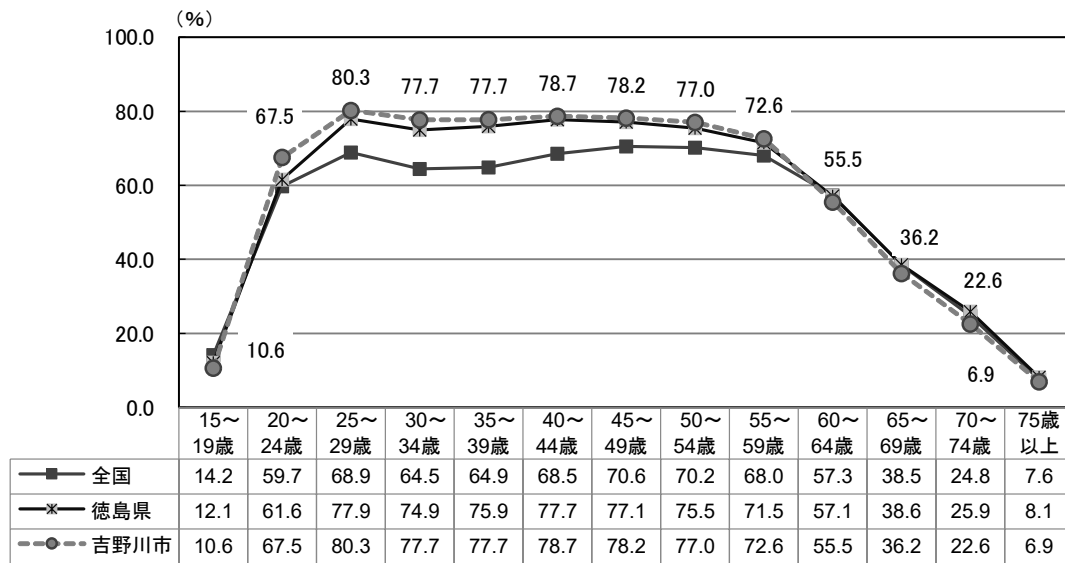
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
社会増減	-193	-227	-132	-44	-138
自然増減	-396	-416	-538	-567	-564
合計	-589	-643	-670	-611	-702

資料: 徳島県人口移動調査年報

4 女性の就業状況

本市の女性の就業率は、概ね徳島県や全国よりも高い水準で推移しています。年齢別にみると、「25-29歳」では80%を超えており、「50-54歳」までの各区分はいずれも75%を超えています。

■女性の年齢階級別就業率



資料：国勢調査（令和2年）

■25-44歳の女性の人口と就業率

新子育て安心プランにおいて、女性（25-44歳）の就業率のさらなる上昇に対応した保育の受け皿の確保を目標としていますが、令和2年時点の当該女性の就業率は本市では78.5%と、徳島県や全国を上回る水準となっています。

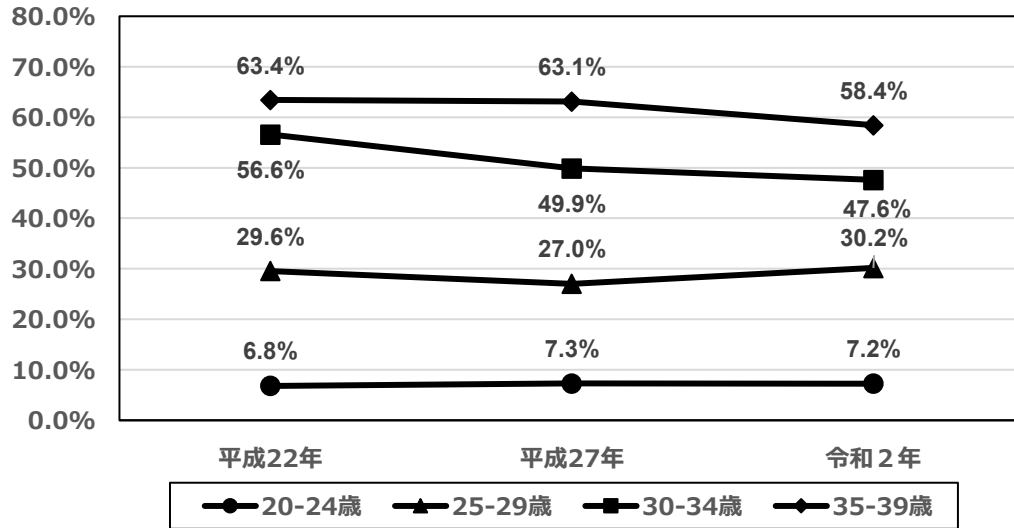
	吉野川市	徳島県	全国
人口	3,506人	68,006人	13,861,783人
就業者数	2,752人	52,113人	9,248,551人
就業率	78.5%	76.6%	66.7%

資料：国勢調査（令和2年）

5 有配偶率の推移

有配偶率（配偶者がいる人の割合）を平成22年と令和2年で比較すると「35-39歳」で5ポイント、「30-34歳」で9ポイント減少しています。

■ 年齢階級別有配偶率

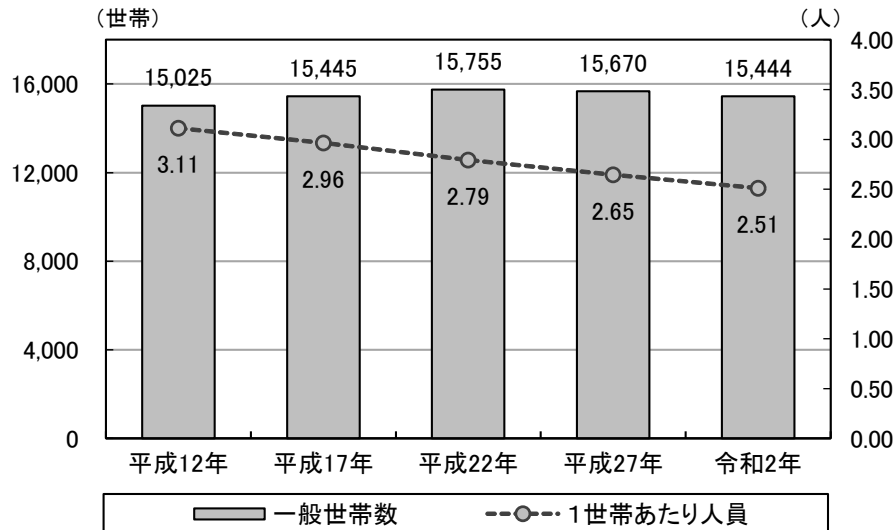


資料：国勢調査（令和2年）

6 世帯数等の推移

世帯数についてみると、一般世帯数は横ばいで推移しており、令和2年で15,444世帯となっています。また、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和2年で2.51人/世帯となっています。

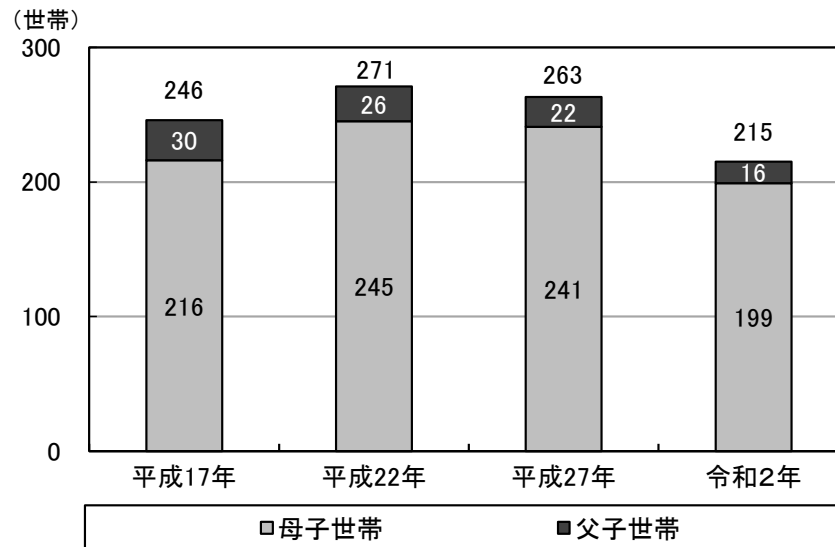
■ 年齢階級別有配偶率



資料：国勢調査（令和2年）

7 ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は令和2年で215世帯となっており、「母子世帯」が199世帯、「父子世帯」が16世帯となっています。



資料:国勢調査(令和2年)

8 保育所・認定こども園の状況

1号認定³の利用状況について、認定こども園の児童数も定員の範囲内となっており、1号認定の認定こども園の在園児全体では55人となっています。

2号認定⁴、3号認定⁵の児童の状況について、保育所では定員内となっており、保育所の在園児全体では35人となっています。

認定こども園の児童数は、「鴨島かもめこども園」において、定員を超える児童数となっています。なお、認定こども園の在園児全体では801人となっています。

1号認定³：子どもが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園で教育を希望する人

2号認定⁴：子どもが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

3号認定⁵：子どもが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所、認定こども園で保育を希望する人

■ 1号認定の認定こども園の利用状況

認定こども園	定員	3歳	4歳	5歳	園児数	(単位:人)
鴨島東こども園	15	2	4	4	10	
高越こども園	13	1	4	2	7	
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	15	1	6	6	13	
鴨島かもめこども園	15	1	2	1	4	
川島かもめこども園	15	4	1	4	9	
山瀬かもめこども園	15	0	5	0	5	
鴨島中央認定こども園	15	2	3	2	7	
合計	103	11	25	19	55	

資料: 吉野川市(令和7年4月1日現在)

■ 2号認定、3号認定の保育所の利用状況

保育所	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	園児数	(単位:人)
鴨島ひかり 乳幼児保育園	50	10	12	13				35	
合計	50	10	12	13	-	-	-	35	

資料: 吉野川市(令和7年4月1日現在)

■ 2号認定、3号認定の認定こども園の利用状況

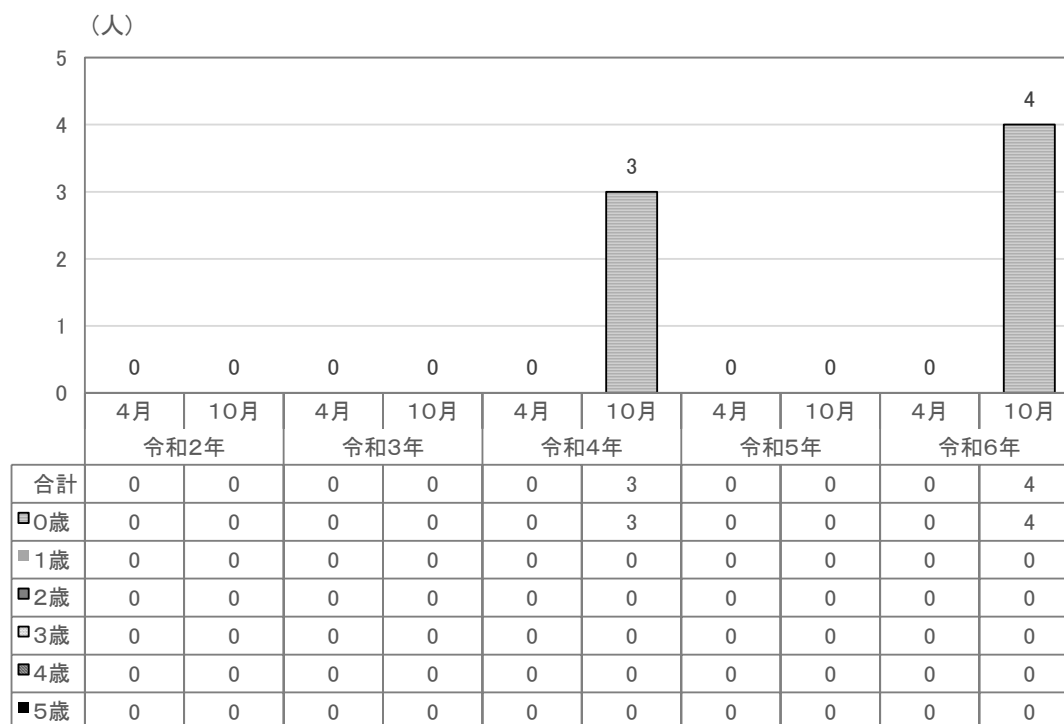
認定こども園	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	園児数	(単位:人)
鴨島東こども園	190	3	23	25	35	45	36	167	
高越こども園	116	1	8	22	19	16	21	87	
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	100		11	11	30	23	21	96	
鴨島かもめこども園	160	1	25	26	32	40	37	161	
川島かもめこども園	100	2	6	16	16	25	22	87	
山瀬かもめこども園	100	3	15	15	26	18	19	96	
鴨島中央認定こども園	110		8	19	29	26	25	107	
合計	876	10	96	134	187	193	181	801	

資料: 吉野川市(令和7年4月1日現在)

※園児数の塗りつぶしについて、 は定員超過。

9 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、平成29年度に受け入れの拡充を図ったことによって減少し、その後令和2年から令和6年にかけては0～4人の間で推移しています。



資料: 吉野川市

10 小学校の児童数

小学校の児童数は、「鴨島小学校」が全学年で378人と最も多く、次いで「山瀬小学校」が168人となっており、本市の小学生全体では1,481人となっています。

(単位: 人)

	上浦小学校	牛島小学校	森山小学校	鴨島小学校	飯尾敷地小学校	西麻植小学校
人数		117	110	378	112	106
	知恵島小学校	川島小学校	学島小学校	山瀬小学校	高越小学校	全体
人数	123	132	84	168	151	1,481

資料: 吉野川市(令和7年5月1日現在)

第2節 アンケートからみる状況

1 調査の概要

本計画の策定にあたり、こども・若者・子育て世帯の状況や要望、意見を把握することを目的として実施しました。

		保護者調査	小中学生調査	若者調査	高校生調査
調査対象者		市内在住の小学5年生と中学2年生の児童・生徒の保護者	市内在住の小学5年生と中学2年生の児童・生徒	市内在住の18～39歳までの方（無作為抽出）	市内の高等学校に在学中の生徒（1～3年生） ※市内外混合
調査方法		学校配布・学校回収及びWEBによる本人回答	学校配布・学校回収による本人記入	郵送配布・回収及びWEBによる本人回答	学校配布・WEBによる本人回答
調査期間		令和7年5月9～令和7年5月30日			令和7年9月5日～令和7年9月18日
回収結果	配布数	538	538	1,000	633
	回収数	362	335	247	272
	回収率	67.2%	62.2%	24.7%	43.0%

上記調査とは別に、令和6年3月に実施した『第3期子ども・子育て支援事業計画』策定のためのアンケート調査結果についても、本計画に反映させることとします。

各調査の対象についてはそれぞれのアイコンをつけて示します。

保護者

小中学生

高校生

若者

■ 図表の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

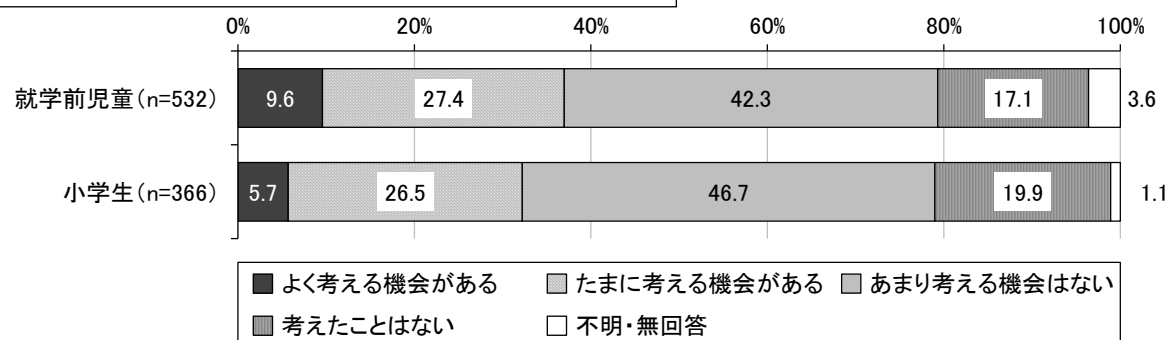
2 調査結果からみるこどもと子育ての課題

■ こどもの権利、社会参画意識について

保護者

『こどもの権利』を考える機会について、「あまり考える機会はない」が未就学児保護者(42.3%)、小学生保護者(46.7%)ともに最も多くなっており、一層の啓発が求められます。

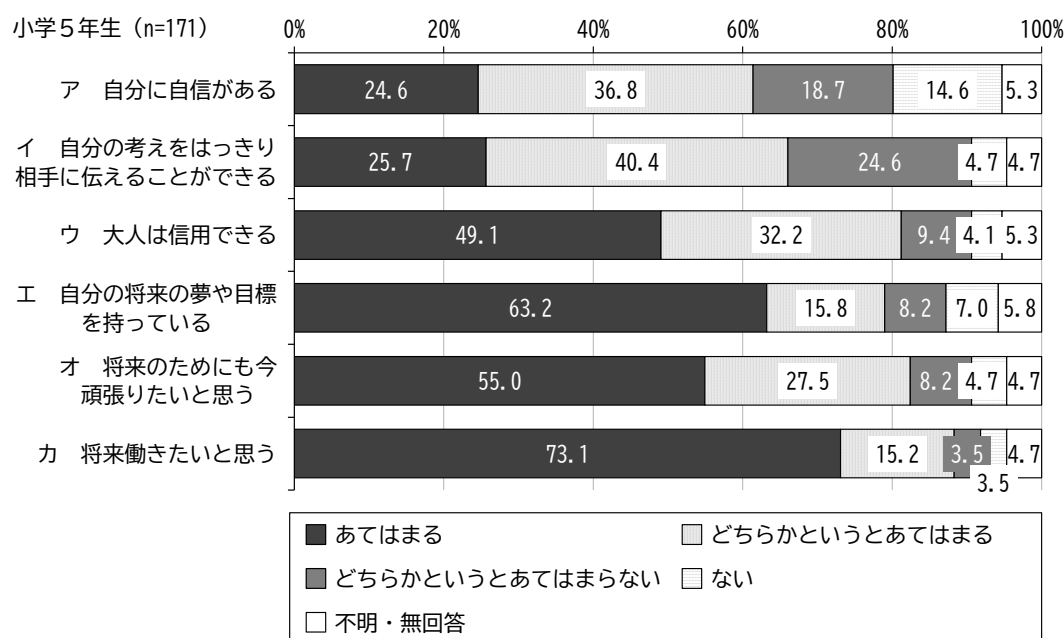
こどもの権利について考えることはありますか？

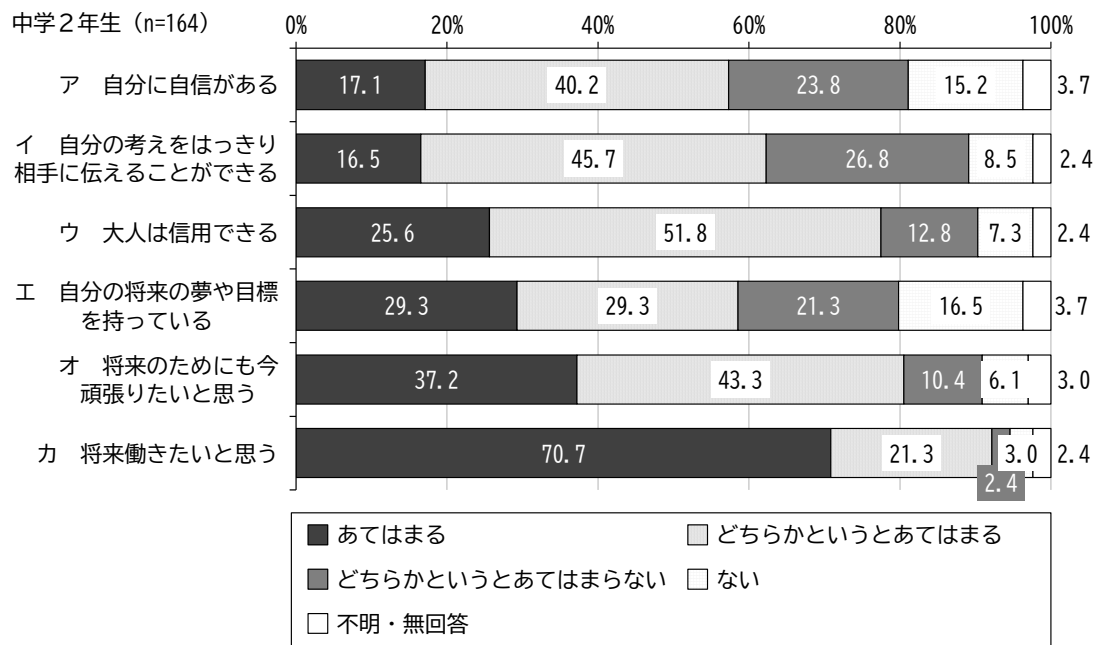


小中学生

「こどもの自己認識・社会参画意識」について、小学5年生、中学2年生ともに、いずれの項目でも「あてはまる」「あてはまる」と「どちらかというにあてはまる」の合計が高くなっていますが、一方で「あてはまらない」「どちらかというにあてはまらない」と「ない」を選択したこどもも一定数いることがわかり、その割合は年齢が高いほど増える傾向にあります。

あなたの今や将来への感覚について教えてください。

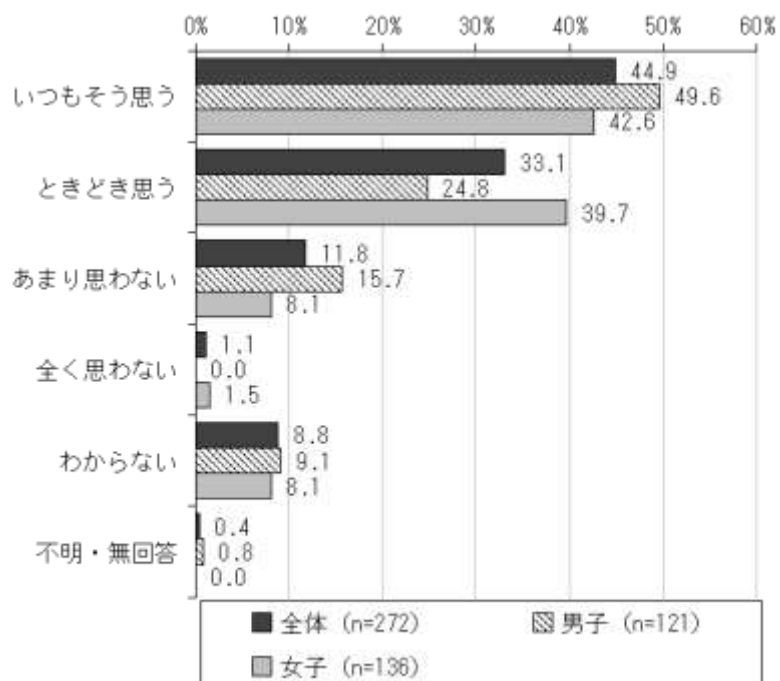




高校生

「自己尊重と安心感」についての高校生の回答は、約8割が肯定的(「いつもそう思う」と「ときどき思う」)に捉えている一方で、「あまり思わない」「わからない」と答えた層も一定数存在し、自己認識に揺らぎを感じているこどもがいることがうかがえます。

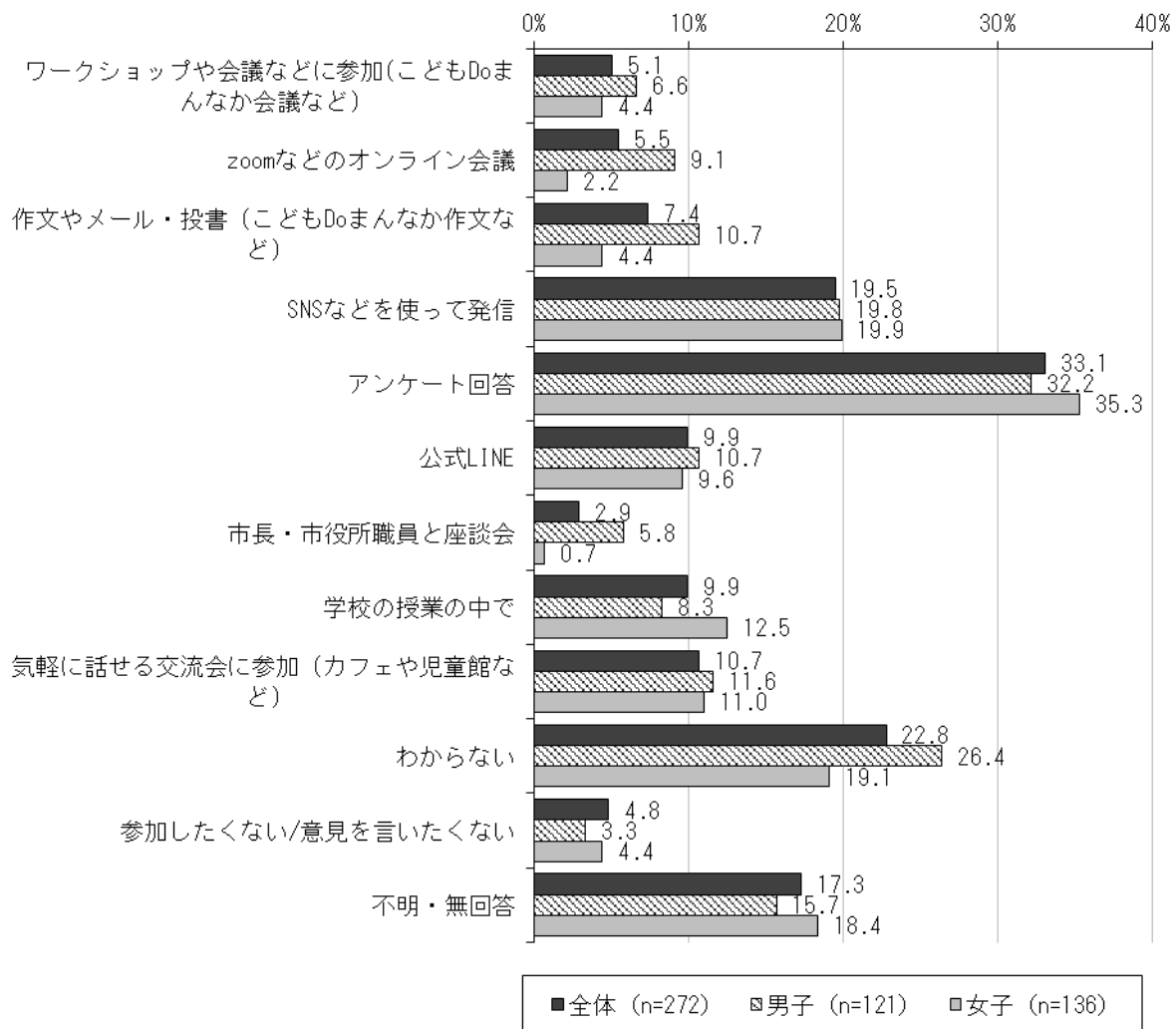
自分を大切に、毎日を安心して過ごさせていますか？



高校生

「思いや意見を伝えやすい場所や方法」について尋ねた設問では、「アンケート回答」や「公式LINE」など、非対面で匿名性のある手段が多く選ばれました。また、「わからない」「言いたくない」といった回答も一定数あり、意見表明の場づくりには、記述・対話・デジタルなど多様な選択肢と、心理的安全性を両立させた環境整備が求められます。

どのような場所や方法なら、まわりに自分の「思い」や「意見」を伝えやすいと思いますか？



調査から見える課題

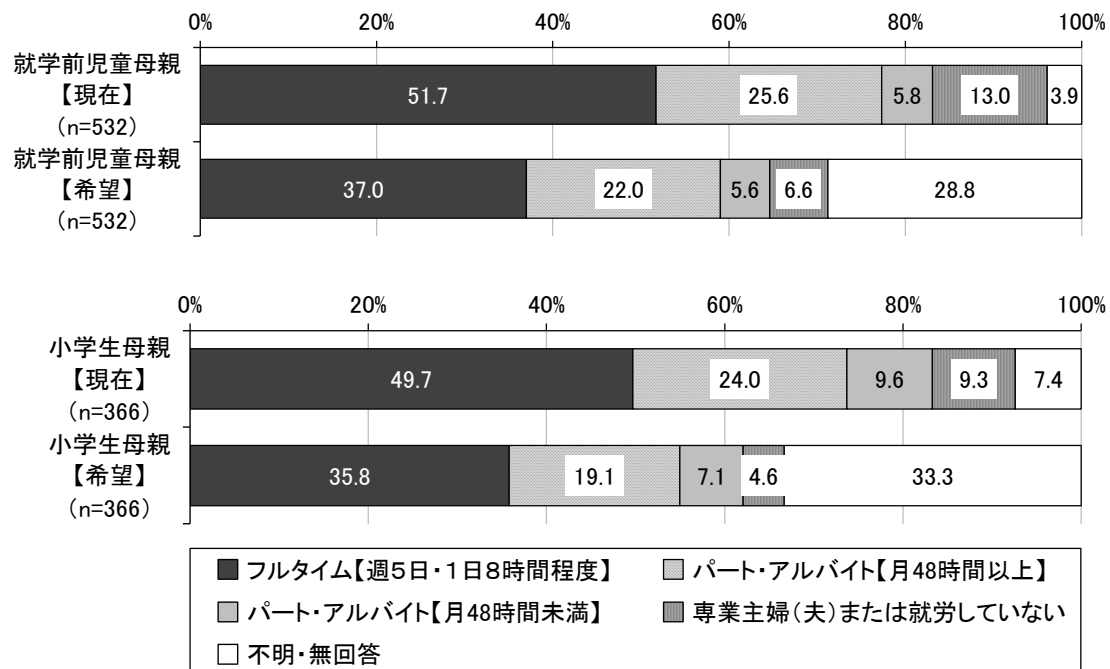
こどもが自分の思いや意見を安心して伝えられるようにするためには、『こどもの権利』に関する継続的な啓発とともに、意見表明や社会参画への意欲を育む機会の確保が必要です。そのためには、日常的に自己尊重意識が守られ、心理的安全性が保障される環境づくりが欠かせません。記述・対話・デジタルなど多様な手段を用意し、こどもが自分に合った方法で大人に声を届けられるよう、選択肢の幅と安心感の両立を丁寧に設計することが求められます。

■子育て支援ニーズについて

保護者

「母親の就労状況」については、就学前児童・小学生の保護者ともに「フルタイム勤務」が最多であり、実際の就労率は希望を上回っています。これは、育児期であっても多くの母親が長時間労働を担っている現状を示しており、働き方の選択肢が限られている可能性があります。また、希望とのギャップからは、より柔軟な働き方や子育て支援を求める声を読み取れ、両立支援や就労環境の改善が課題であることがうかがえます。

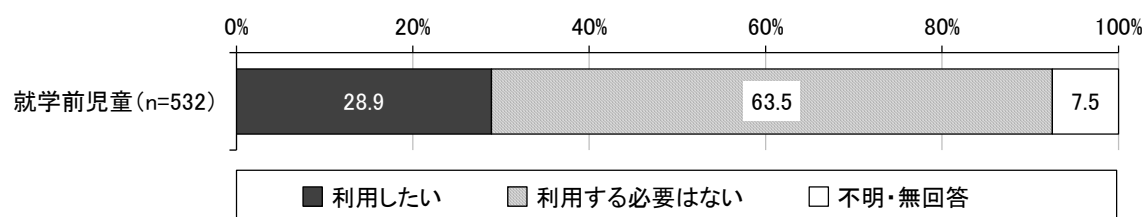
母親の実際の就労状況と希望の就労形態をおしえてください。



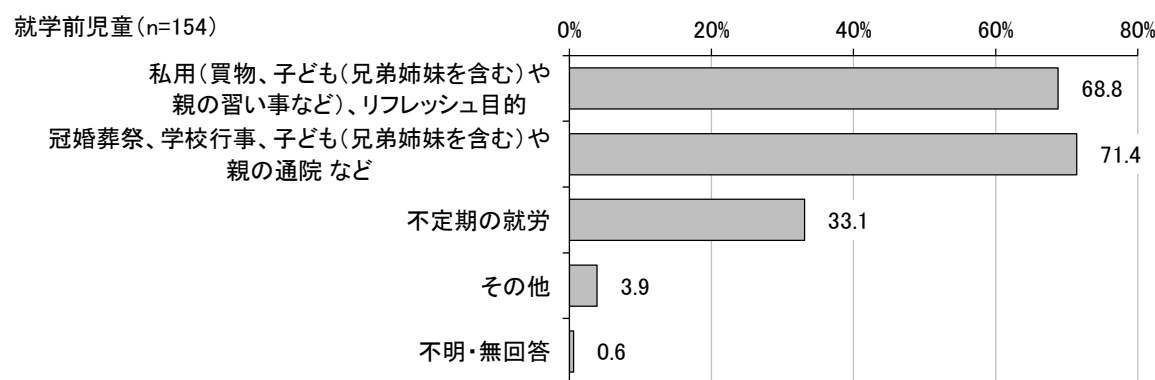
保護者

「不定期な保育利用」に関する調査では、約3割の保護者が「利用したい」と回答しており、冠婚葬祭や通院、私用やリフレッシュなど多様な理由が挙げられています。これは、就労以外にも柔軟な保育ニーズが存在することが示されています。提供サービスとして、一時預かりなどの需要も認められます。

不定期な教育・保育事業や一時預かりなどの利用希望はありますか？



利用したい理由はなんですか？



調査から見える課題

「子育て支援ニーズ調査」からは、保護者の柔軟な働き方や支援を求める声が多く見られました。子育てと仕事の両立を支える環境の整備は、保護者が安心して子育てに向き合える基盤となるだけでなく、こどもの安心感や生活の安定にもつながります。こうした環境が整うことで、こどもが自分らしく過ごし、社会と関わる力を育むことが期待されます。

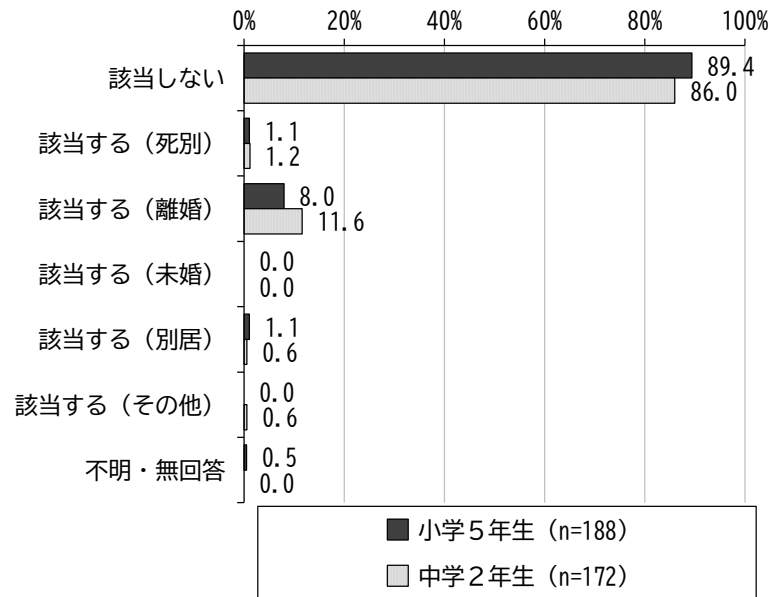
■子育ての負担度合いが高い世帯の状況

保護者

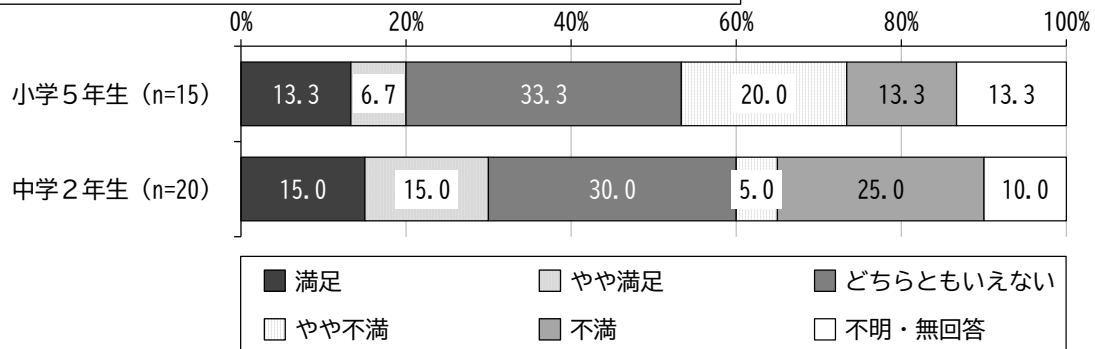
「ひとり親世帯」の割合は小中学生の保護者層で約1割前後と推定され、離婚による世帯構成が主な背景となっています。

支援の満足度については、「どちらともいえない」が最多であり、「不満」「やや不満」と答えた層も3割程度存在します。

「ひとり親世帯」に該当しますか？



吉野川市のひとり親世帯向けの支援の満足度は？



調査から見える課題

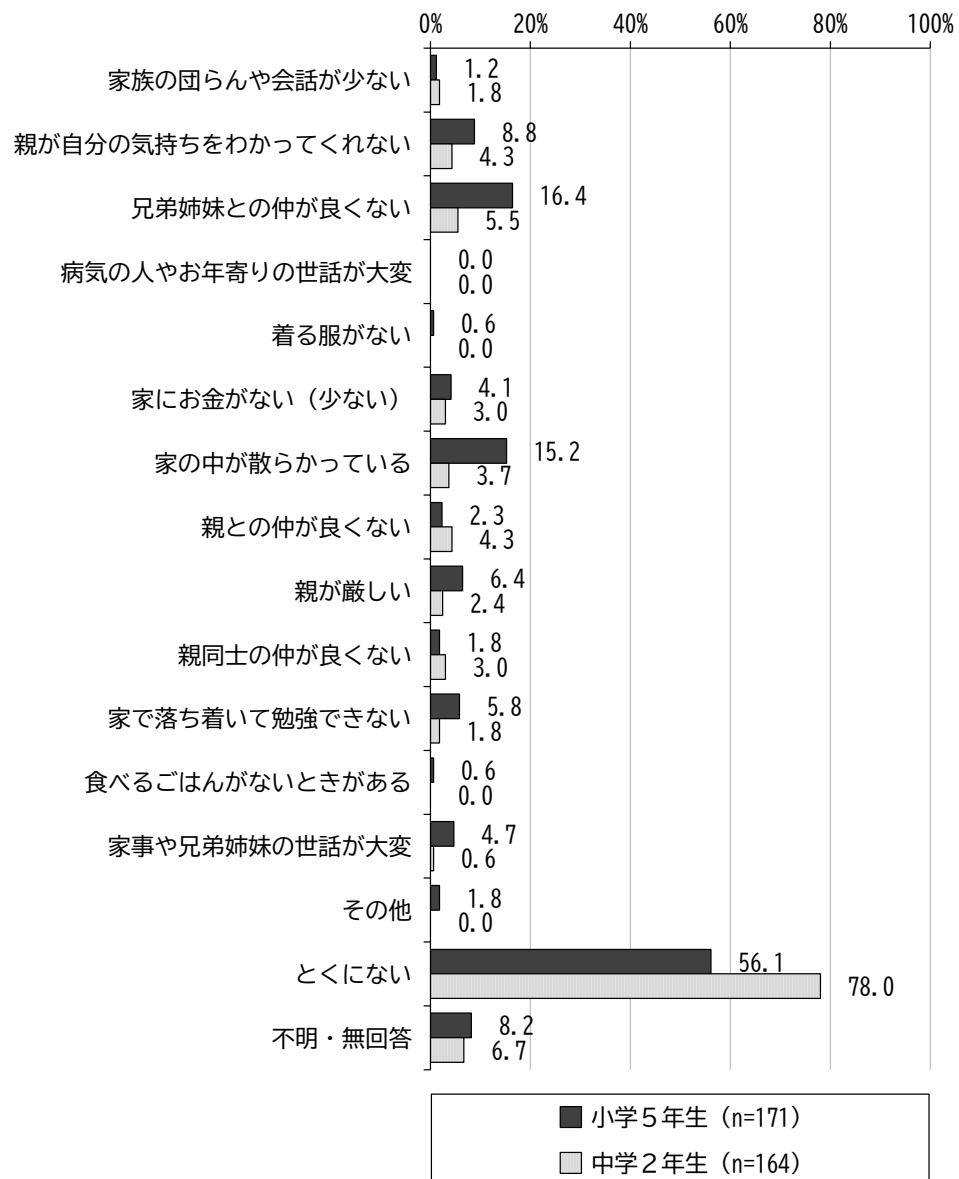
ひとり親世帯に関する調査では、一定の割合で支援への不満が見られました。制度の整備だけでなく、情報の届き方や実際の利用状況に配慮した支援が求められます。こどもが安心して暮らすためには、保護者の生活の安定と、経済的・心理的な負担の軽減が欠かせません。

■家庭内に課題を抱えるこどもの状況

小中学生

「家庭内の困りごと」に関する設問では、「とくにない」と答えたこどもが多い一方で、兄弟姉妹との関係、親とのコミュニケーションなど、家庭内での人間関係の悩みを抱えるこどもも一定数見られます。また、小学5年生の回答からは、「家の中が散らかっている」、「落ち着いて勉強できない」といった、生活環境に関する困りごと確認されています。

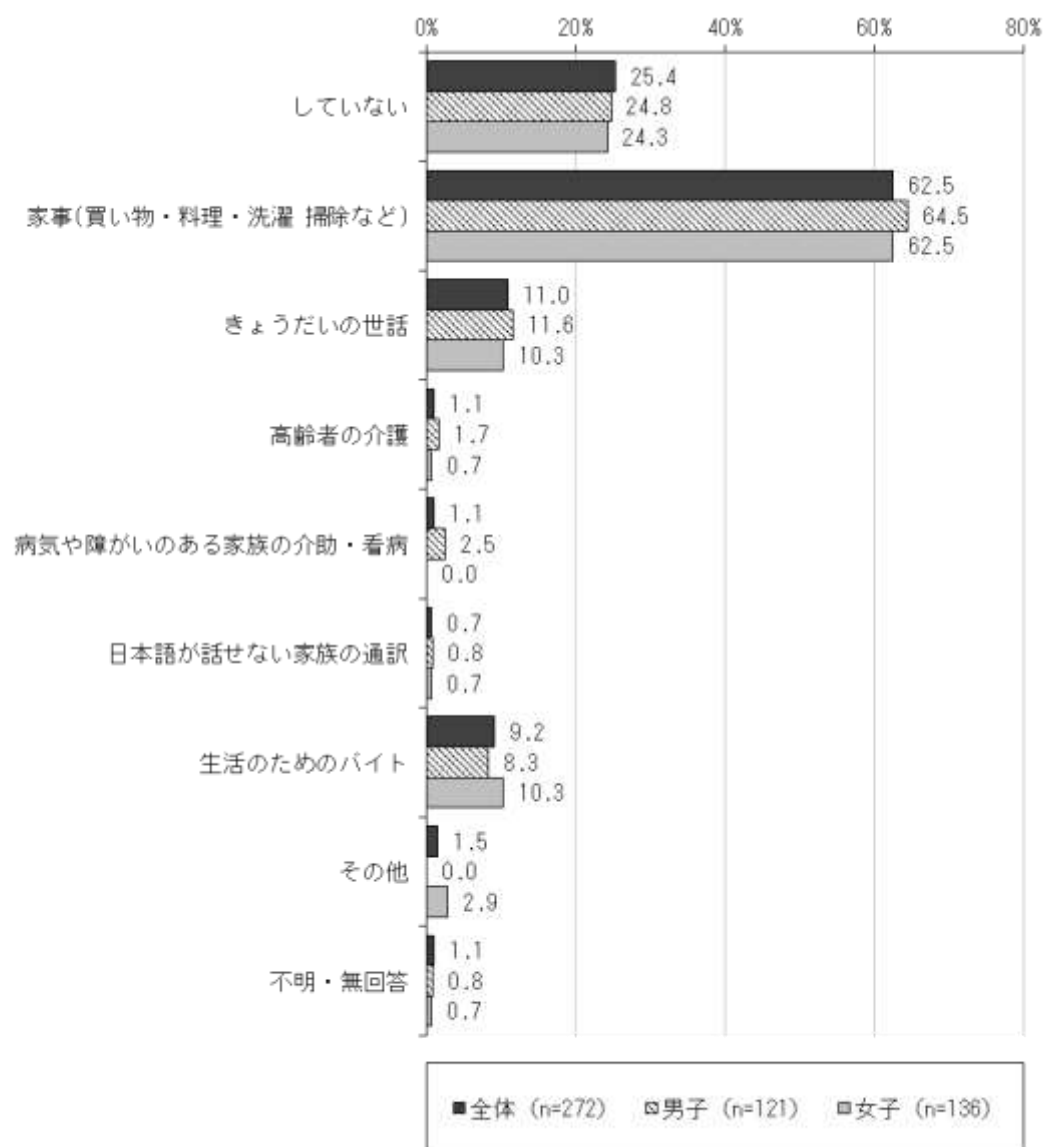
家族のことなどで、困っていることや心配なことはありますか？



高校生

「家庭内の手伝いや世話」に関する設問では、家事への参加率が高く、性別による役割の偏りは少ないことがわかります。介護や通訳などの回答も一部にあり、個別支援が必要なこどもがいることが示唆されています。

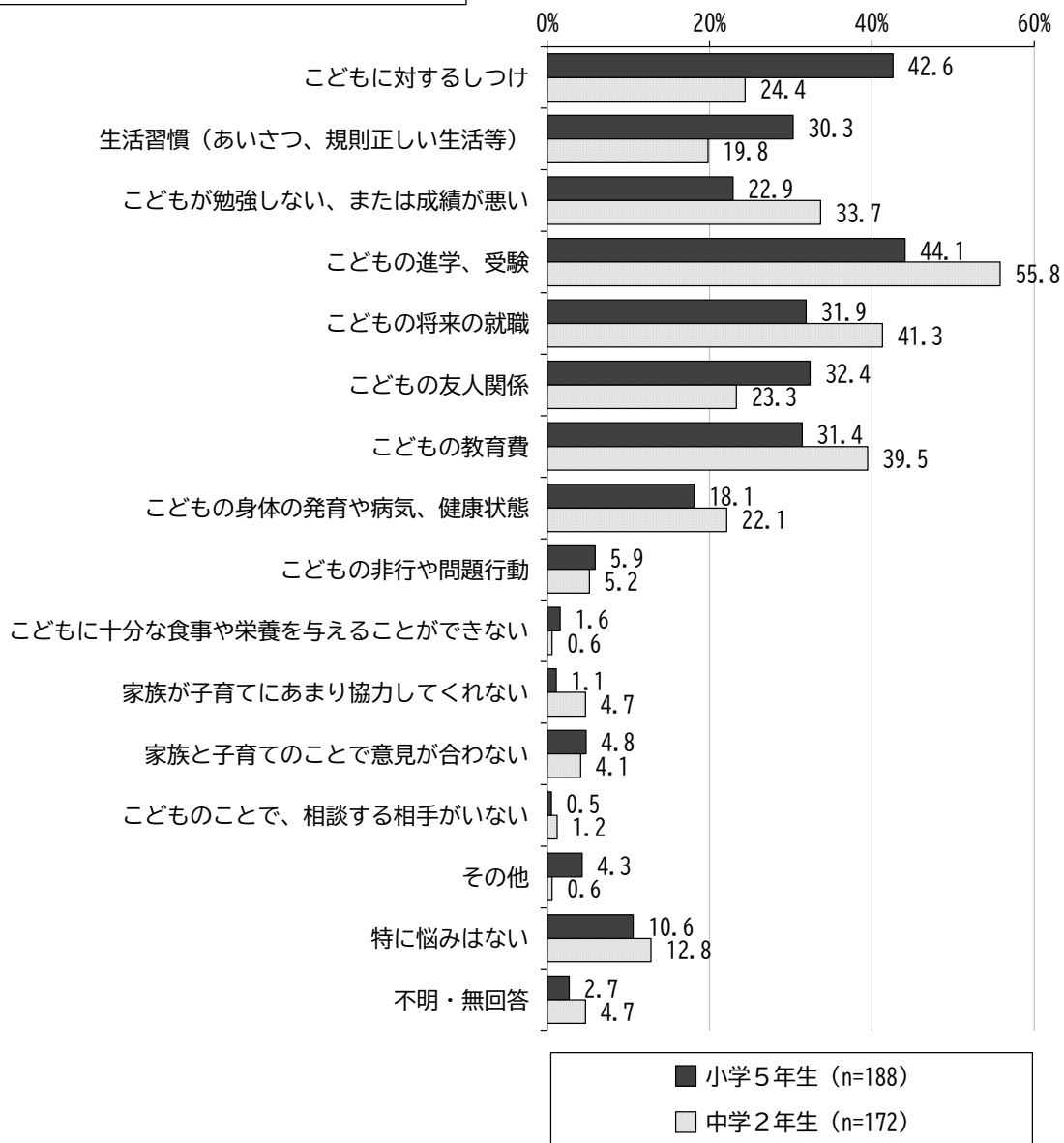
あなたは日常的に、家族の世話や家の手伝いをしていますか？



保護者

「子育てに関する不安」では、小学5年生・中学2年生の保護者ともに「こどもの進学・受験」が最多となっており、将来に向けた教育面の悩みが強く表れています。小学5年生の保護者では「しつけ」への不安も高く、中学2年生の保護者では「就職」や「教育費」など、進路や経済面への関心が高まっていることがうかがえます。

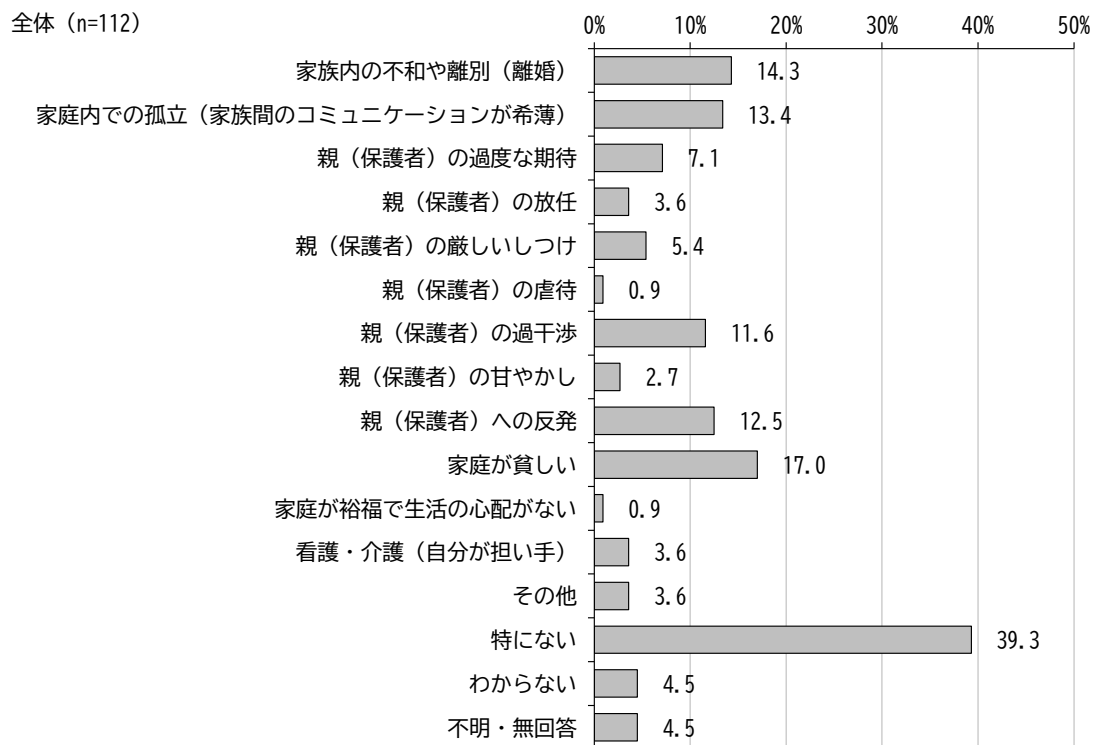
子育てに対する不安はありますか？



若者

「家庭内の問題」に関する設問では、「特にない」と答えた割合が最も高い一方で、「家庭が貧しい」「家族内の不和や離別」など、経済的・関係的な困難を抱える層も一定数存在します。また、家庭内での孤立感や、期待・放任・過干渉といった関係性のゆがみを青年期に自覚する傾向も見られます。

家庭内での問題はありますか？



調査から見える課題

家庭内に困りごとや負担を抱えるこどもが一定数存在しており、家族との関係や家事・世話の役割が日常生活に影響を及ぼしていることがうかがえます。こうした状況にあるこどもが安心して過ごし、自分らしさを保てるよう、家庭環境の違いや保護者の子育てへの不安にも配慮した支援を行うなど、年代や個別の実態に寄り添うしくみの整備が求められています。

■相談の支援について

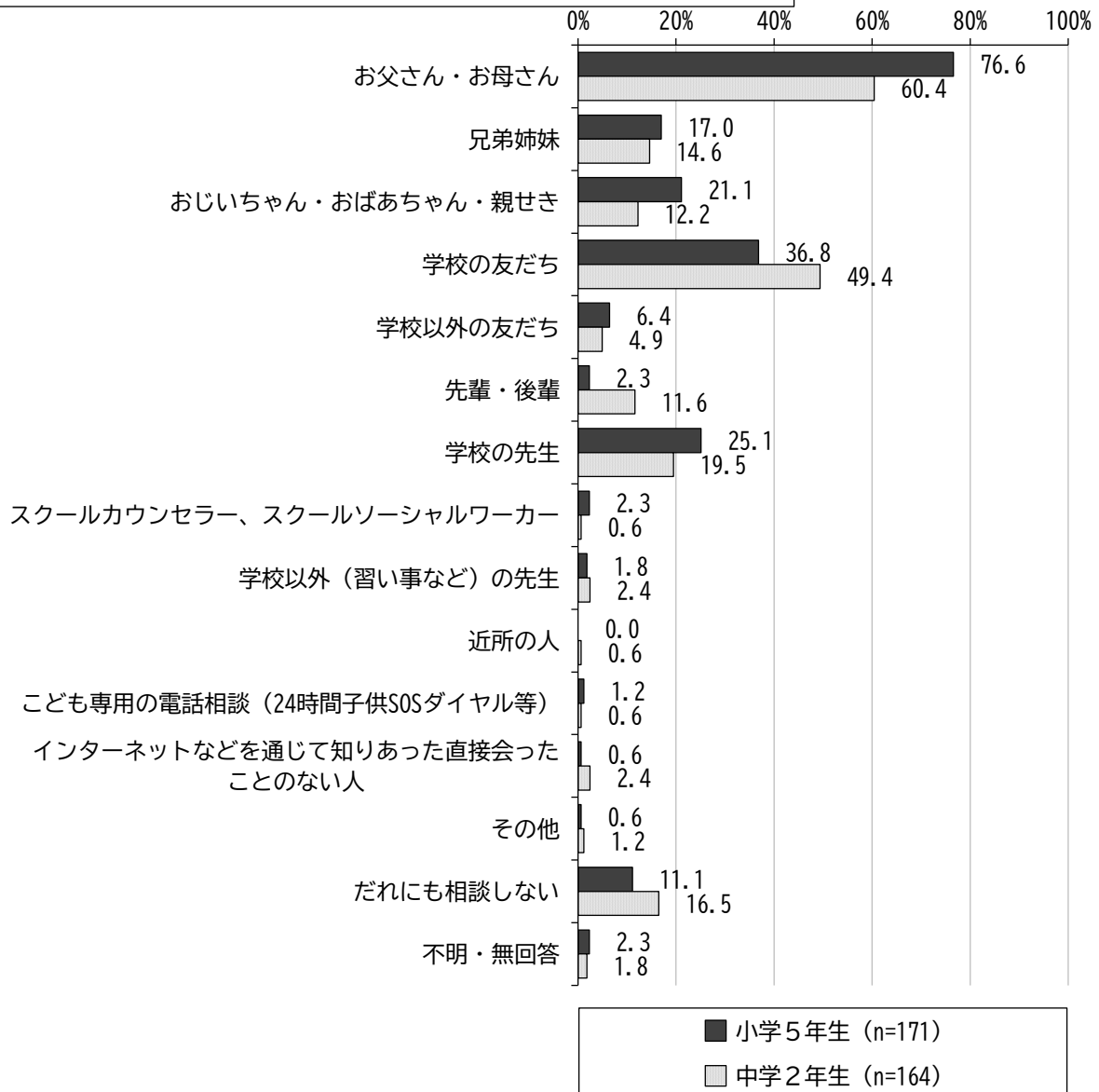
小中学生

高校生

「相談先」に関する設問では、小中学生、高校生ともに「親」が相談相手として最も多く挙げられ、次に「学校の友だち」が多く挙げられており、家庭や学校を中心とした関係性の重要性がうかがえます。一方で、「特にない」「SNS内」など非対面や孤立傾向の回答も一定数あり、「誰にも相談しない」と答えたこどもは、小学5年生で11.1%、中学2年生で16.5%のほります。こうした結果から、相談先の多様化と孤立防止に向けた支援の充実が求められます。

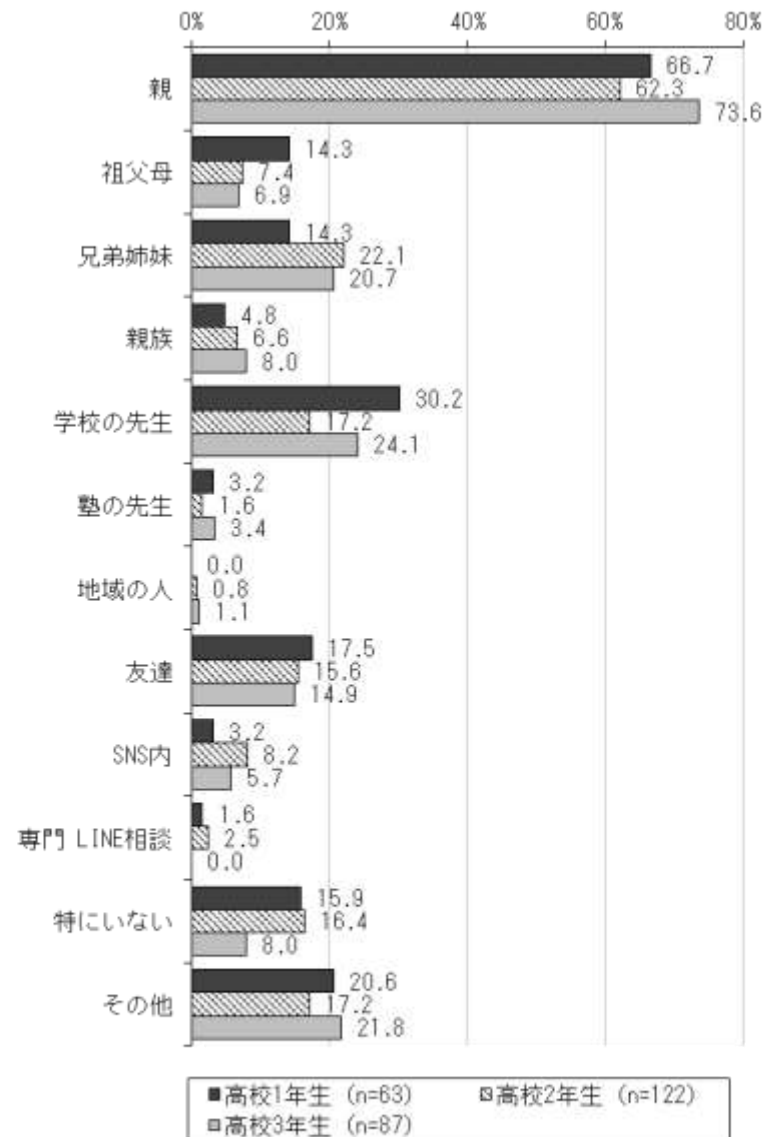
小中学生

いやなことや悩んでいることがあるとき、誰に相談しますか？



高校生

あなたが困ったときに安心して相談できる相手は誰ですか？



調査から見える課題

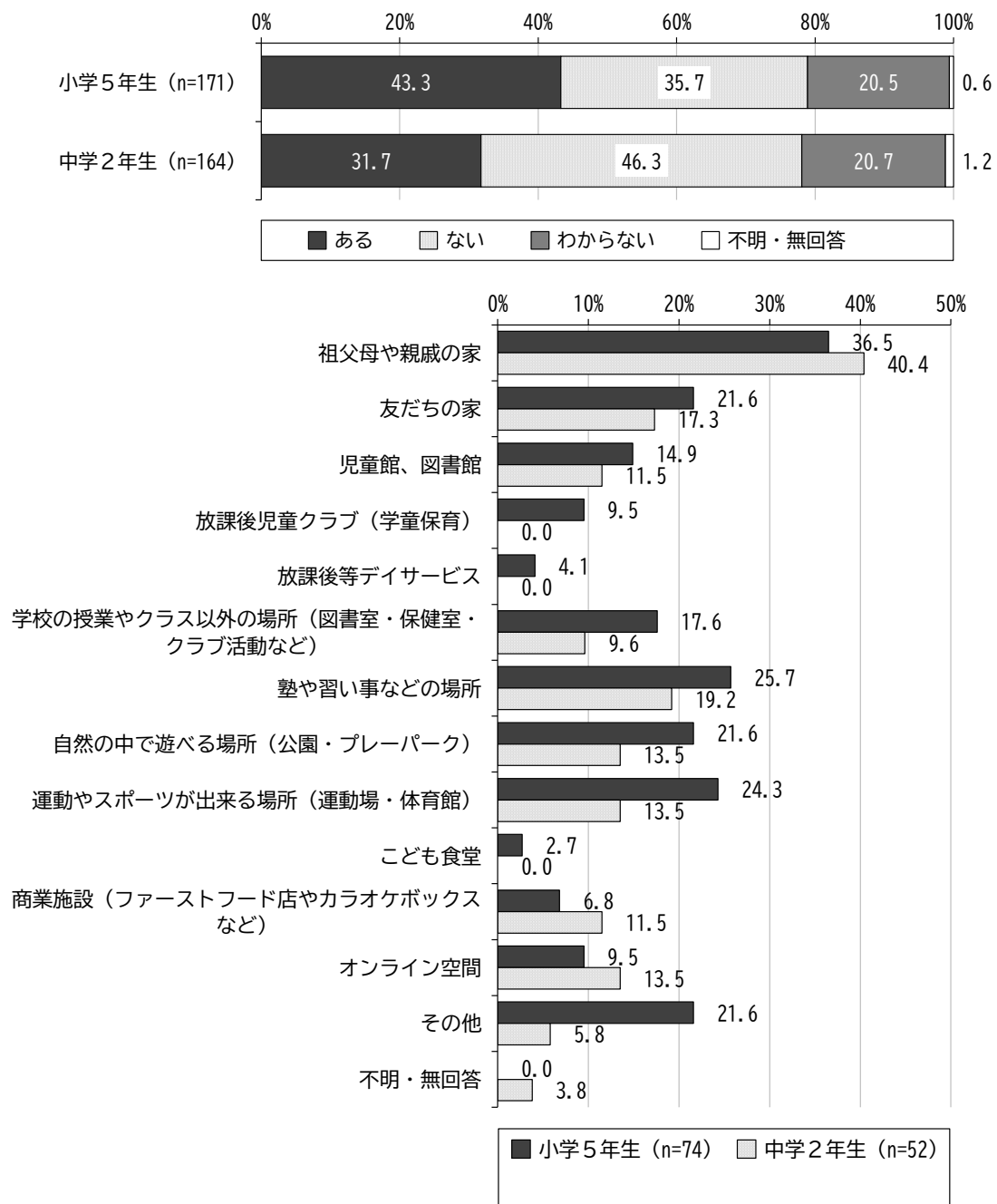
相談支援に関する調査では、親や先生など身近な人が相談相手として多く挙げられる一方で、SNS や地域の人など多様な関係性も見られました。どの年代においても相談先が「ない」と答えるこどもも一定数存在しており、孤立を防ぐためには、学校を含む地域全体で連携し、こどもの状況に応じた相談先を複数準備しておくことが大切です。

■安心できる自分の居場所について

小中学生

「小中学生の居場所」に関する設問では、小学5年生では「ある」と答えたこどもが多く、中学2年生では「ない」が最多となっています。「ある」と答えたこどもの居場所は、祖父母の家や塾・習い事、運動できる場所などが多く挙げられています。一方、「ない」と答えた理由としては、「家や学校以外に居場所を必要だと思わない」が最多であり、「居場所がほしいが見つからない」「時間がない」といった声も一定数見られます（※調査報告書）。

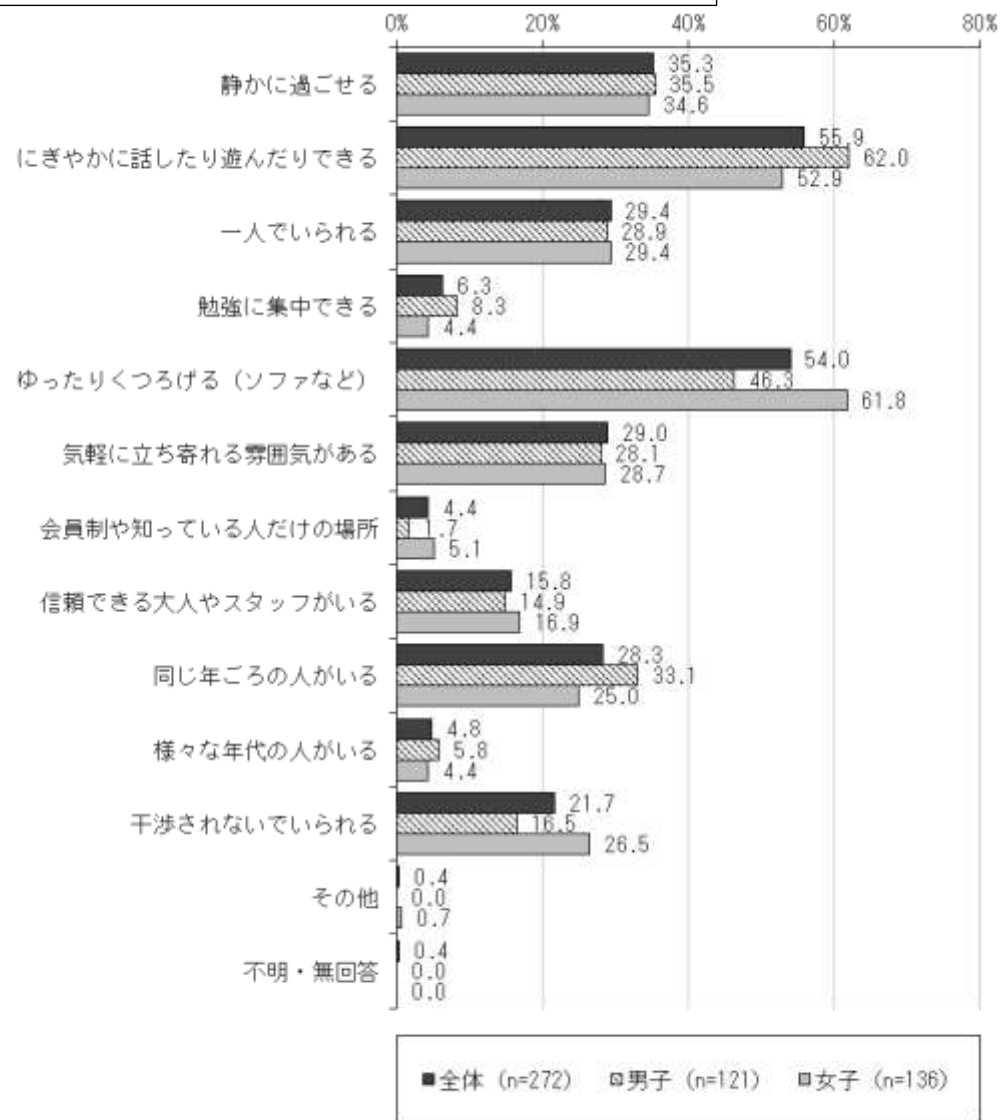
家や学校以外で安心できる居場所、好きな場所はありますか？またそれはどこですか？



高校生

「自分らしくいられる居場所」に関する設問では、「にぎやかに話したり遊んだりできる」が最多であり、人との交流を求める傾向が見られます。一方で、「ゆったりくつろげる」「静かに過ごせる」「干渉されないでいられる」など、落ち着いた空間を求める声も多く、安心感や距離感を重視する傾向がうかがえます。男女差からは、交流と自律の両方に配慮した居場所づくりの必要性が示されています。

あなたが自分らしくいられるのはどんな場所ですか？



調査から見える課題

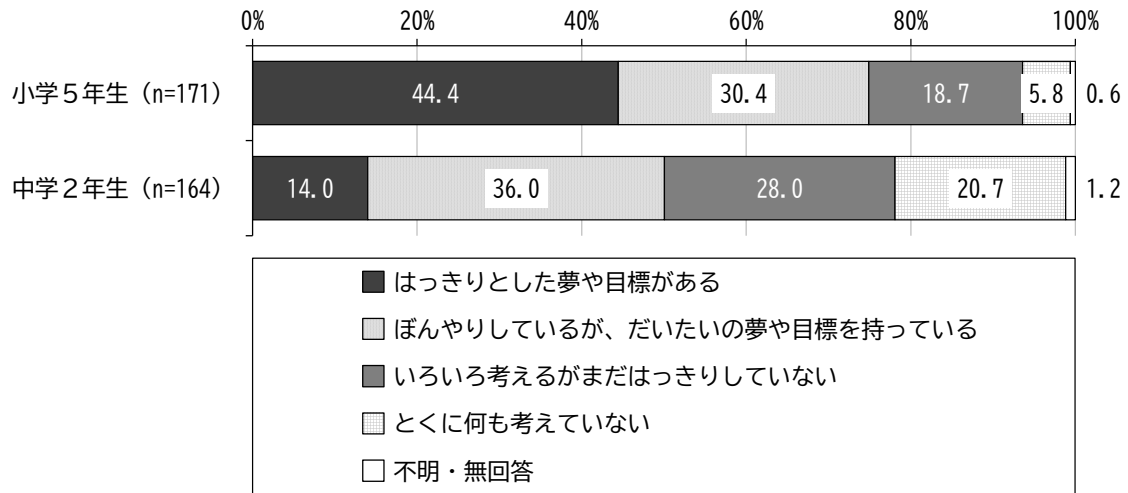
こどもの居場所に関する調査では、小中学生には具体的な場所、高校生には雰囲気や関わり方を尋ね、それぞれに異なるニーズが見られました。どの学年でも一定の割合で居場所への希望があり、好みも多様です。こどもが自分らしく過ごせる環境を整えるためには、決めつけず、年齢や個性に応じた要素を丁寧に組み合わせた柔軟な居場所づくりが求められます。

■将来の希望やまちの暮らしについて

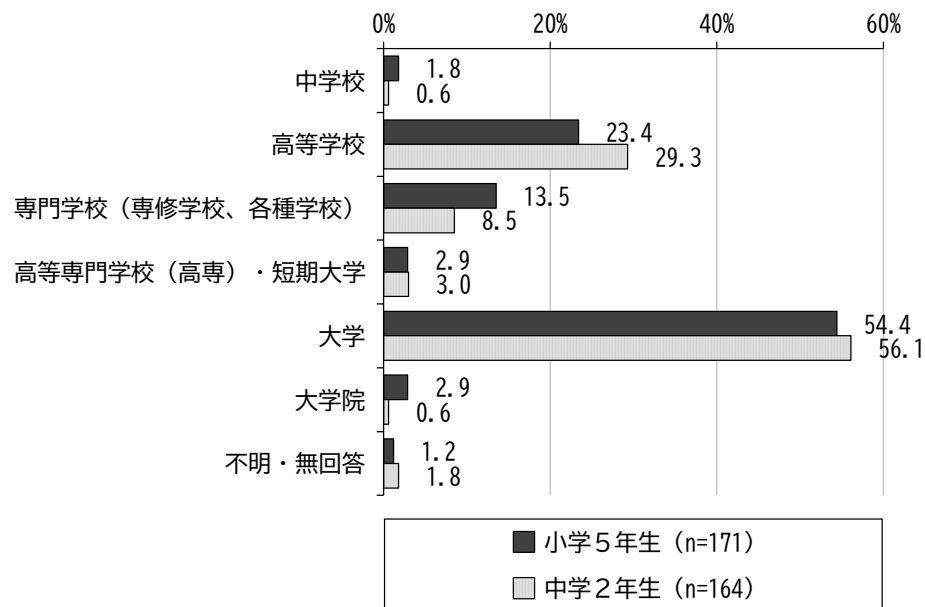
小中学生

「夢や目標」に関する設問では、小学5年生では「はっきりとした夢や目標がある」と答える割合が最も高く、具体的な将来像を持つ傾向が見られます。一方、中学2年生では「ぼんやりしている」「まだはっきりしていない」といった回答が増え、思春期にかけて進路への意識が揺れ動く様子がうかがえます。進学希望に関する設問では、小中学生ともに「大学」を選ぶ割合が最も高く、将来への期待や学びへの意欲が共通して見られます。

将来の夢や目標がありますか？



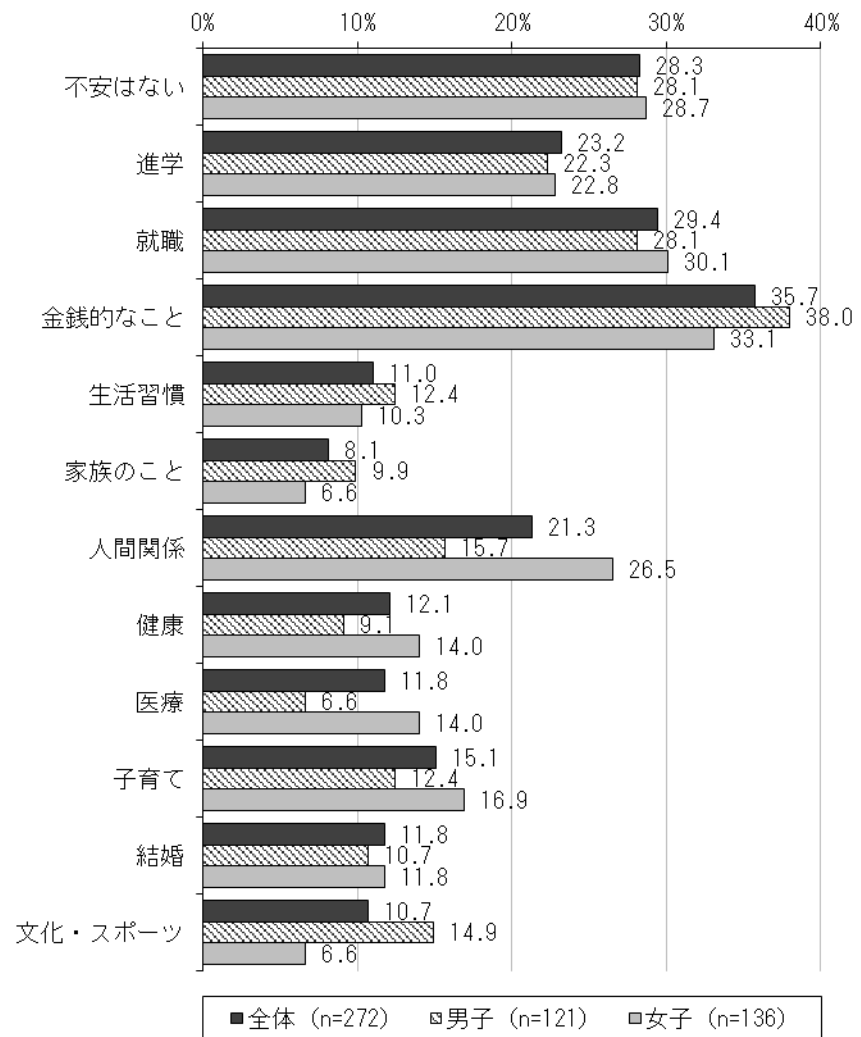
将来どの学校まで進学したいと思いますか？



高校生

「将来の吉野川市での生活に関する不安」は、「金銭的なこと」が最も多く、男女ともに高い割合となっています。「就職」「進学」への不安も多く、進路や経済的安定に対する関心が強く表れています。一方で、「人間関係」「健康」「医療」「子育て」など生活の質に関する項目では女子の不安が高く、ライフイベントへの感受性の違いが見られます。「文化・スポーツ」への関心は男子に多く、余暇や交流の場への期待も示されています。

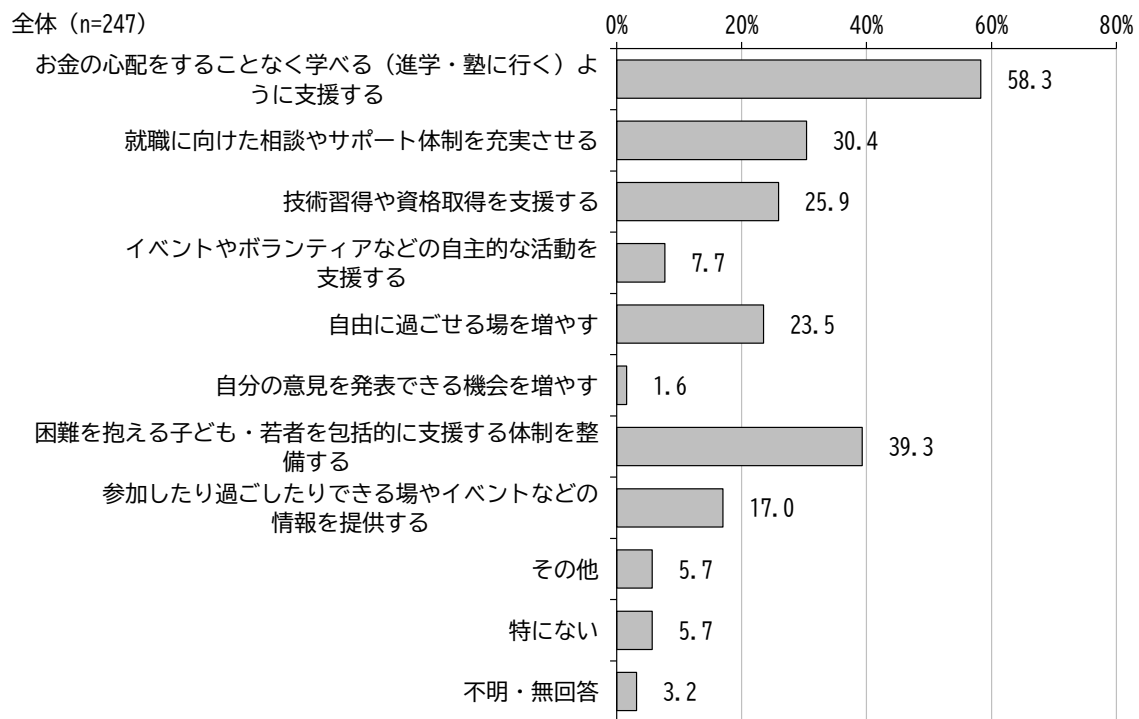
将来の吉野川市での生活で、不安や不足がありますか？



若者

「希望するまちの取り組み」に関する設問では、「お金の心配なく学べるように支援する」が最も多く、進学や学習機会への経済的支援のニーズが強く表れています。次いで、「困難を抱える子ども・若者への包括的支援体制の整備」や「就職に向けた相談・サポート体制の充実」が挙げられ、学び・生活・進路のそれぞれに対する支援の必要性が示されています。

若者（39歳ぐらいまでの人）のために、吉野川市に必要な取り組みは何だと思いますか？



調査から見える課題

こども・若者の将来に関する意識には、学びへの意欲や進学への期待が見られる一方で、進路や経済的な不安を抱える声も多くあります。また、生活の質や人間関係への不安、余暇活動への関心など、まちでの暮らしに対する思いは多様です。こども・若者が自分らしく将来を描けるよう、学び・生活・進路を支える支援と、地域の環境づくりを丁寧に進めていくことが求められます。

■これまでの吉野川市での生活の記憶について

高校生

吉野川市で育った高校生が、幼児期・小学校期・中学校期を振り返ることで、自身の記憶や心情を言語化したアンケートです。

こどもたちの記憶には、地域の環境や人との関係性が深く刻まれており、それらを丁寧に読み解くことで、今後のまちづくりにおける留意点や視点を明らかにすることを目的としています。記憶の中にある「安心」「不安」「楽しさ」「閉塞感」などの感情は、地域のあり方を照らす大切な手がかりとなります。

ポジティブな記憶から見えるもの

こどもたちが「楽しかった」と語る記憶には、以下のような要素が共通して見られました。

- ・ **人との関わり**: 友達、先生、地域の人との交流が、安心感や自己肯定感につながっていました。
- ・ **場の豊かさ**: 公園、祭り、遊び場など、自由に過ごせる空間が「特別な場所」として記憶されています。
- ・ **体験の喜び**: 運動会、修学旅行、部活動、職場体験など、挑戦や達成の体験が心に残っています。これらは「人・場・体験」が三位一体となって、こどもの成長を支えていたことを示しています。

ネガティブな記憶から見えるもの

一方で、こどもたちが「つらかった」と語る記憶には、以下のような傾向が見られました：

- ・ **関係性の不安**: いじめ、孤立、先生との関係など、人間関係に悩む声が多くありました。
- ・ **環境の制約**: 遊ぶ場所の少なさ、交通の不便さ、制度的な困難が、日常の閉塞感につながっていました。
- ・ **個別性への配慮不足**: 感受性や身体状況への理解が十分でない場面が、安心の欠如として記憶されています。

これらは「孤立・制約・配慮不足」が共通する課題として浮かび上がっており、今後の支援施策において重要な視点となります。

今後のまちづくりへの示唆

こどもたちの記憶は、単なる過去の感想ではなく、地域の未来を形づくる羅針盤です。

「安心できる関係性」「選択肢のある空間」「心が動く体験」を支えるまちづくりこそが、こどもたちが自分らしく過ごせる地域の基盤となります。この結果をもとに、関係性・空間・体験のバランスを活かした施策の検討が期待されます。

第3節 吉野川市こどもまんなかプロジェクトの取組状況

吉野川市では、「こどもたちのために何がもっともよいことか」を常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指す『こどもまんなか宣言』の趣旨に基づき、令和5年度（2023年）より『こどもまんなかプロジェクト』に取り組んでいます。

本プロジェクトは、こども・若者の声を聴き、その視点に立ち、こどもとともにまちをつくる「こどもまんなかまちづくり」を理念とし、主な取組としては、こどもたち自身が地域や未来について考え、意見を交わす場である『こども Do まんなか会議』や、こどもたちの思いや願いを言葉にする『こども Do まんなか作文』などを継続的に開催します。

これらの活動を通じて、こどもたちが主体的にまちづくりに関わる機会を創出し、こども・若者の声が市政に反映される仕組みづくりを進めています。吉野川市は今後も、こどもたちとともに歩むまちづくりを推進してまいります。

1 ワークショップ「こども Do まんなか会議」の概要

『こども Do まんなか会議』は、こども・若者がまちづくりに主体的に関わることを目的に、吉野川市が毎年開催している意見交換の場です。市内の小・中学生、高校生及び大学生などが、市長や市議会議員、教育長らのおとな代表と座談会形式で意見を交わします。話し合うテーマは、当日参加したこどもたち自身による投票で決定され、こどもたちの関心や願いが反映される仕組みとなっています。

年度	開催日	参加対象・人数	主な話し合いのテーマ①	主な話し合いのテーマ②
2023	令和5年 10月10日	小・中・高 計36名	こどもの居場所・活動の場をつくろう	吉野川市を活性化させる仕組みやしかけづくり
2024	令和6年 9月24日	小・中・高 計41名	20年後の吉野川市について考えてみよう	こどもたちが安心・安全に過ごせるまちづくり
2025	令和7年 8月3日	小・中・高・大 計28名	吉野川市に賑わいを！～現状と対策を考えよう～	こどもたちがのびのび学べる学校・教育環境について



こども Do まんなか会議



ワークショップのようす

■『こども Do まんなか会議』意見傾向の考察

2023年度は「居場所」や「遊び場」など、身近な願いを中心にした意見が多く、こどもたちの生活実感がそのまま言葉になっていました。2024年度は「未来の吉野川市」や「こどもまんなか社会」など、抽象的なテーマへの挑戦が見られ、構想力が育っていることがうかがえます。2025年度は「地域経済」「都市構造」「教育制度」など、より複雑な課題に対して具体的な提案が多く、実践的なまちづくりの担い手としての視点が育っています。

また、このプロジェクトの取組を通じて、「こどもたちが自分の声を届ける場があること」「その声がまちの未来に関わること」への実感が深まっている様子が見られます。

観 点	2023年度の傾向	2024年度の傾向	2025年度の傾向	考察
まちへの願い	公園・児童館・図書館・遊園地など「居場所」づくりが中心	未来の吉野川市像を描く声が増加。にぎわい・安心・自然・交通など多様化	商店街活性化、ショッピングモール、イベント、FC徳島活用など「にぎわい創出」への提案	「まちの魅力づくり」への視点が広がり、地域資源の活用や経済循環への関心が高まっている
安全・安心	屋根付き広場、見守り付き施設、交通手段の充実など「安心して過ごせる場」への提案	看板設置、危険箇所の改善、いじめや不登校への気づきなど「心理的安全性」への視点が強まる	空き家対策、交通インフラ整備、障がい者も楽しめる施設など「誰もが安心できるまち」への提案	「安全＝物理的環境＋心理的安全性」という捉え方が浸透し、包摂性あるまちづくり意識が育っている
教育・学び	自習スペース、図書館の改善、こどもが考えるイベントなど「学びの場の拡充」	学校環境の改善(エアコン、休み時間、相談場所)、自己表現の機会への提案が増加	校則見直し、生徒参加型の学校運営、ICT整備、職業体験など「のびのび学べる環境」への提案が多様化	「学び＝制度＋空間＋関係性」と捉える視点が育ち、こども自身が教育のあり方を構想する力が高まっている
社会課題へのまなざし	空き家活用、地域交流、イベントの多世代化など「地域課題」への提案が芽生える	少子高齢化、人口減少、移住促進など「構造的課題」への言及が増加	商業区域の格差、公共交通の不備、若者の地元離れなど「都市構造と若者の関係」への深い洞察	年齢が上がるにつれ、意見に地域経済や都市政策への視点が現れ、実践的な提案力が育っている
こどもまんなか社会の理解	「こどもが考える」「こどもがつくる」イベントや施設への提案が中心	「こどもが安心して過ごせる」「こどもの声が届く」まちへの願いが増加	校則決定への参加、企画運営への参画など「こどもが意思決定に関わる社会」の提案が明確に	「こどもまんなか＝真ん中にいるだけでなく、動かす力を持つ存在」として捉える意識が育っている

2 意見募集『こども Do まんなか作文』の概要

『こども Do まんなか作文』は、こどもたちが日ごろ感じていることや、未来の吉野川市についての思いを自由に表現する場として、夏休み期間中に意見募集しています。

2023年度は市内の小・中・高等学校から332点、2024年度は小・中学校から315点、2025年度は小・中学校から251点の応募がありました。

すべての作品は要旨としてまとめ、市のホームページに公開し、市役所の関係課や子育て支援に関わる機関などで、こども・若者のニーズを把握する資料として活用しています。

また、取組として応募者全員に参加記念品として図書カードを贈呈しています。これはこどもたちのアンケート結果をもとに決定したものです。

■ 「こども Do まんなか作文」意見傾向の考察

2023年度は「遊び場・施設・交通」など生活環境への要望が中心で、身近な不便や願いを率直に表現する作文が多く見られました。2024年度は「まちの未来」「社会のしくみ」「こどもが活躍できる場」など、より抽象度の高いテーマに挑戦する姿勢が強まり、構想力や社会的視野の広がりが印象的でした。2025年度は、「自分が市長だったら」「未来の吉野川市をつくるなら」といった主体的な語りが増え、こども自身がまちづくりの担い手として行動する意識が強く表れています。遊園地や水族館、ライブ会場などのにぎわい施設の提案に加え、企業誘致や雇用創出、農業支援、防災・医療体制の整備など、地域の持続性や安心につながる具体的なアイデアが多く見られました。

2023～2025年度を通じて、「自然の豊かさ」や「人のやさしさ」への肯定的な言及は一貫して多く、吉野川市への愛着がこどもたちの根底にあることがうかがえます。作文は単なる願いの表明にとどまらず、こどもたちが自分の言葉でまちの未来を描き、社会とつながろうとする力強いメッセージとなっています。

観 点	2023 年度の傾向	2024 年度の傾向	2025 年度の傾向	考察
まちへの願い	公園・遊園地・ショッピングモールなど「遊び・買い物」の場の充実を求める声が多数	にぎわい創出や観光振興、イベントの拡充など「まちの活性化」への関心が強まる	動物園・水族館・ライブ会場・ゲームセンターなど「にぎやかで楽しいまち」への構想が多彩に展開	提案が増え、まちづくりへの主体的な関心が高まっている
安全・安心	交通ルールの改善、道路整備、こども 110 番の家の設置など「身近な安全」への提案が多い	看板設置やゴミ問題、災害対策など「環境・防災」への視点が広がる	防犯ブザー、防犯カメラ、堤防整備、災害対策、休日診療など「安心して暮らせるまち」への具体的提案が増加	「安全＝物理的環境＋心理的安心」という捉え方が浸透し、災害・医療・防犯への視野が広がっている
教育・学び	学校環境の改善(エアコン、Wi-Fi、図書館など)や自習スペースの充実を求める声	教育の平等、職業体験、自己肯定感の育成など「学びの質」への提案が増加	給食時間の延長、地元食材の活用、英語教育、自由な進学選択、勉強大会など「学びの体験化・個別化」への関心が強まる	「楽しく学ぶ」「自分らしく学ぶ」とへの提案が増え、教育環境の質と柔軟性が求められている
社会課題へのまなざし	ヤングケアラー、貧困、差別、ジェンダーなどへの気づきが一部にある	「少子高齢化」「人口減少」「地域のつながり」など社会構造への提案	若者の地元離れ、企業誘致、雇用創出、農業支援、地域資源の活用など「地域の持続性」への提案が具体化	高学年・中高生層に「社会を動かす視点」が育ち、経済・人口・産業への提案が増加している
こどもまんなか社会の理解	「こどもが真ん中にあるまち」のイメージを模索する声が多い	「こどもが意見を言える」「大人が耳を傾ける」社会のあり方を具体的に提案	「市長になったら〇〇する」「こどもがまちを動かす」視点が定着し、実行力ある提案が増加	こどもまんなか＝「声が届く」から「行動できる」へと進化し、自治・参画の意識が高まっている

第4節 こども施策の実施状況と課題

1 『子ども・子育て支援事業計画』におけるこども施策の実施状況

第2期子ども・子育て支援事業計画では、認定こども園の整備や地域子ども・子育て支援事業を計画通りに展開するとともに、こども施策においても以下の取組を進めました。

令和6年4月には「こども家庭センター」を開設し、妊娠・出産・育児に関する相談支援を専門職が連携して実施しました。妊婦健康診査に基づく保健指導も行い、妊娠期からの支援を強化しました。学校では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を通じて地域と課題や情報を共有し、協働による子どもの育ちを支援しました。また、障がいのある子どもには加配職員の配置や進学先との引き継ぎを行い、安心して生活できる環境づくりに努めました。

2 『子ども・子育て支援事業計画』における課題整理

- ・ 保育ニーズの継続的な増加への対応

母親の就労率は8割を超え、今後の就労希望も6割台と高水準で推移しており、保育サービスのさらなる充実が求められています。
- ・ 放課後児童クラブ等の利用ニーズの高まり

低学年児童の放課後支援に対する利用意向が6割を超えており、就学前から小学生期までの切れ目ない育成支援の強化が課題です。
- ・ 子どもの交流機会の確保

就学前児童・小学生ともに「子ども同士の交流支援」への期待が高く、日常的にふれあえる居場所づくりが重要な施策課題となっています。

3 『子ども・子育て支援事業計画』におけるこども施策の方向性

本市では、子ども・子育て支援事業計画の基本理念「子どもも親も みんなが笑顔 地域の力で夢紡ぐまち 吉野川」のもと、次世代育成支援行動計画を踏襲しながら、認定こども園の整備や地域子育て支援事業を計画的に推進してきました。また、地域福祉計画では「みんなの絆と地域の力で育む 心豊かな吉野川市」を掲げ、地域のつながりを重視した支援体制を築いています。

第3期子ども・子育て支援事業計画においても、これまでの理念を継承し、子どもの最善の利益を中心に、地域全体で子育てを支える体制づくりを進めてきました。今後も保育・放課後支援の提供体制を整備するとともに、潜在的ニーズへの対応、子育て環境の充実、こどもの権利の理解促進を図り、「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

4 『第3期子ども・子育て支援事業計画』の基本目標と方向性

第3期計画における5つの基本目標とその方向性は、以下のとおりです。

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む教育・保育環境の充実

時代とともに多様化する教育・保育のニーズに対応できるよう、保育人材等の確保に努めるとともに、子ども一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性を育み、たくましく生きる力を培うことができるよう、保育の質の向上及び就学前児童の教育・保育全体の充実を図ります。

基本目標2 地域における子育て支援の充実

保護者のニーズに応じた多様な保育サービスの展開と、既存事業の活用促進を図ります。保護者の就労と子育ての両立支援として、病児・病後児保育や一時預かりの充実、ファミリー・サポート・センターの広報強化により、地域で支える子育て支援体制を整えます。

基本目標3 母子の健康の保持・増進と切れ目のない支援体制の確立

健康診査や保健指導等、親子の健康支援や切れ目のない支援に取り組んできましたが、出生数の減少や世帯構造の変化により、孤立しがちな子育て家庭への支援が課題となっています。そのため、相談体制の充実と情報発信を強化するとともに、産後ケア事業や親子関係形成支援事業（BPプログラム）など、つながりを支える支援を推進します。

基本目標4 家庭における子育て支援の充実

父親と母親が子育てについて協力し合いながら、喜びと幸せを感じて子育てをすることができるよう、地域住民に対して男女共同参画の意識啓発を行うとともに、企業に向けた働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、さらには男性の育児休暇取得の啓発を行い、意識の醸成を図ります。

基本目標5 特別な支援が必要な児童への支援の充実

児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障がい児や医療的ケア児への支援など、県施策との連携を図りながら、市の実情に応じた支援を関係機関と協力して展開します。虐待の予防・早期発見・迅速対応の体制整備や、ひとり親家庭への経済的支援と相談体制の強化を進め、複雑な課題にも対応できる支援体制の充実を図ります。

また、国のこども大綱等を踏まえ、以下のような課題への対応が求められています。

こどもを取り巻く新たな課題への対応

近年、ヤングケアラーや居場所のないこども・若者、SNS等インターネット上の問題など、社会環境の変化に伴い多様な困難が顕在化しています。これらの課題に対しては、こども基本法の理念を踏まえ、関係機関と連携しながら、啓発・支援体制の強化と情報提供の充実を図る必要があります。

また、こども・若者が夢や希望を持ち、それを実現できる社会の構築に向けて、体験機会の提供や就労支援を社会全体で推進します。学校教育においては、ICTの活用、いじめ・不登校への対応、食育の推進、教職員の資質向上などを通じて、学びの質の向上を図ります。

さらに、生涯学習の分野では、世代間交流や文化・スポーツ体験の促進、地域に開かれた学びの場づくりを進めることで、こども・若者が多様な価値観に触れ、社会とのつながりを深められる環境を整備します。

これらの取組を通じて、すべてのこどもが心身ともに健やかに生まれ、自らの意思で未来を選び取ることができるよう、こどもの権利の尊重とウェルビーイングの視点を重視した包括的な支援を進めます。



吉野川市こども計画のこども施策へ

第3章 こども計画の方向性

第1節 計画の基本理念

本計画では、第3期子ども・子育て支援計画の基本理念と基本目標の精神を引き継ぎつつ、こども基本法の理念を踏まえ、子育て支援に加えて若者支援や貧困対策を含めたこども・若者施策に取り組むことで、すべてのこども・若者の権利が尊重され、成長できるまちの実現を目指します。

冒頭における「こども Do まんなかのまちづくり」宣言から発し、以下のように新たにスローガンと基本理念を掲げ、本計画の達成を目指すものとします。

こども Do まんなかのまちづくり		(注釈)
スローガン	『 こども Do まんなか 吉野川 』	“Do”には ”ど真ん中”と“動き出す” 2つの意味があります。
行動メッセージ	こどもの声からはじめてみよう こどもの声から未来をひらこう	こどもの声を新しい気づきとして受けとめ、前向きな行動へつなぐ考え方です。
基本理念	すべてのこどもが、 まちのまんなかで見守られながら、 自分らしく光るまちを目指します。 小さな声が未来を広げ、 やさしいまちを育てます。	どんな境遇のこどもも若者も、 自分らしく育ち、希望を持って 生きられるまちを目指します。 こどもや若者、その育ちを支える 人の多様な声が、暮らしやす いまちを育てていきます。
こどもたちへ 理念言い換え 【主語はこども】	わたしは、まちのみんなにみまもられて、自分らしくかがやける。 わたしの声は、ちゃんと聞いてもらえる。 わたしの声で、まちがやさしくなっていく。	

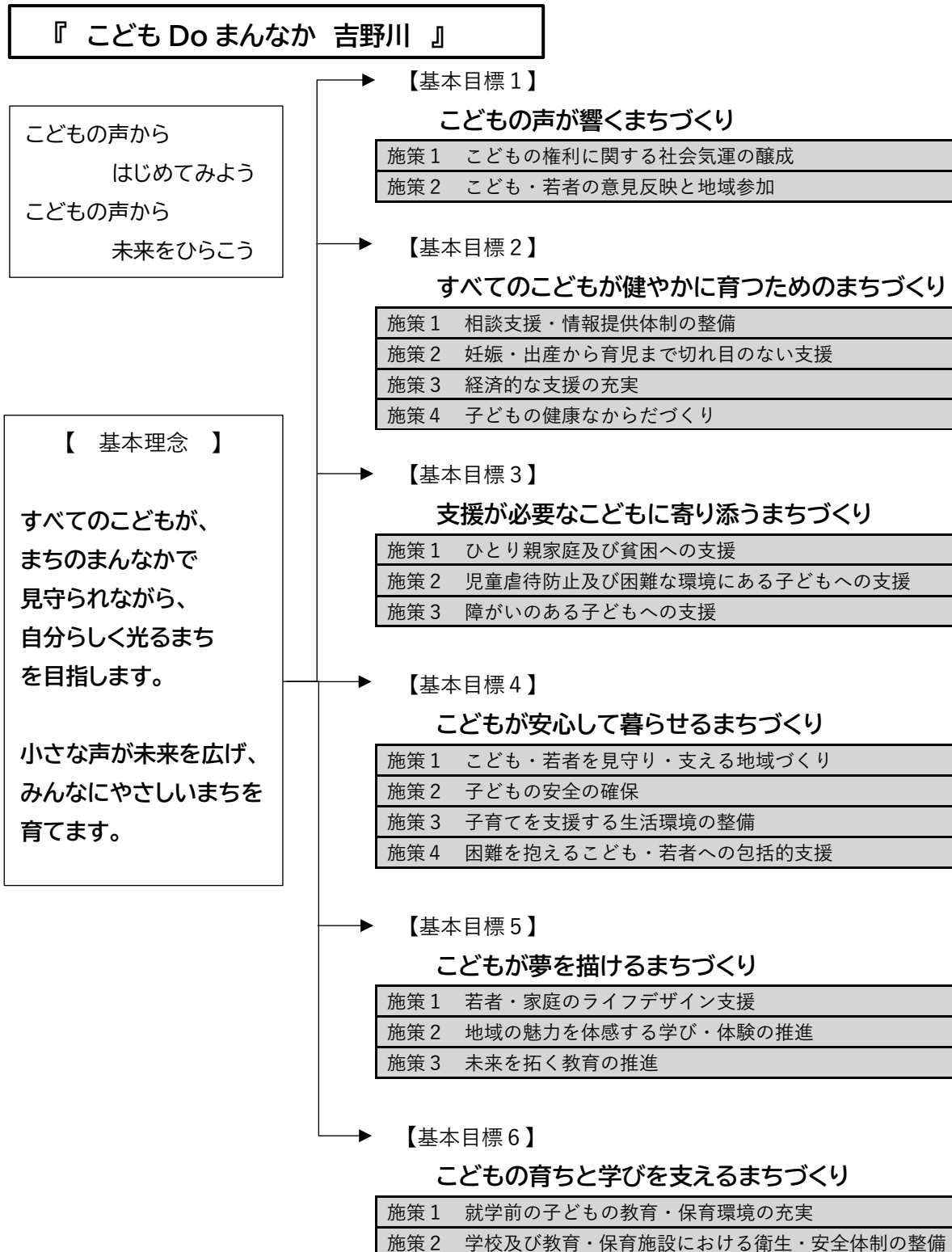


このロゴは、「こども Do まんなか」の理念を視覚的に表現したものです。まんなかにかかれた黄色の笑顔は、光輝くこどもや若者であり、その両側に添えられた手は、こどもの成長を見守る手であると同時に、こどもの声に耳を澄ませる“耳に手をあてる”しぐさも表しています。

左の水色の手は吉野川の流れを、右の緑の手は豊かな山々や自然を象徴することで吉野川市の風土を表し、こどもの成長を包んでいます。こどもをまんなか置き、こどもの声に耳を傾けることで、“まちの未来の芽”は育てられます。

第2節 本計画の体系

本計画の基本理念を実現するため、次の6つの基本目標と方針を設定し、総合的な施策展開を図ります。※目標は「まちづくり」に軸を置き、市の責任と市民の協働を強調しています。



第3節 施策の事業体系

目標ごとの施策と、関係する事業や取組の一覧です。

▶▶基本目標1 こどもの声が響くまちづくり

施策1 こどもの権利に関する社会気運の醸成		
1	こども・若者へのこども基本法の周知	P47
2	こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成	P47
3	こどもまんなか応援サポーターの募集	P47
4	人権啓発活動の推進	P47
5	子育て世帯への情報提供体制の整備	P47
施策2 こども・若者の意見反映と地域参加		
1	こども・若者の意見表明の機会の確保と市政への反映	P48
2	こども園等における気持ちと意見の表現を支える取組	P48
3	地域における体験活動	P48

▶▶基本目標2 すべてのこどもが健やかに育つためのまちづくり

施策1 相談支援・情報提供体制の整備		
1	こども家庭センターにおける相談支援の充実	P50
2	乳幼児相談	P50
3	発達相談	P50
4	育児相談	P51
5	地域子育て支援拠点事業の充実	P51
施策2 妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援		
1	母子健康手帳の交付	P51
2	妊婦健診と保健指導の充実	P51
3	妊娠期支援（マタニティ教室・相談）の推進	P51
4	産後ケア事業の推進	P52
5	親子関係形成支援事業（BPプログラム）の推進	P52
6	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	P52
7	不妊治療対策	P52
8	子育て短期支援事業の推進	P52
9	養育支援訪問事業の推進	P52
施策3 経済的な支援の充実		
1	出産・育児等にかかる経済的負担の軽減	P53
2	子どもはぐくみ医療費助成事業	P53
3	未熟児等への養育医療費支援	P53
4	ひとり親家庭医療費助成事業	P53

施策4 子どもの健康なからだづくり		
	1 感染症予防（予防接種）事業	P54
	2 子どもの心と身体の健やかな発達の促進	P54
	3 こども園における「ことばの教室事業」の推進	P54
	4 家庭における食育の推進	P54
	5 食育に関する関係機関の連携	P55
	6 学校給食の提供と食育の推進	P55
	7 アレルギーのある子どもへの支援	P55

▶▶基本目標3 支援が必要なこどもに寄り添うまちづくり

施策1 ひとり親家庭及び貧困への支援		
	1 ひとり親家庭への医療費助成や各種手当等の経済的支援	P57
	2 児童扶養手当	P57
	3 母子父子寡婦福祉資金の貸付相談の推進	P57
	4 ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実	P57
	5 ひとり親家庭への就労支援	P57
	6 各種保育サービスにおける支援	P58
	7 日常生活支援事業の推進	P58
	8 放課後児童クラブの利用料の減免	P58
	9 ホームフレンド事業の推進	P58
	10 高等職業訓練推進給付金事業・自立支援教育訓練給付金事業の推進	P58
施策2 児童虐待防止及び困難な環境にある子どもへの支援		
	1 児童虐待防止ネットワークの強化	P59
	2 児童虐待に関する相談体制の整備・充実	P59
	3 児童虐待防止推進月間における啓発の強化	P59
	4 虐待を受けた子どもの支援と連携	P59
	5 養育支援訪問の強化	P59
施策3 障がいのある子どもへの支援		
	1 障がい・発達障がい等に関する相談体制の整備	P60
	2 支援を要する子どもの保育の充実	P60
	3 特別支援教育の推進	P60
	4 支援が必要な子どもの受け入れの推進	P60
	5 放課後児童クラブの障がい児の受け入れの推進	P60

▶▶基本目標4 こどもが安心して暮らせるまちづくり

施策1 こども・若者を見守り・支える地域づくり		
	1 地域組織活動事業（子どもの遊び場や交流機会の創出）	P62
	2 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実	P62
	3 地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進	P62
	4 地域に開かれた保育所・認定こども園・学校づくりの促進	P63
	5 こども食堂などによる子どもの居場所づくりの推進	P63
施策2 子どもの安全の確保		
	1 交通安全設備の整備	P63
	2 道路環境の整備	P63
	3 安全な道路交通環境の整備	P63
	4 交通安全教室の開催	P64
	5 チャイルドシート・ジュニアシート着用の推進	P64
	6 交通安全活動	P64
	7 犯罪に遭わないための連絡網の活用	P64
	8 見守り支援体制づくり	P64
施策3 子育てを支援する生活環境の整備		
	1 公共施設のバリアフリー化	P64
	2 公共交通環境の整備	P65
	3 こども食堂運営団体への補助	P65
	4 児童館の利用促進	P65
施策4 困難を抱えるこども・若者への包括的支援		
	1 児童相談等の相談業務の推進	P65
	2 非行防止の充実	P65
	3 いじめ・不登校等への対応	P66
	4 不登校対策の充実	P66
	5 多文化・多様性に配慮した支援の推進	P66
	6 ヤングケアラー支援の充実	P66
	7 犯罪、いじめ等の被害を受けた子どもへの支援体制	P66

▶▶基本目標5 こどもが夢を描けるまちづくり

施策1 若者・家庭のライフデザイン支援		
	1 就学援助	P68
	2 キャリア教育の推進	P68
	3 結婚・子育てに関する希望の形成	P68
	4 定住の促進	P68
	5 男女共同参画やパートナーシップ宣誓など、多様性を尊重する社会の推進	P69
	6 育児休業制度の促進	P69
	7 企業への働き方の見直しへの広報・啓発	P69
	8 求人情報の提供	P69
	9 就職マッチングフェアの開催	P69
	10 ふれあい就職面接会（障害者就職面接会）の開催	P69
施策2 地域の魅力を体感する学び・体験の推進		
	1 公園などの身近な遊び場の整備	P70
	2 農林業・産業・観光等の推進	P70
	3 農林業まつり事業の実施	P70
	4 芸術文化とスポーツの振興	P70
施策3 未来を拓く教育の推進		
	1 グローバル化に対応した教育の推進	P71
	2 ICTを活用した教育の推進	P71
	3 生涯学習事業の充実	P71
	4 環境教育の推進	P71

▶▶基本目標6 こどもの育ちと学びを支えるまちづくり

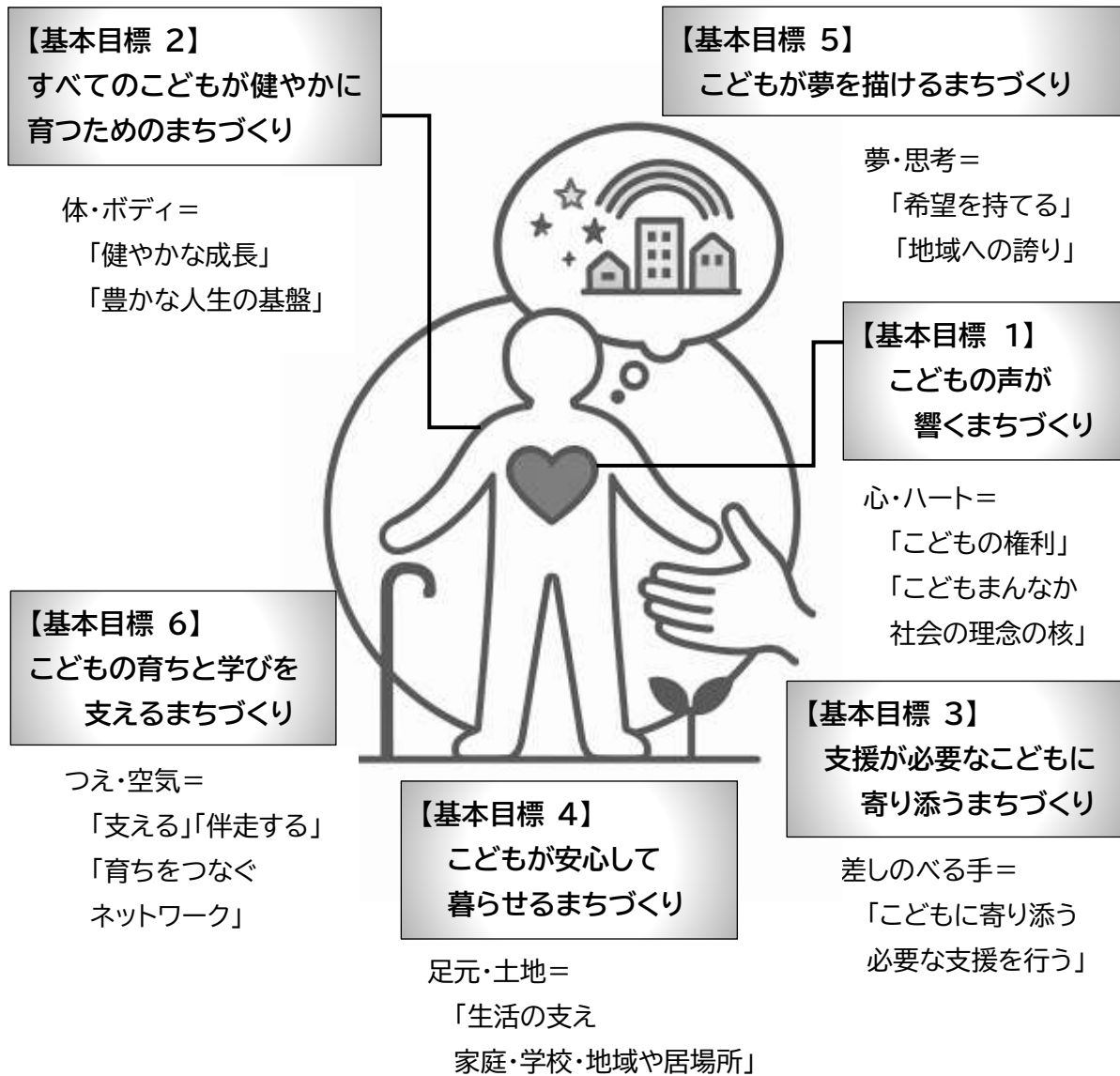
施策1 就学前の子どもの教育・保育環境の充実		
	1 保育環境の改善・充実	P73
	2 情報技術の活用による業務の効率化	P73
	3 保育士等の資質・専門性の向上	P73
	4 自己評価及び調査研究の推進	P73
	5 専門的な人材や地域の多様な人材の活用	P74
	6 支援を要する子どもの保育の充実	P74
施策2 学校及び教育・保育施設における衛生・安全体制の整備		
	1 子どもの健康及び安全の確保	P74
	2 児童生徒の安心感を育む環境整備	P74
	3 防犯教室や避難訓練の実施	P74
	4 こども性暴力防止法の遵守	P74

**「こども Do まんなか」
6つの目標でつくる
まちの姿**

このイメージ図は、「こどもの成長」を一人の人のかたちとまわりの環境で表したものです。

6つの基本目標を、心や体、まわりの環境などに置きかえ、子どもが安心して成長できるまちの姿を表しています。

それぞれの目標がつながりあい、「こどもをまんなかにした社会」をつくることを目指します。



第4章 施策の展開

【基本目標1】 こどもの声が響くまちづくり

基本目標の方向性

こどもが社会のまんなかにいるという価値観とこどもの権利について広く発信し、こども・若者を応援し支える文化の醸成を目指します。こども自身が考え語り、まちづくりに参加する機会を広げるとともに、安心して過ごせる居場所が身近にあるまちを目指します。

(施策1) こどもの権利に関する社会気運の醸成

こども基本法やこどもの権利について、こども・若者自身が学び、大人も理解を深められるよう、学校や地域での啓発活動を推進します。広報やSNS等を活用した情報発信を通じて、社会全体でこどもを尊重する気運の醸成を図ります。

1	こども・若者へのこども基本法の周知	主な担当課
事業・取組	関係機関・団体との連携による啓発や学校における人権教育等を通じ、こども・若者の権利について学ぶ機会を充実します。	こども未来課 学校教育課
2	こども基本法やこどもの権利に関する社会気運の醸成	主な担当課
事業・取組	市民が身近な場で「こども基本法」やこどもの権利に関する啓発活動を行います。また、こどもまんなかアクションの発信や「児童福祉週間」、「子どもの権利月間」等のこども関連情報について、市公式SNS等で発信を行います。	こども未来課 人権課
3	こどもまんなか応援サポーターの募集	主な担当課
事業・取組	こどもを中心にした地域づくりを進めるため、市民だけでなく企業や団体とも連携し、「こどもまんなか応援サポーター」の参画を広げます。	こども未来課
4	人権啓発活動の推進	主な担当課
事業・取組	こども・若者を支援する立場である大人が、いじめや児童虐待等のこどもの権利侵害等に関する意識を高めることができるよう、情報提供やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの人権啓発活動を推進します。	こども家庭センター こども未来課 人権課
5	子育て世帯への情報提供体制の整備	主な担当課
事業・取組	子どもに関する行事案内や地域子育て支援拠点等の行事予定等を、広報誌やホームページ、SNS等を活用して、子育て中の保護者に対して効果的に情報が届くよう情報を発信します。	こども未来課 市長公室

(施策2) こども・若者の意見反映と地域参加

こども・若者が自分の意見を表現し、市政に反映される機会をつくとともに、地域活動への参加を通じて社会とのつながりを育みます。地域における体験を重ねることで、まちへの愛着と主体性を育てます。

1 こども・若者の意見表明の機会の確保と市政への反映		主な担当課
事業・取組	「こども Do まんなか会議」の実施、「こども Do まんなか作文」の募集等により、こども・若者が自分の意見や考えを表現する機会をつくります。その内容は、市民への周知や庁舎内での共有・政策検討に活用していきます。	こども未来課
2 こども園等における気持ちと意見の表現を支える取組		主な担当課
事業・取組	こども園等において、日々の生活の中で子どもがその時の気持ちや好みを自由に選び、表現できる機会を大切にします。例えば、給食メニューや活動内容を投票等で選ぶなど、主体的に意思を示す経験も取り入れ、未就学児の頃から自分の気持ちや考えを安心して表現できる環境を整えます。	こども未来課 認定こども園
3 地域における体験活動		主な担当課
事業・取組	地域団体と連携し、公園や道路の清掃など、地域に根付いたボランティア活動に取り組みます。	こども未来課 学校教育課 環境企画課



こどもたちの声

【基本目標 1】
こどもの声が響くまちづくり

【会議・作文より抜粋】

「こどもがテーマを選ぶ会議が楽しかった」
「こどもが考えてつくるお祭りをしたい」
「こどもが意見を言える場がもっとほしい」
「校則の決定に生徒が関わりたい」

「こどもまんなか社会って、こどもが真ん中にいる
だけじゃなく、動かす力を持つことだと思う」
「こどもがつくるイベントや
施設があれば、もっと
まちが楽しくなる」

「こどもが市の未来を
考える作文を
書いてうれしかった」

【高校生アンケートより抜粋】

「意見を言う場があることはうれしく」
「自分の意見がまちづくり
活かされるなら、もっと参加したい」
「こどもが意見を言ってもいい
雰囲気があるといい」
「意見を聴いてもらえるよ、」
「自分のまちに関心を持って」



【基本目標2】 すべてのこどもが健やかに育つためのまちづくり

基本目標の方向性

子どもが生涯を通じて心身の健康を保てるよう、妊娠・出産から乳幼児期、学齢期、思春期に至るまで、切れ目のない支援を行います。食育の推進や子育てに関する情報発信など、家庭や地域が育ちを支え合える環境づくりを進めます。

(施策1) 相談支援・情報提供体制の整備

妊娠期から子育て期にかけての不安や悩みに寄り添い、健診や相談事業を通じて母子の健康を支えます。子どもの発育や発達に応じた支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

1 こども家庭センターにおける相談支援の充実		主な担当課
事業・取組	妊娠期の悩みごとや健康管理等に関する相談を受け付けるとともに、子どもの誕生後も、18歳の成人に至るまでの様々な相談を受け、また地域資源等も活用しながら、それぞれの子どもや家庭に適した支援の調整（コーディネート）を行います。実施にあたっては、個別の事例ごとに担当課と連携して相談支援に取り組み、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの切れ目のない支援に取り組みます。	こども家庭センター
2 乳幼児相談		主な担当課
事業・取組	保健師、助産師、保育士等の専門職が妊娠から出産、子育ての様々な相談支援に対応していきます。健康推進課とこども家庭センターが連携して相談支援を充実させていきます。	健康推進課 こども家庭センター
3 発達相談		主な担当課
事業・取組	1歳6か月児健診や3歳児健診等の健診後に、専門家による子どもの成長・発達に応じた相談を実施し、保護者の育児不安の軽減や解消を図るとともに、子どもへの関わり方のアドバイスを行います。 また、小学校入学前の5歳児健診については、国や県、他市町の動向も踏まえながら、実施に向けた検討を行います。	健康推進課

4 育児相談		主な担当課
事業・取組	育児にかかる不安の軽減・解消に向けて、通常の相談業務に加え、各種健診や保育所・認定こども園の園庭開放、子育て支援センター等での行事の際に気軽に相談できる雰囲気づくりを行い、多様な相談に対応できるように推進します。 また、保健師、助産師、保育士等の専門職が妊娠から出産、子育ての様々な相談支援に対応します。	こども未来課 こども家庭センター 認定こども園
5 地域子育て支援拠点事業の充実		主な担当課
事業・取組	子育ての負担感を和らげ、安心して子育て・子育てができる環境を整えるため、子育て支援拠点事業の充実に努めます。地域に根ざした事業展開と効率的かつ効果的な事業運営に努めます。	こども未来課 認定こども園

(施策2) 妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援

妊娠・出産期の精神的な不安や負担の軽減が図れるよう、各種健診や相談事業を通して母子の健康の保持・増進に努め、安心して子育てができる支援の充実に努めます。また、子どもの発育・発達や成長段階に応じて、健やかに成長できるよう、健康な生活の基礎づくりを推進します。

1 母子健康手帳の交付		主な担当課
事業・取組	妊娠の届出時に母子健康手帳を交付し、健やかに妊娠生活を送れるよう、保健指導、栄養指導を実施します。 また、交付・指導の際に出産、育児等の見通しを立てるための面談や情報提供等を通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。	こども家庭センター
2 妊婦健診と保健指導の充実		主な担当課
事業・取組	すべての妊婦に対して、安心、安全に妊娠期を過ごすために妊婦健康診査受診後の保健指導等の介入を行い、妊娠期の健康保持・増進に努めます。	健康推進課 こども家庭センター
3 妊娠期支援（マタニティ教室・相談）の推進		主な担当課
事業・取組	マタニティ教室や個別の面談を実施し、妊娠・出産・産後を健康に過ごすことができ、安心して子育てができるように子	こども家庭センター

	育て世帯の父母への情報提供や個別支援等を行います。	
4 産後ケア事業の推進		主な担当課
事業・取組	出産後の心身の負担を軽減し、安心して育児を始められるよう、産後ケア事業を実施します。市と契約している医療機関等で、休養・授乳支援・育児相談などの産後ケアを受けられる体制を整え、必要に応じて希望するサービスを選択できるようにします。これにより、産後の母親の心身の回復と育児への移行を支援します。	こども家庭センター
5 親子関係形成支援事業（BPプログラム）の推進		主な担当課
事業・取組	出産後の母親が安心して子育てを始められるよう、第1子を出産した母親を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を実施します。乳児の心身の発達に応じた情報提供や相談・助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が気持ちを共有し、支え合える場を設けます。これらの支援を通じて、親子のより良い関係づくりを促進します。	こども家庭センター
6 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		主な担当課
事業・取組	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、授乳や発育・発達に関する相談・支援、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 また、支援が必要となる乳幼児の早期発見と、必要に応じて関係機関と連携して適切な対応を行います。	健康推進課
7 不妊治療対策		主な担当課
事業・取組	不妊治療に対する市民のニーズを把握し、特定不妊治療、男性不妊治療に要する助成内容を充実させることで、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康推進課
8 子育て短期支援事業の推進		主な担当課
事業・取組	保護者が疾病等で、子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に児童養護施設等で預かり、養育を行います。	こども家庭センター
9 養育支援訪問事業の推進		主な担当課
事業・取組	こども家庭センターと連携しながら、ケースに応じたきめ細やかな支援を実施します。 また、妊娠・出産・子育て期の対応を通して、虐待予防に努めます。	健康推進課

(施策3) 経済的な支援の充実

出産や育児にかかる費用負担を軽減するため、給付金や手当、医療費助成などの経済的支援を充実させます。子育て世帯が安心して子どもを育てられるよう、必要な支援を切れ目なく届けます。

1 出産・育児等にかかる経済的負担の軽減		主な担当課
事業・取組	<p>出産育児一時金支給事業や出産祝金支給事業、児童手当、育児用品購入補助事業、在宅育児応援クーポン事業等、各種経済的支援施策の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>さらに、出産・子育て応援給付金事業として、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金を一体的に実施しています。妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し給付金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>こども未来課 国保年金課 こども家庭センター</p>
2 子どもはぐくみ医療費助成事業		主な担当課
事業・取組	子どもを扶養している保護者に対し、医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の医療費負担の軽減を図ります。	こども未来課
3 未熟児等への養育医療費支援の実施		主な担当課
事業・取組	出生時に低体重や未熟性があり、特別な医療を必要とする乳児に対して、医療費の自己負担を軽減する支援を行います。適切な治療を受けられるよう医療費を公費で助成し、子どもの健やかな成長を支えます。	こども未来課
4 ひとり親家庭医療費助成事業		主な担当課
事業・取組	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、保護者が医療機関を受診した際の医療費の一部を助成します。安心して医療を受けられる環境を整え、家庭の生活を支えることを目的としています。	こども未来課

(施策4) 子どもの健康なからだづくり

予防接種や健診、食育の取組を通じて、子どもの心と身体の健やかな成長を支えます。アレルギーや発達の特性にも配慮し、家庭・施設・地域が連携して、健康づくりを推進します。

1 感染症予防（予防接種）事業		主な担当課
事業・取組	<p>新生児訪問や乳幼児健診の場で接種時期の確認や説明を実施し、適切な時期に接種できるよう各予防接種の勧奨通知や電話での勧奨を徹底します。</p> <p>予防接種の重要性と安全性等について正しく理解できるよう周知に努めるとともに、関係機関と連携して接種率向上を図ります。</p>	健康推進課
2 子どもの心と身体の健やかな発達の促進		主な担当課
事業・取組	<p>各種健診等において、子どもの発育・発達を確認し、適切な保健指導・栄養指導を行い、子どもの健やかな成長を促します。また、必要な時期に受診等の確認を行うなど、適切な対応がとれるよう、保健、医療、福祉等の連携強化を図ります。</p>	健康推進課
3 こども園における「ことばの教室事業」の推進		主な担当課
事業・取組	<p>すべての特定教育・保育施設（こども園）に通う5歳児に対し、病院の言語聴覚士による「ことばの発達チェック」を実施し、気になる子どもに「ことばの教室（NPO法人の言語聴覚士が施設を訪問し個別に言語指導）」や病院での言語療法につなげるなど、より多くの子どもが適切な時期に適切なことばの指導を受けることができるよう支援します。</p>	こども未来課 認定こども園
4 家庭における食育の推進		主な担当課
事業・取組	<p>ヘルスマイト（食生活改善推進員）や保育所、認定こども園、学校、給食センターと連携し、家庭での正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の構築、家族との関係づくりによる心身の健全育成に努めます。</p> <p>また、保育所、認定こども園における「食育だより」等を活用して、家庭での食育が図られるよう、家庭でも簡単に</p>	健康推進課 こども未来課 認定こども園

	取り入れられるような情報を発信します。	
5	食育に関する関係機関の連携	主な担当課
事業・取組	食育年間計画を作成し、クッキング保育や菜園活動などを通して、体験型の食育の実施に努めます。 また、引き続き食に関する子どもの連続的な発達について連絡・協議する場を持ち、地域の方の協力のもと収穫体験等が行えるよう、良好な関係を維持していきます。	健康推進課 認定こども園 こども未来課
6	学校給食の提供と食育の推進	主な担当課
事業・取組	魅力ある食育を推進するために、学校、学校給食センター及び関係機関が、家庭・地域とも連携・協力し、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るよう努めます。	学校教育課
7	アレルギーのある子どもへの支援	主な担当課
事業・取組	乳児健診時にアレルギー疾患を有する子どもの保護者に対して、丁寧な相談を行うとともに、保育所、認定こども園への入所、小・中学校入学の際には、それぞれの子どものアレルギーに関する情報を共有し、誤提供や誤食のないよう対応を徹底するとともに、全員が同じ食事ができるよう、給食献立の研究を行います。	健康推進課 こども未来課 認定こども園 学校給食センター

こどもたちの声

【基本目標 2】
すべてのこどもが健やかに
育つためのまちづくり

【会議・作文より抜粋】

「体育館にエアコンがないと暑くて集中できない」

「熱中症対策。プールに屋根をつけてほしい」

「道路の段差で転びそうになる。」

安全な道「ほしい」

「いつも「し」を育てて卵や肉と交換できる

仕組みがあればいい」

「子ども食堂の回数を増やしてほしい」

「自然の中で遊べる場所が

ほしい」

「お年寄りと交流できる

場所があるといい」

【高校生アンケート結果より考察】

・「日々安心して過ごせる」と

答えた高校生は約8割。

一方で「安心していない」「わからない」と

答えた層は約2割存在。

・「家事をしている」高校生は6割以上。

男子の家事参加率が女子を上回る。

性別にとらわれない役割意識の変化が見られる。



【基本目標3】 支援が必要なこどもに寄り添うまちづくり

基本目標の方向性

虐待や貧困など、困難な状況にあるこども・若者やその家庭に対して、個々の背景やニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。障がいのあるこども・若者やヤングケアラーへの適切な支援のほか、誰もが安心して育ち、学べる環境づくりを進めます。

(施策1) ひとり親家庭及び貧困への支援

ひとり親家庭や経済的に困難を抱える家庭に対し、手当や医療費助成、保育料減免などの支援を行い、生活の安定を図ります。相談・就労・保育など多面的な支援を通じて、自立に向けた環境づくりを推進します。

1 ひとり親家庭への医療費助成や各種手当等の経済的支援		主な担当課
事業・取組	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することで、健康の維持・向上に努めます。	こども未来課
2 児童扶養手当		主な担当課
事業・取組	18歳未満の児童を監護しているひとり親家庭の保護者や養育者に対し、生活の安定と自立を促進するため児童扶養手当を支給します。	こども未来課
3 母子父子寡婦福祉資金の貸付相談の推進		主な担当課
事業・取組	経済的自立と児童の福祉の向上を図るため、必要な技能習得資金や就学資金制度の周知を図り、支援が必要な方が活用できるよう相談支援の充実を図ります。	こども家庭センター
4 ひとり親家庭に対する相談・支援活動の充実		主な担当課
事業・取組	生活状況に応じた様々な相談支援を行うとともに、サポートプランを作成し、自立した生活に必要な相談・支援活動の充実を図ります。	こども家庭センター
5 ひとり親家庭への就労支援		主な担当課
事業・取組	ひとり親家庭の保護者が安定した就労につながるよう、講座の開催や就職相談の実施、ハローワークとの連携による求人情報の提供など、就労に向けた支援を行います。また、保護者のニーズを把握し、必要な情報や支援につなぐことで、自立した生活の実現を支えます。	こども家庭センター

6 各種保育サービスにおける支援		主な担当課
事業・取組	各種保育サービスを充実させ、安心して子育てをすることができるよう支援します。 就園児、未就園児の分け隔てなく、また、公私の区分なく本市の子ども全員に保育サービスの提供ができるよう施策の構築に努めます。	こども未来課
7 日常生活支援事業の推進		主な担当課
事業・取組	日常生活に支障を感じ、一時的に支援が必要な家庭に対し、家庭相談員を派遣し、生活援助や子育て支援を行います。また、定期的なモニタリングを行い、相談者の希望に沿った支援を目指します。	こども家庭センター
8 放課後児童クラブの利用料の減免		主な担当課
事業・取組	放課後児童クラブの利用にかかる費用を助成することで、経済的支援の充実を図ります。	こども未来課
9 ホームフレンド事業の推進		主な担当課
事業・取組	子育てに不安や負担を抱える家庭に対して、研修を受けた支援者（ホームフレンド）が家庭を訪問し、育児や家事の見守り・相談・生活支援などを行います。身近な支援者が寄り添うことで、保護者の孤立感を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。	こども家庭センター
10 高等職業訓練推進給付金事業・自立支援教育訓練給付金事業の推進		主な担当課
事業・取組	ひとり親家庭などの保護者が資格取得や職業訓練を受ける際の経済的負担を軽減するため、受講期間中の生活費支援や受講費用の一部助成を行います。これにより、安定した就労につながる資格取得やスキル向上を支援し、自立に向けた環境づくりを進めます。	こども家庭センター

(施策2) 児童虐待防止及び困難な環境にある子どもへの支援

児童虐待の未然防止や早期発見に向けて、関係機関との連携体制を強化し、相談支援や訪問支援を充実させます。困難な環境にある子どもが安心して暮らせるよう、きめ細かな支援と回復への取組を推進します。

1 児童虐待防止ネットワークの強化		主な担当課
事業・取組	児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童対策地域協議会を中心として、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と情報共有を図り、連携強化に努めます。	こども家庭センター
2 児童虐待に関する相談体制の整備・充実		主な担当課
事業・取組	家庭や保育所、認定こども園、学校等関係機関や地域から虐待についての相談等を受け、速やかな情報収集や子どもの安全確認を行うとともに、緊急受理会議を行うなど組織的な対応を強化します。あわせて、家庭訪問や電話による聞き取りを充実させ、虐待の早期発見・予防に努めます。	こども家庭センター
3 児童虐待防止推進月間における啓発の強化		主な担当課
事業・取組	「児童虐待防止推進月間（11月）」に「ストップ！児童虐待」作品展の実施や、保育所、認定こども園、学校へポスターやリーフレットを配布するなど広報活動を強化し、虐待の予防と早期発見に取り組みます。	こども家庭センター
4 虐待を受けた子どもの支援と連携		主な担当課
事業・取組	虐待を受けた子どもに対して、関係機関と連携しながら早期発見と適切な支援につなぐ体制を整えます。児童相談所、学校、医療機関、地域支援者等と情報を共有し、必要に応じて相談支援や一時保護、家庭支援などを実施します。子どもが安心して生活できる環境づくりを進めます。	こども家庭センター
5 養育支援訪問の強化		主な担当課
事業・取組	養育支援訪問を行う保健師と連携し、支援が必要な家庭を早期に発見して、訪問や指導の実施、家庭相談員による対応を通して虐待防止を推進します。 個々に適したきめ細やかな支援を行うために、サポートプランの充実を図ります。	こども家庭センター

(施策3) 障がいのある子どもへの支援

発達や障がいの特性に応じた相談支援や教育・保育の充実を図り、子ども一人ひとりの力が伸びる環境を整えます。関係機関と連携しながら、インクルーシブな地域づくりと安心して過ごせる支援体制を推進します。

1	障がい・発達障がい等に関する相談体制の整備	主な担当課
事業・取組	乳幼児健康診査や相談事業等を通して、発達面で経過観察が必要と判断された乳幼児とその保護者に対して、適切な相談支援を実施し、子育てや子どもの発育・発達に関する不安の軽減を図ります。 また、早期に療育や支援が必要な場合に適切な支援ができるよう、関係機関と連携して支援体制の充実を図ります。	健康推進課
2	支援を要する子どもの保育の充実	主な担当課
事業・取組	保護者と医療、保健、福祉等との連携を強化し、障がいの特性を理解して、個人の能力を伸ばすことのできる保育の実施に努め、必要に応じて加配職員の配置を行います。 また、就学にあたっては、進学先との引き継ぎを行うことで、障がいのある子どもが生活しやすいよう配慮します。 インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいの有無に関わらず、同じ施設で一緒に育つことができる環境を整えます。	認定こども園
3	特別支援教育の推進	主な担当課
事業・取組	適切な就学相談に努めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学相談を進めます。 また、研修等の実施により特別支援教育支援員のより一層の資質向上を目指し、学校の要望に応えるべく新規支援員の拡充も行います。	学校教育課
4	支援が必要な子どもの受け入れの推進	主な担当課
事業・取組	発達や健康、言語、家庭環境など、様々な支援が必要な児童の受け入れを継続できるよう、関係機関との連携、保育士への研修、加配職員の配置などを通じて、すべての子どもが安心して過ごせる環境づくりを推進します。	こども未来課 認定こども園
5	放課後児童クラブの障がい児の受け入れの推進	主な担当課
事業・取組	発達が気になる児童が、放課後児童クラブの利用を希望する際に受け入れることができるよう、支援員や支援補助員等への研修を充実させ、受け入れ体制の充実を図ります。	こども未来課

こどもたちの声

【基本目標 3】
支援が必要なこどもに
寄り添うまちづくり

【会議・作文より抜粋】

「文房具のレンタルサービスがあれば助かる」

「教員の給料を上げて、こどもが増えても教える人がいるようにしてほしい」

「奨学金の受給の壁が高い。受けやすくしてほしい」

「ヤングケアラーのことを知って驚いた。」

「ゼロ社会を目指したい」

「毒親の本を読んで、そんな子がいないまちにしたいと思った」

「虐待を受けた子が

相談できる場所がほしい」

「不登校の子が保健室登校

できるようにしてほしい」

「相談できるスペースが

常設されていると安心する」



【高校生アンケート結果より考察】

・介護や看病、通訳などをしている高校生も

少数ながら存在」↓ヤングケアラーの存在が可視化

・相談相手がいない」SNSやAIに相談している」

高校生が一定数存在

↓孤立傾向や非対面相談のニーズが浮上

・家庭以外の居場所がない」↓居場所づくり



【基本目標4】 こどもが安心して暮らせるまちづくり

基本目標の方向性

防犯・環境整備などを通じて、こどもが安心して過ごせる地域を育みます。いじめ、虐待、性暴力など、権利を侵害するあらゆる暴力を許さず、孤立や制度の狭間などにより支援につながりにくい子どもや若者に対して、積極的に働きかけ、安心できる環境へ導く体制を整えます。

(施策1) こども・若者を見守り・支える地域づくり

児童館や放課後児童クラブなどを活用し、こどもが安心して過ごせる居場所や交流の機会を地域ぐるみでつくります。多世代のふれあいや地域の声を活かした施設づくりを通じて、こどもを見守り育む環境を整えます。

1 地域組織活動事業（子どもの遊び場や交流機会の創出）		主な担当課
事業・取組	児童館や公民館等を拠点とした行事を実施し、地域と親子の交流を推進します。地域の住民の協力のもと放課後子ども教室の内容を充実させ、地域の方と子ども、その保護者とがふれあう機会の充実を図ります。 あわせて、対象施設において子どもの居場所づくりを目的に、「こども・子育て支援事業債」を活用することを検討します。	生涯学習課 こども未来課
2 放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実		主な担当課
事業・取組	放課後の子どもの居場所の確保の一環として、学校の余裕教室等を活用して、放課後児童クラブを実施します。 また、放課後子ども教室との一体的提供等についても、実施できるよう体制を整え、放課後児童クラブにおいても放課後子ども教室との連携が図れるよう推進します。	こども未来課 生涯学習課
3 地域住民・ボランティア等と連携した放課後児童対策の推進		主な担当課
事業・取組	放課後児童クラブや放課後子ども教室において、ボランティアや NPO 団体と協力して行事を継続して実施するとともに、市内の放課後児童クラブ等で地域住民の協力が得られる体制を整備します。	こども未来課 生涯学習課

4 地域に開かれた保育所・認定こども園・学校づくりの促進		主な担当課
事業・取組	<p>地区社会福祉協議会や老人会等との積極的な交流を推進するとともに、交通ボランティア等の地域の方にご協力をいただくことで、多世代交流の充実を図ります。</p> <p>また、学校運営上の課題をコミュニティ・スクール（学校運営協議会）と共有して、地域と協働しながらこどもたちの豊かな成長を育みます。</p>	<p>こども未来課 学校教育課 認定こども園 社会福祉課 長寿いきがい課</p>
5 こども食堂などによる子どもの居場所づくりの推進		主な担当課
事業・取組	<p>地域で運営されるこども食堂や学習支援、交流活動などを支援し、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めます。関係団体との連携を図りながら、食事提供や見守り、相談などの機能を充実させ、地域全体でこどもの育ちを支える環境を整えます。</p>	こども家庭センター

（施策2） 子どもの安全の確保

通学路や公共空間の安全対策を進めるとともに、交通安全教室や見守り活動を通じて、子ども自身が安全に過ごす力を育みます。地域・学校・関係機関と連携し、子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

1 交通安全設備の整備		主な担当課
事業・取組	<p>カーブミラーやガードレール等の道路施設の維持、管理を図るとともに、必要な箇所について、道路施設を整備し、安全の確保に努めます。</p> <p>交通事故による被害が減るよう、地域や学校、警察等の関係機関と連携しながら、交通安全対策を実施します。</p>	監理課
2 道路環境の整備		主な担当課
事業・取組	<p>歩行者が安全に通行することができるよう、歩道等の道路交通環境の整備に努めます。また、道路境界線等がはっきりとわかるよう、適宜調査を行い、上塗りをするなどの対応を行います。</p>	<p>建設課 監理課</p>
3 安全な道路交通環境の整備		主な担当課
事業・取組	<p>交通マナーの向上や安全な道路整備、防犯灯の新設等を行うことで、歩行者が安全に安心して外出できる環境を整えます。必要に応じて交通安全の旗を設置していきます。</p>	<p>市民生活課 建設課</p>

4 交通安全教室の開催		主な担当課
事業・取組	保育所、認定こども園、学校等と協力しながら交通安全教室を開催します。幼児期から交通ルールを遵守し、安全を確保するために必要な習慣・態度・能力を育みます。	市民生活課 認定こども園 学校教育課
5 チャイルドシート・ジュニアシート着用の推進		主な担当課
事業・取組	警察等との連携を強化し、「マナーアップ推進月間県民運動」、「シートベルト着用キャンペーン」等の機会を通して、チャイルドシート・ジュニアシートの必要性の周知や正しく着用できるよう啓発活動を行います。	市民生活課
6 交通安全活動		主な担当課
事業・取組	警察や教職員、交通安全協会、地域住民の協力のもと、交通安全活動を実施し、交通安全の啓発活動を行います。 また、中学校区を目安として4分割し、順次、子どもの目線に立って通学路の点検や園児等のお散歩コースの点検を行い、危険箇所の解消、交通安全の確保に努めます。	市民生活課 こども未来課
7 犯罪に遭わないための連絡網の活用		主な担当課
事業・取組	認定こども園や学校における不審者対策として、不審者情報等をすばやく共有できるようマチコミメール等を活用して、保護者や地域の方に情報の共有を図ります。	学校教育課 認定こども園
8 見守り支援体制づくり		主な担当課
事業・取組	学校付近や通学路等において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域の方、関係機関・団体と連携したパトロールを推進するとともに、通学路における「一人区間」の解消や防犯灯の設置をはじめ、子どもの安全確保を推進します。	市民生活課 学校教育課

(施策3) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯が安心して外出し、地域で過ごせるよう、公共施設や交通環境のバリアフリー化を推進します。児童館やこども食堂など、地域の支えとなる場づくりを通じて、暮らしやすい生活環境の整備を図ります。

1 公共施設のバリアフリー化		主な担当課
事業・取組	公共施設の新設や既存施設の整備の際に、可能な限りバリアフリー化を推進し、様々な利用者に配慮した施設管理を行います。	建設課

2 公共交通環境の整備		主な担当課
事業・取組	子育て世帯が外出しやすい環境を整備するため、公共交通機関に対し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に努めます。	建設課
3 こども食堂運営団体への補助		主な担当課
事業・取組	徳島県のホームページに掲載されている本市のこども食堂に対し、補助金の交付要件を満たす場合に運営費補助を行います。	こども家庭センター
4 児童館の利用促進		主な担当課
事業・取組	児童館を、子どもが安心して過ごせる居場所として活用できるよう、立地や開館時間の見直し、利用方法の工夫、幅広い年代への周知を進めます。あわせて、利便性や衛生面の向上を目的に、トイレ改修や移転に伴う設備改修などの環境改善に「こども・子育て支援事業債」を活用することを検討します。	こども未来課

(施策4) 困難を抱えるこども・若者への包括的支援

いじめや不登校、ヤングケアラー、多文化背景など、困難を抱えるこども・若者に対して、相談支援や教育的配慮を充実させます。関係機関と連携しながら、安心して自分らしく過ごせる環境づくりを推進します。

1 児童相談等の相談業務の推進		主な担当課
事業・取組	子どもの日常生活や学校生活における様々な悩み、困りごと等に対応して、適切な助言・必要な支援につなげることができるよう、保育や保健、福祉、医療、教育等の関連機関との連携強化を図ります。	こども家庭センター
2 非行防止の充実		主な担当課
事業・取組	保護者や地域住民、管内各育成会及び青少年育成補導センターや警察などと連携し、青少年の非行を早期に発見・指導する体制の充実を図ります。	こども家庭センター

3 いじめ・不登校等への対応		主な担当課
事業・取組	いじめ問題については、各校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、組織的かつ迅速に問題解決を図るとともに、いじめを許さない、いじめを解決しようとする児童生徒の育成に努めます。また専門家を活用するなど、学校間及び関係機関としっかり連携することで、これらの未然防止、早期対応、再発防止に努めます。 インターネットやSNSなどを通じた有害情報が深刻な問題となっていることを踏まえ、それらの正しい使い方や、情報への適切な対応能力を高めます。	こども家庭センター 学校教育課 人権課
4 不登校対策の充実		主な担当課
事業・取組	様々な問題を抱えた児童生徒の状況を把握し、スクールカウンセラーや「つつじ学級（教育支援教室）」、教育相談室「いきいき吉野川っ子教育相談室」としっかり連携し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、学校における教育相談体制の充実や関係機関の連携強化に努めます。	学校教育課
5 多文化・多様性に配慮した支援の推進		主な担当課
事業・取組	帰国・外国人児童生徒の日本語指導及び心のケアを図るため、日本語指導者の派遣等の支援に努めます。 就学相談など、子ども・保護者の意向を尊重した相談体制を充実します。	学校教育課
6 ヤングケアラー支援の充実		主な担当課
事業・取組	教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を深めた相談体制の充実を図るなど、ヤングケアラーの早期発見・早期支援に努めます。 関係機関等と連携を図り、児童生徒の心理的なサポートや生活・学習支援の充実等、個々の児童生徒の状態に応じた適切な支援に努めます	学校教育課 こども家庭センター 人権課
7 犯罪、いじめ等の被害を受けた子どもへの支援体制		主な担当課
事業・取組	吉野川市要保護児童対策地域協議会を通して、被害に遭った子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等を実施します。また、相談活動を実施し、被害に遭った子どもや家庭に対して、立ち直りの支援に努めます。	こども家庭センター 人権課

こどもたちの声

【基本目標 4】

こどもが安心して暮らせるまちづくり

【会議・作文より抜粋】

「スピード違反を取り締まってほしい」

「道がでこぼこして利用しづらい」

「見通しの悪い場所にカーブミラーをつけてほしい」

「夜道が暗いので外灯を増やしてほしい」

「ゴミ箱を増やしてポイ捨てを減らしたい」

「こどもだけで遊びに行ける施設がほしい」

「こどもが集まれる場所があると
外に出て遊ぶようになる」

「屋根付きの広場があると安心」

「こども一〇番の家を
もっと増やしてほしい」

「相談できる居場所が
学校以外にもあるといい」

【高校生アンケートより抜粋】

・児童館について↓「児童館は高校生には使いにくい」

「小学生ばかりで居づらい」「自習室や食事スペースがあれば行きたい」「駅の近くになれば行きやすい」「開館時間が短くて行けない」

・相談先について↓「安心して相談できる相手がない」

「学校の先生や親以外の相談先がほしい」



【基本目標5】 こどもが夢を描けるまちづくり

基本目標の方向性

こども・若者が将来に希望を持ち、自分らしく暮らせるよう、結婚・子育て、就学・就労などの支援を行い、多様な生き方を尊重する社会づくりを進めます。あわせて、文化・スポーツ・産業など地域の魅力を高め、夢を描けるまちを育みます。

(施策1) 若者・家庭のライフデザイン支援

こども・若者が将来に希望を持ち、安心して自分らしい生き方を描けるよう、就学援助やキャリア教育を充実させます。結婚・子育て・働き方など多様な選択を支える制度や啓発を通じて、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

1 就学援助		主な担当課
事業・取組	経済的理由により就学が困難な子どもの保護者に対し、教育の機会均等の理念に基づく就学援助を実施します。本市独自の奨学金貸与事業により、義務教育終了後も就学の機会を確保し、人材の育成に努めます。	学校教育課
2 キャリア教育の推進		主な担当課
事業・取組	学校・家庭・地域社会・事業者などが協働したキャリア教育を通して、職業や自らの生き方について考える機会を設け、自らの将来を切り拓く力を育てます。 児童生徒が、自らの学習状況やキャリア形成を見直したり振り返ったりして自己評価を行いながら、将来の進路を主体的に選択できるよう、キャリアパスポートの活用を推進し、職業教育の充実と、きめ細かい進路指導に努めます。	学校教育課
3 結婚・子育てに関する希望の形成		主な担当課
事業・取組	とくしまマリッジサポートセンター（マリッサとくしま）と連携し、結婚を希望する人に出会いの機会を提供するほか、若者世代の新婚世帯住宅支援制度の創設に向けて取り組みます。	市長公室
4 定住の促進		主な担当課
事業・取組	人口減少の著しい若い世代の転入促進や転出抑制を図るため、住宅取得支援や住宅金融支援機構との連携による取組の活用など、経済的支援を実施します。	市長公室

5 男女共同参画やパートナーシップ宣誓など、多様性を尊重する社会の推進		主な担当課
事業・取組	性別にとらわれない生き方や多様な家族のあり方を尊重する社会づくりを進めるため、男女共同参画の理解促進やパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知等に取り組みます。読み聞かせや講座など、乳幼児から大人まで気軽に参加できる学びの機会を提供し、身近な場面で多様性を理解し合える環境づくりを推進します。	人権課
6 育児休業制度の促進		主な担当課
事業・取組	男性を含めた育児休業の取得促進について、関係機関と連携をしながら、制度の定着活用を促します。	商工観光課 総務課
7 企業への働き方の見直しへの広報・啓発		主な担当課
事業・取組	施策の方針に沿った具体的な取り組みを進め、固定的な男女の役割分担意識の払しょく等、住民の意識改革のための広報や啓発を積極的に推進していきます。 啓発活動を積極的に行うとともに、多様な保育サービスの実施等、仕事を持つ保護者に対する育児施策を実施します。	人権課 商工観光課 認定こども園 こども未来課
8 求人情報の提供		主な担当課
事業・取組	若者や子育て家庭が安定した就労につながるよう、地域の求人情報や就職に関する支援制度を提供します。関係機関と連携し、必要な情報をタイムリーに届けることで、働きたい人が適切な仕事に出会える環境づくりを進めます。	商工観光課
9 就職マッチングフェアの開催		主な担当課
事業・取組	若者や子育て家庭の就労を支援するため、企業と求職者が直接出会える就職マッチングフェアを開催します。地域企業の情報提供や相談ブースの設置などを通じて、参加者が働き方や職場の雰囲気を知る機会をつくり、就職につながる出会いを促進します。	商工観光課
10 ふれあい就職面接会（障害者就職面接会）の開催		主な担当課
事業・取組	障がいのある学生や若者の就労を支援するため、企業と求職者が直接面談できる就職面接会を開催します。企業の担当者と対話しながら働き方や職場環境を知る機会を提供し、就職につながる出会いを促進します。関係機関と連携し、安心して参加できる環境づくりを進めます。	商工観光課

(施策2) 地域の魅力を体感する学び・体験の推進

公園や学びの場、地域資源を活かした体験活動を通じて、こども・若者が地域の魅力にふれ、まちへの愛着を育みます。また環境・文化・ICT・グローバル教育など多様な学びにより、誇りを持って暮らせるまちづくりを推進します。

1 公園などの身近な遊び場の整備		主な担当課
事業・取組	子どもが安全に公園で遊ぶことができるよう、公園内の遊具を毎年点検し、故障している遊具や公園備品等の修繕、危険遊具の撤去を行います。 また、必要なバリアフリー化を進めるとともに、利用者の安全にも配慮した整備を実施します。	監理課
2 農林業・産業・観光等の推進		主な担当課
事業・取組	地域資源を活かした観光の推進や地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を発信して交流人口を増やし、地域の魅力をこども・若者に知ってもらおう取組を行います。	商工観光課 農林業振興課
3 農林業まつり事業の実施		主な担当課
事業・取組	市内の農林業に関する魅力や役割をこども・若者に伝えることを目的として、農林業まつりを開催します。	農林業振興課
4 芸術文化とスポーツの振興		主な担当課
事業・取組	施設や自然を活かして、芸術、スポーツ、伝統文化など体験できるイベントや祭りなどを継続して実施することで、こども・若者が地域の魅力を体感し、まちへの愛着と誇りを育みます。	生涯学習課 商工観光課

(施策3) 未来を拓く教育の推進

様々な教育の充実を通じて、こども・若者が自らの未来を切り拓く力を育みます。地域や世界とつながる体験を重ねながら、主体的に学び続ける姿勢と多様な価値観への理解を育てます。

1 グローバル化に対応した教育の推進		主な担当課
事業・取組	グローバル化に対応した教育を推進していくために、英語教育の指導改善を図り、英語コミュニケーション能力の向上に取り組めます。異文化や様々な習慣を持った人々との交流体験を通じて、日本や外国の文化・歴史に対する理解を深める教育を実践します。	学校教育課
2 ICTを活用した教育の推進		主な担当課
事業・取組	ICT機器を活用した教育活動を展開し、個別最適な学びや創造性を育む学びをより一層推進します。	学校教育課
3 生涯学習事業の充実		主な担当課
事業・取組	様々な生涯学習活動を充実させ、こども・若者が地域社会で主体的に生活できるよう、公民館等での講座・スポーツ活動・文化活動等様々な活動の場の提供を行い、さらなる社会教育やスポーツ活動等の充実を図ります。	生涯学習課
4 環境教育の推進		主な担当課
事業・取組	地域の自然を大切にするなど、環境問題を身の回りのことから段階的に地球規模の視野で捉えるために、児童生徒の発達段階に応じた環境教育を進めます。	学校教育課

こどもたちの声

【基本目標 5】 こどもが夢を描けるまちづくり

【会議・作文より抜粋】

「観光スポットを増やして、県外の人にも来てもらいたい」

「阿波踊り専用会場をつくって、まちを有名にした
い」

「吉野川市の自然や祭りをSNSで発信したい」

「地球にやさしい発電ができる道路があればいい」

「職業体験の機会をもっと増やしてほしい」

「こどもが将来の夢を
持ち続けられる
まちにしてほしい」

「アスレチックや動物と
ふれあえる公園がほしい」

「サッカー大会を増やしてほしい」

【高校生アンケートより抜粋】

「中学・高校でも職場体験やお楽しみ会が
あるといい」

「自分たちで企画する行事がしたい」

「高校生同士で地域のことを考える場がほしい」

「吉野川市でしかできない体験があれば、
住み続けたいと思える」



【基本目標6】 こどもの育ちと学びを支えるまちづくり

基本目標の方向性

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、保護者が安心して子育てができる環境・支援体制を構築し、学校教育を中心に家庭や地域の教育力の向上を目指します。

(施策1) 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

教育・保育環境の整備や人材育成、情報技術の活用を通じて、教育・保育の質の向上を図ります。支援が必要な子どもへの対応や地域人材の活用を進め、すべての子どもが安心して育つ体制を充実させます。

1 保育環境の改善・充実		主な担当課
事業・取組	保育所等における保育環境の改善・充実を図るため、施設整備や環境向上に必要な財源の確保に努めます。その際、「こども・子育て支援事業債」の活用についても検討し、安定的に取り組みを進められる体制を整えます。	こども未来課 認定こども園
2 情報技術の活用による業務の効率化		主な担当課
事業・取組	情報技術の活用による保育所等の業務の効率化のため、必要な措置を講じていきます。また、家庭との連携や必要情報の提供のためにメール配信システム等を引き続き活用し、保護者等に効果的に情報が届く情報提供方法を研究します。	こども未来課 認定こども園
3 保育士等の資質・専門性の向上		主な担当課
事業・取組	保育所等の職員に対する研修内容の充実や、外部講師の積極的な活用による研修を引き続き実施します。 また、保育士等の専門性を高めるための資格や養成のあり方について検討するとともに、幼児教育アドバイザーを積極的に活用し、子ども一人ひとりの成長に寄り添った教育・保育を実施します。	こども未来課 認定こども園
4 自己評価及び調査研究の推進		主な担当課
事業・取組	保育に携わるすべての職員が、保育記録を通じた自己評価や管理職からの指導・助言のもと保育の質の向上に取り組むとともに、保護者アンケートを活用し、安心して子どもを預けられる環境づくりを進めます。 さらに、公正・中立な第三者評価機関による福祉サービスの評価を受けるなど、よりよい福祉サービスの実現に向けた取組を推進します。	こども未来課 認定こども園

5 専門的な人材や地域の多様な人材の活用		主な担当課
事業・取組	保育所等が、保育・子育て支援に関わる専門的な人材や地域の多様な人材を活用して、地域の実情等に応じた様々な取り組みを行うことができるよう、人材の確保や必要な調整等体制を整備します。	こども未来課 認定こども園
6 支援を要する子どもの保育の充実		主な担当課
事業・取組	障がい児をはじめ支援を要する子どもの保育に関して、保育所等と地域の関係機関等との連携が適切に図られるよう、必要な支援を行います。 また、支援員に対して、特別支援教育研修等を行い、学んだことの実践を促し、各園や個々の状況にあった支援の充実を推進します。	こども未来課 認定こども園

(施策2) 学校及び教育・保育施設における衛生・安全体制の整備

学校や教育・保育施設において、保健・衛生体制の整備や食育の推進、防犯・避難訓練の充実を図ります。子どもが安心して過ごせる環境づくりを進め、健やかな成長と安全な日常を支えます。

1 子どもの健康及び安全の確保		主な担当課
事業・取組	国のガイドラインに沿って、学校及び教育・保育施設等における保健・衛生面の体制整備を推進します。 また、医療機関と連携し、学校及び教育・保育施設等における健康支援等の充実を図ります。	こども未来課 認定こども園 学校教育課
2 児童生徒の安心感を育む環境整備		主な担当課
事業・取組	小・中学校体育館照明のLED化や空調整備等、快適な生活空間の整備をおこないます。	教育総務課
3 防犯教室や避難訓練の実施		主な担当課
事業・取組	警察や消防署等との連携を強化し、不審者対応、防犯教室、自動体外式除細動器（AED）講習会等を実施します。災害発生時には児童・生徒が、自ら適切な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施に努めます。	認定こども園 学校教育課
4 こども性暴力防止法の遵守		主な担当課
事業・取組	こども性暴力防止法の施行を踏まえ、こども園や学校等、子どもと関わる職員の採用・配置において適切な確認が行われるよう、制度の周知と遵守を徹底します。これにより、子どもが安心して過ごすことのできる環境づくりを進めます。	こども未来課 学校教育課

こどもたちの声

【基本目標 6】
こどもの育ちと学びを
支えるまちづくり

【会議・作文より抜粋】

- 「ICT設備を整えてほしい。」
- 「Wi-Fiがつかないのと授業が進まない」
- 「校舎が古くて汚い。きれいにしてほしい」
- 「選択授業を中学生から導入してほしい」
- 「興味のあることを学べる環境がほしい」
- 「不登校の子が保健室登校できるようにしてほしい」
- 「給食の時間が短い。もっとゆっくり食べたい」
- 「自習室やフリースペースがほしい」
- 「教室以外の居場所がほしい」

あんな安心する

- 「学校の開始時刻が早すぎる。」
- 「もう少しゆっくり始めたい」
- 「カウンセラーの常設が必要」

【高校生アンケートより抜粋】

- 「学校にリラックスできる場所がない」
- 「教室以外の居場所がほしい」
- 「ICT環境が不十分」「Wi-Fiがつかない」
- 「タブレットがほしい」
- 「体育館が暑い」↓学習環境の物理的改善を求める声
- 「不登校の子のためのフリースクールや相談場所が必要」



第5章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 子ども・子育て支援事業計画の概要について

本計画は、『子ども・子育て支援事業計画』としても位置付けられており、『子ども・子育て支援法』においては、市町村子ども・子育て支援事業計画は、国が定める基本指針に即して、5年を1期とする計画を策定するものとされています。

この基本指針は、令和6年2月に公表されました。これを踏まえ、令和2年度から令和5年度までの事業実績をもとに、教育・保育の量の見込みや、提供体制の確保に関する内容等を整理し、『第3期吉野川市子ども・子育て支援事業計画』として、令和7年3月（令和6年度）に策定しました。本計画より1年先行して、令和7年度からすでに取組の運用を開始しています。

第2節 教育・保育と地域子ども子育て支援事業の提供

『子ども・子育て支援法』では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

また、区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

吉野川市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズに対し柔軟に対応できるように、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を次のとおり定めます。

■教育・保育の支給認定と提供区域

支給認定区分	提供区域	考え方
1号認定(3～5歳:教育)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
2号認定(3～5歳:保育)		
3号認定(0～2歳:保育)		

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

	事業区分	提供区域	考え方
1	時間外保育事業(延長保育事業)	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
2	放課後児童健全育成事業	市内10区域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、小学校区を基準とし、10区域を設定します。
3	子育て短期支援事業	市内全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とします。
4	地域子育て支援拠点事業		
5	一時預かり事業		
6	病児・病後児保育事業		
7	ファミリー・サポート・センター事業		
8	利用者支援事業		
9	妊婦健診事業		
10	乳児家庭全戸訪問事業		
11	養育支援訪問事業		
12	産後ケア事業(新規)		
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業		
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
15	妊婦等包括相談支援事業(新規)		
16	子育て世帯訪問支援事業(新規)		
17	乳児等通園支援事業(新規)		
18	児童育成支援拠点事業(新規)	未定	
19	親子関係形成支援事業(新規)	市内全域	

第3節 幼児期の教育・保育の見込量及び確保方策

■教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

① 保育の必要性の認定区分

3 - 5歳 幼児期の学校教育（第19条1項1号に該当：教育標準時間認定）

3 - 5歳 保育の必要性あり（第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）

0 - 2歳 保育の必要性あり（第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）

② 提供体制の確保の内容及びその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保方策の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

外国にルーツのある児童やその保護者が円滑な教育・保育等の利用が得られるよう、必要に応じて支援を行います。

■前回計画の利用実績

1号認定の児童数は、令和元年度の161人から年々減少しており、令和5年度に61人となっています。2号認定の児童数は令和2年度の670人を境に減少傾向にあり、令和5年度は596人となっています。3号認定（0歳児）の児童数は令和3年度に84人と過去5年間で最も多くなっています。1・2歳児の児童数では、令和2年度に358人と過去5年間で最も多くなっています。

（単位：人）

年齢	認定区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3～5歳児	教育	1号認定	161	100	93	85	61
	保育	2号認定	634	670	645	638	596
0歳児	保育	3号認定	73	73	84	81	77
1・2歳児			334	358	322	301	302

資料：吉野川市

■ 量の見込みと確保方策

(1) 1号認定の量の見込みと確保方策

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	64	61	58	55	53
②確保方策	103	103	103	103	103
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

(2) 2号認定の量の見込みと確保方策

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	568	557	546	536	526
②確保方策	606	606	606	606	606
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

(3) 3号認定の量の見込みと確保方策

◆ 0歳

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	70	66	62	59	56
②確保方策	79	79	79	79	79
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 1歳

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	128	124	121	119	118
②確保方策	134	134	134	134	134
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

◆ 2歳

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	171	171	171	171	171
②確保方策	172	172	172	172	172
確保方策の内容	実情に応じた提供体制を整える				

第4節 地域子ども・子育て支援事業の見込量及び確保方策等

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条の規定により、次に掲げる16事業となります。これら事業は、共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援するもので、16事業を組み合わせることにより、地域の様々な子育て支援策の充実を図ります。

本計画では、これら事業について、子ども・子育て支援法第61条第2項第2号の規定により、年度ごとの利用の量の見込みを推計し、確保方策及びその実施時期を定めます。なお、量の見込みは、国が定めた利用希望把握調査及び各事業の利用状況を踏まえて算定しています。

本市では、この量の見込みを達成するため、施設の整備、実施場所又は実施回数の増加を図るなどの量的拡充に加えて、事業内容の向上を図ることにより、「量」と「質」の両面から地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

(1) 時間外保育事業（延長保育）

■事業の概要

地域子ども・子育て支援事業の「時間外保育事業（延長保育）」は、保護者の就労や急な用事などに対応するため、通常の保育時間を超えて子どもを預かるしくみです。保育所や認定こども園などで、朝早くや夕方以降の時間帯に保育を提供し、子育てと仕事の両立を支援します。

■前回計画の利用実績

時間外保育事業の実施施設は、大きな変動はなく横ばいとなっており、令和2年度から令和5年度にかけて9か所を維持しています。一方、実利用者数は年々減少傾向にあり、令和5年度は302人となっています。

施設別の時間外保育事業の実施状況をみると、「鴨島かもめこども園」と「山瀬かもめこども園」の延べ利用日数は、他の園よりも高い利用状況がみられます。

◆時間外保育事業の実施状況

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	9	9	9	9
実利用者数	362	334	316	302

資料:吉野川市

◆施設別の時間外保育事業の実施状況（実利用者数と延利用日数）

（単位：人／人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島呉郷保育所	24(288)	23(291)	17(53)	8(57)
鴨島東こども園	34(217)	39(227)	41(384)	60(817)
川島こども園	34(181)	22(155)	28(277)	
高越こども園	42(965)	44(1,149)	34(608)	33(413)
鴨島ひかり 乳幼児保育園	20(252)	17(329)	13(347)	14(268)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	50(447)	42(510)	54(600)	43(603)
鴨島かもめ こども園	78(742)	70(1,021)	54(852)	51(1,165)
川島かもめ こども園				19(71)
山瀬かもめ こども園	43(2,004)	36(1,609)	37(1,278)	32(1,073)
鴨島中央 認定こども園	37(531)	41(731)	38(546)	42(562)
合計	362(5,627)	334(6,022)	316(4,945)	302(5,029)

資料：吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆時間外保育事業

（単位：人）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	132	110	92	77	64
②確保方策	216	216	216	216	216
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■前回計画の利用実績

放課後児童健全育成事業の実施か所は 16～17 か所で開設状況となっており、実利用者数は年々増加傾向となっています。令和5年度は 17 か所で、実利用者数が 661 人となっています。

◆放課後児童健全育成事業の実施状況

(単位:か所/人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数 (教室数)	17	17	16	17
実利用者数	590	625	624	661

資料:吉野川市

◆学年別放課後児童健全育成事業の利用者数

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年生	147	173	163	154
2年生	150	136	161	163
3年生	141	127	125	145
4年生	82	100	90	97
5年生	49	62	57	64
6年生	21	27	28	38
合計	590	625	624	661

資料:吉野川市

■放課後対策の総合的推進（新・放課後子ども総合プラン／放課後児童対策パッケージ）

本市では、国の方針に基づき、「小1の壁」や「待機児童」の解消、すべての児童が安全・安心に放課後を過ごせる環境づくりを進めています。令和5年度で「新・放課後子ども総合プラン」が終了したことを受け、今後は「放課後児童対策パッケージ」に沿って、子どものウェルビーイング向上と共働き・子育ての支援を強化していきます。

主な取組は以下の通りです：

① 校内交流型・連携型の推進

ニーズに応じて新たな設置が必要な場合は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の事業者と連携し、校内交流型または連携型での実施を進めます。

② 施設の利活用

余裕教室などを活用し、児童数に応じた施設整備を行います。

③ 教育委員会と福祉部局の連携

こども未来課（児童クラブ）と生涯学習課（子ども教室）が情報共有を中心に連携し、学校・地域と協力して事業を推進します。

④ 特別な配慮が必要な児童への対応

支援員を基本2名配置し、児童の状況に応じて加配を行います。

⑤ 開設時間の延長

地域の実情に応じて、放課後児童クラブの開設時間を柔軟に延長します。

■量の見込みと確保方策

整備量は現在すでに714人の児童受け入れが可能なクラブ数を整備しており、今後も必要に応じてクラブ整備を行う予定です。

◆【全体】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

市域全体		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	151	127	135	123	119
	2年生	149	141	119	127	115
	3年生	144	140	133	112	119
	4年生	99	98	96	91	76
	5年生	75	67	67	65	62
	6年生	40	44	40	39	38
②確保方策		658	617	590	557	529
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆【地区別】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

牛島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	11	10	10	9	9
	2年生	10	10	8	9	8
	3年生	11	11	11	9	9
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	3	3	3	3	3
	6年生	3	3	3	3	2
②確保方策		44	43	41	39	36
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				
森山		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	11	9	10	9	9
	2年生	12	11	9	10	9
	3年生	12	12	11	9	10
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	2	2	2	2	2
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策		44	41	39	37	36
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆【地区別】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

飯尾敷地		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	10	9	9	9	8
	2年生	10	9	8	8	8
	3年生	9	9	8	7	7
	4年生	6	6	6	6	5
	5年生	8	7	7	7	7
	6年生	5	6	5	5	5
②確保方策		48	46	43	42	40
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				
西麻植		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	11	10	10	9	9
	2年生	11	10	9	9	8
	3年生	7	7	7	6	6
	4年生	5	5	5	5	4
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策		36	34	33	31	29
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				
鴨島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	51	41	46	41	39
	2年生	49	47	39	43	37
	3年生	44	42	39	33	37
	4年生	28	27	26	25	21
	5年生	23	18	18	19	18
	6年生	6	8	6	7	8
②確保方策		201	183	174	168	160
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆【地区別】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

知恵島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	13	11	11	10	10
	2年生	14	14	11	12	11
	3年生	17	17	16	13	14
	4年生	14	14	14	13	11
	5年生	12	11	11	11	10
	6年生	8	8	8	7	7
②確保方策		78	75	71	66	63
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				
川島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	10	8	9	8	8
	2年生	10	9	8	8	8
	3年生	9	9	9	7	8
	4年生	7	7	7	6	5
	5年生	4	4	4	4	3
	6年生	1	1	1	1	1
②確保方策		41	38	38	34	33
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				
学島		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	7	6	6	6	6
	2年生	7	7	6	6	6
	3年生	9	8	8	7	7
	4年生	8	8	8	7	6
	5年生	5	5	5	4	4
	6年生	4	4	4	3	3
②確保方策		40	38	37	33	32
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆【地区別】放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

山瀬		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	14	12	13	12	11
	2年生	14	13	11	12	11
	3年生	12	12	11	10	10
	4年生	8	8	7	7	6
	5年生	7	7	7	6	6
	6年生	5	5	5	5	4
②確保方策		60	57	54	52	48
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				
高越		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1年生	13	11	11	10	10
	2年生	12	11	10	10	9
	3年生	14	13	13	11	11
	4年生	11	11	11	10	8
	5年生	10	9	9	8	8
	6年生	6	7	6	6	6
②確保方策		66	62	60	55	52
確保方策の内容		現行の提供体制を維持していく				

◆ 放課後子ども教室 目標事業量（実施計画）

（単位：か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	2	3	3	3	3
考え方	今後新たな放課後子ども教室が開設された場合には、校内交流型または連携型での実施ができるよう検討していく				

※地域の方のご理解とご協力のもと、事業の充実を図ります。

(3) 子育て短期支援事業

■事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業です。

■前回計画の利用実績

子育て短期支援事業の実施状況は、ショートステイでは令和2年度で実件数が3件と最も多く、延べ利用者数も18人日と最も多くなっています。

トワイライトステイ・休日預かりについては、利用実績がここ4年間ではありませんでした。

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施状況

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実件数	3	1	1	2
延べ利用者数	18	2	5	6

資料:吉野川市

◆子育て短期支援事業（トワイライトステイ・休日預かり）の実施状況

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実件数	0	0	0	0
延べ利用者数	0	0	0	0

資料:吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位:件)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(4) 地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■前回計画の利用実績

地域子育て支援拠点事業は令和2年度から令和5年度で増減はなく8か所で実施されており、令和5年度の延べ利用者数は21,872人日となっています。

◆【全体】地域子育て支援拠点事業の実施状況

(単位:か所/人日)

市域全体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	8	8	8	8
延べ利用者数	21,240	16,505	20,109	21,872

資料:吉野川市

◆【地区別】地域子育て支援拠点事業の実施状況

(単位:か所/人日)

鴨島地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	5	5	5	5
延べ利用者数	16,502	12,730	16,385	18,052
川島地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	1	1	1	1
延べ利用者数	3,248	1,922	1,660	2,287
山川地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	2	2	2	2
延べ利用者数	1,490	1,853	2,064	1,533

資料:吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆【全体】地域子育て支援拠点事業

(単位:か所/人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19,052	18,328	18,709	18,062	17,452
②確保方策	19,052	18,328	18,709	18,062	17,452
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(5) 一時預かり事業

■事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■前回計画の利用実績

一時預かり事業（幼稚園型）の実施施設は7か所となっています。
延べ利用者数は概ね600～700人日台で推移しており、令和5年度は762人日となっています。

◆一時預かり事業の実施状況（幼稚園型）

（単位：か所／人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	7	7	7	7
延べ利用者数	689	648	596	762

資料：吉野川市

◆施設別の一時預かり事業の実施状況（幼稚園型：実利用者数と延利用日数）

（単位：人／人日）

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島中央 認定こども園	6(74)	1(13)	7(228)	6(149)
鴨島東こども園	5(22)	8(37)	6(11)	8(126)
川島こども園	6(50)	6(20)	3(7)	
高越こども園	3(6)	5(13)	1(1)	2(5)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	14(116)	15(136)	13(117)	4(93)
鴨島かもめ こども園	7(384)	7(215)	8(129)	5(302)
川島かもめ こども園				6(19)
山瀬かもめ こども園	7(37)	7(214)	4(103)	6(68)
合計	48(689)	49(648)	42(596)	37(762)

資料：吉野川市

一時預かり事業（一般型）の実施状況は令和4年度まで5か所でしたが、令和5年度は4か所に減少しました。延べ利用者数は年度により増減があり、令和5年度では270人日となっています。令和5年度の認定こども園めぐみ幼稚園・めぐみ保育園では利用者3人に対し、延利用人日が130人日と1人あたりの利用日数が他の園と比較して多い状況となっています。

◆一時預かり事業の実施状況（一般型）

（単位：か所／人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	5	5	5	4
延べ利用者数	323	487	249	270

資料：吉野川市

◆施設別の一時預かり事業の実施状況（一般型：実利用者数と延利用日数）

（単位：人／人日）

施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島東こども園	12(122)	6(113)	5(47)	3(24)
川島こども園	7(58)	4(71)	1(6)	
高越こども園	2(9)	1(9)	3(19)	8(73)
鴨島中央 認定こども園	4(91)	11(233)	6(125)	6(43)
認定こども園 めぐみ幼稚園 めぐみ保育園	8(43)	8(61)	7(52)	3(130)
合計	33(323)	30(487)	22(249)	20(270)

資料：吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆一時預かり事業の実施状況（幼稚園型）

（単位：人／人日）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	901	901	901	901	901
②確保方策	3,000	2,850	2,700	2,550	2,450
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

◆一時預かり事業の実施状況（一般型）

（単位：人／人日）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	236	205	178	154	134
②確保方策	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(6) 病児・病後児保育事業

■事業の概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育等する事業です。

■前回計画の利用実績

病児・病後児保育事業は、2施設で実施しており、年度による増減が大きい状況です。令和5年度は延利用人数で198人日となっています。

地区別での利用状況をみると、「鴨島地区」が最も多く、次いで「山川地区」となっています。

◆病児・病後児保育事業の年齢階層別利用状況（延利用人数）
（単位：人／人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0-5歳	65	100	26	146
6-12歳	26	11	3	52
合計	91	111	29	198

資料：吉野川市

◆病児・病後児保育事業の地区別利用状況（延利用人数）
（単位：人／人日）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島地区	50	71	14	103
川島地区	24	18	4	15
山川地区	17	22	11	80
美郷地区	0	0	0	0
合計	91	111	29	198

資料：吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆病児・病後児保育事業
（単位：人／人日）

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	179	173	165	158	151
②確保方策	179	173	165	158	151
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

■事業の概要

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■前回計画の利用実績

ファミリー・サポート・センター事業は年度による増減が大きく令和3年度は1人でしたが、令和4年度では299人、令和5年度では240人の利用がありました。

◆ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

(単位:人/人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	58	1	299	240

資料:吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆ファミリー・サポート・センター事業

(単位:人/人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	260	250	238	228	218
②確保方策	260	250	238	228	218
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(8) 利用者支援事業

■事業の概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■前回計画の利用実績

利用者支援事業は1か所で実施しています。

◆利用者支援事業の実施状況

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	1	1	1	1

資料:吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆利用者支援事業

(単位:か所)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
確保方策の内容	こども家庭センター型(1か所)として、現行の提供体制を維持していく				

(9) 妊婦等包括相談支援事業利用者支援事業 【新規】

■事業の概要

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的とした事業です。

■量の見込みと確保方策

◆妊婦等包括相談支援事業

(単位:回)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	525	510	510	495	480
②確保方策	525	510	510	495	480
確保方策の内容	こども家庭センターにおいて、妊娠届時から出産後まで切れ目のない支援を実施していく				

※妊娠届出数×1組あたり面談数3回で算出。

(10) 妊婦健診事業

■事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■前回計画の利用実績

妊婦健診事業は年々減少しており、令和5年度は227人となっています。
妊婦1人当たり、14回分の健診費用を助成しており、その利用状況を実施件数としています。

◆妊婦健診事業の実施状況

(単位:人/人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診実人員	311	292	269	227
延受診者数	2,350	2,346	2,094	1,794

資料:吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆妊婦健診事業(実人数)

(単位:人/人回)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,901	1,839	1,784	1,722	1,667
②確保方策	1,901	1,839	1,784	1,722	1,667
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

■事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■前回計画の利用実績

乳児家庭全戸訪問事業は減少傾向にあり、令和5年度で165件となっています。

◆乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	205	178	168	165

資料:吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位:件)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170	164	159	154	148
②確保方策	170	164	159	154	148
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(12) 養育支援訪問事業

■事業の概要

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、悩みや不安を傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■前回計画の利用実績

養育支援訪問事業は減少傾向となっており、令和5年度の利用人数は30人となっています。

◆養育支援訪問事業の実施状況

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
鴨島地区	35	31	25	18
川島地区	8	5	2	4
山川地区	3	5	4	8
美郷地区	0	0	0	0
合計	46	41	31	30

資料:吉野川市

■量の見込みと確保方策

◆養育支援訪問事業

(単位:人)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	37	37	37	37
②確保方策	37	37	37	37	37
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(13) 産後ケア事業【新規】

■事業の概要

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う事業です。

■量の見込みと確保方策

◆産後ケア事業

(単位:人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	44	43	43	41	40
②確保方策	44	43	43	41	40
確保方策の内容	提供体制を整備していく				

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

※確保方策及び実施時期については、需要の状況を踏まえたうえで検討していきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

※本事業については、量の見込みに基づいて実施するものではないため、見込み量は記載せず、また確保方策については、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

(16) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

■事業の概要

子育てに対する不安や孤立感を抱える養育支援が特に必要な家庭を子育てサポーターが訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

◆子育て世帯訪問支援事業

(単位:人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
確保方策の内容	現行の提供体制を維持、ニーズが増加した場合でも柔軟に対応していく				

(17) 児童育成支援拠点事業【新規】

■事業の概要

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

※確保方策及び実施時期については、需要の状況を踏まえたうえで検討していきます。

(18) 親子関係形成支援事業【新規】

■事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

◆親子関係形成支援事業

(単位:人日)

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	32	48	48	48	48
② 確保方策	32	48	48	48	48
確保方策の内容	現行の提供体制を維持していく				

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

■事業の概要

保育所等の施設において、満3歳未満の乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

※保護者アンケートで利用希望あり。

■量の見込みと確保方策

◆乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(単位:人日)

項目		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	0	6	6	6	6
	②確保方策	0	6	6	6	6
1歳児	①量の見込み	1	4	4	4	3
	②確保方策	1	4	4	4	3
2歳児	①量の見込み	1	2	2	2	2
	②確保方策	1	2	2	2	2

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1. 庁内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、こども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。

そのため、庁内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や県・国とのさらなる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、市民や企業、認定こども園・保育園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、認定こども園・保育園等をはじめ、こどもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

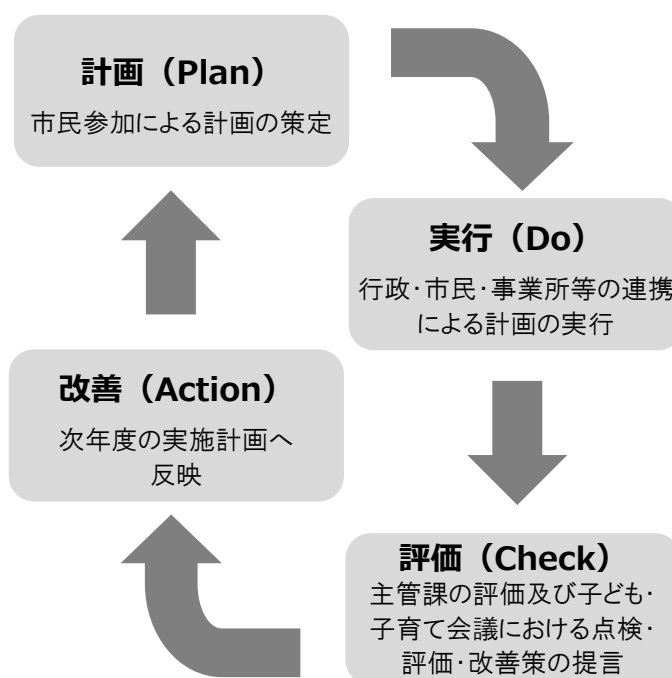
3. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き当該制度の周知を図ります。また、対象施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行います。

第2節 進捗状況の点検・評価

計画を着実に推進するため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、吉野川市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。



資料編

1 吉野川市子ども・子育て会議条例

○吉野川市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、吉野川市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、新たに委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第5条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、意見又は説明の聴取、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を分掌させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉野川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年吉野川市条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議委員 6,200円

附 則 (令和5年3月22日条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 吉野川市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	役職等	備考
1	香川 節子	NPO 法人子育て支援ネットワーク とくしま会員・お話グループみるく代表	子育て支援団体
2	宮本 陽一	吉野川市社会福祉協議会事務局長	福祉事業関係者
3	松原 徹子	吉野川市主任児童委員協議会会長	福祉事業関係者
4	原田 真 【第26回~第29回、第31回~】	吉野川市 PTA 連合会会長	子育て中の保護者 教育支援関係
		吉野川市放課後子ども教室代表	
5	西尾 裕一 【第30回~】	吉野川市 PTA 連合会会長	子育て中の保護者
6	山賀 太郎	徳島県児童館連絡協議会会長	児童福祉事業関係者
7	橋本 敦 【第26回】	連合徳島中央地協中部地区協議会事務局長	労働組合の代表
	森本 佑治 【第27回~】		
8	藤友 圭子	吉野川市放課後児童クラブ代表	児童福祉事業関係者
9	山賀 杏子	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
10	三木 大五郎	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
11	稲井 仁美	私立認定こども園代表	児童福祉事業関係者
12	樽見 義 【第26回~第29回】	私立保育所代表	児童福祉事業関係者
	宮本 千秋 【第30回~】		
13	徳山 富子	吉野川市人権教育推進協議会理事長	学識経験者
14	坂本 ひとみ	公募委員	
15	工藤 晶絵	公募委員	

※敬称略

3 計画策定の経過

1. 第3期吉野川市子ども・子育て支援計画策定

年度	日程	検討内容
令和5年度		ニーズ調査の実施 【調査期間】令和6年3月1日～令和6年3月15日
令和6年度	第26回 令和6年7月18日	(1)令和6年度地域子ども・子育て支援事業利用状況について (2)令和6年度教育・保育施設の入所状況等について (3)令和7年度教育・保育施設の申込時期等について (4)その他
	第27回 令和6年10月24日	(1)ニーズ調査の結果報告について (2)子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について (3)その他
	第28回 令和7年1月29日	(1)子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2)その他
		パブリックコメントの実施 【意見募集期間】令和7年2月13日～令和7年3月13日
	第29回 令和7年3月24日	(1)子ども・子育て支援事業計画(最終案)について (2)令和7年度教育・保育施設の申込時期等について (3)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について (4)その他

2. 吉野川市こども計画策定

年度	日程	検討内容
令和 7年度	生活実態調査の実施 【調査期間】令和7年5月9日～令和7年5月30日	
	第30回 令和7年7月14日	(1)令和7年度地域子ども・子育て支援事業利用状況等について (2)令和7年度教育・保育施設の入所状況等について (3)令和8年度教育・保育施設の申込時期等について (4)アンケート調査の結果報告について (5)その他
	第31回 令和7年11月13日	(1)高校生アンケート調査結果について (2)こども計画(素案)について (3)その他
	第32回 令和8年1月28日	(1)こども計画(素案)について (2)その他
	パブリックコメントの実施 【意見募集期間】令和8年2月16日～令和8年3月16日	
	第33回 令和8年3月27日	(1)こども計画(最終案)について (2)令和8年度地域子ども・子育て支援事業提供体制等について (3)令和8年度教育・保育施設の申込状況について (4)子ども・子育て支援事業計画の代用計画等について (5)その他

4 本計画に関する法律

・こども基本法（令和4年法律第77号）

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として施行されました。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

《こども施策の基本理念》

1. 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
3. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
4. 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
5. こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

平成 24 年 8 月、日本の急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化に鑑み、「児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」を目的として制定されました。近年では、令和 3 年 12 月「子ども・子育て支援法」および「児童手当法」が改正され、子育て家庭の産前・産後の心身の負担軽減を図る観点から、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充と、こども誰でも通園制度の創設が位置づけられています。令和 4 年 6 月に成立した改正児童福祉法では、家庭支援事業の新規 3 事業の創設や、こども家庭センターおよび地域子育て相談機関の整備の努力義務化、こどもの権利擁護・意見聴取についての取組を推進することが定められています。令和 6 年 6 月には「子ども・子育て支援法」等の一部を改正する法律が成立し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設することが盛り込まれています。

・次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）

少子化の進行は、次の時代を担う若者の減少を意味し、我が国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。そこで国ではこれまでも「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について(エンゼルプラン)」(平成 6 年)をはじめとして、「少子化対策推進基本方針」及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラン)」(平成 11 年)などを示し、「仕事と子育ての両立支援」を中心として、こどもを生み育てやすい環境づくりに努めてきました。平成 17 年 4 月には、国・自治体・事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定・実施することで、こども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることを目指すとした、「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。平成 26 年の改正では次世代育成支援対策の推進・強化と、ひとり親家庭に対する支援施策の充実が盛り込まれ、令和 6 年の改正では、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充などが定められ、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる環境をさらに推進していくことが求められています。

- ・子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

ニートやひきこもりなど若者の自立をめぐる問題の深刻化や、有害情報の氾濫など、こどもや若者をめぐる環境が悪化している中、教育、福祉、雇用等の関連分野におけるこども・若者育成支援施策の総合的推進と、困難を抱えるこども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を主な目的として、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、同年 7 月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン」（子供・若者育成支援推進大綱）が策定されました。「子ども・若者ビジョン」の策定から 5 年が経過し、こども・若者をめぐり、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニートなどの様々な問題が複合的に絡み複雑で多様な状況となっていることを踏まえ、「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が平成 28 年 2 月に策定されました。さらに令和 3 年 4 月に改正が行われ、すべてのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、こども・若者の意見表明や社会参加を促進しつつ、社会全体でこども・若者の健全育成に取り組んでいくこととされています。

- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

こどもたちの 6 人に 1 人が貧困線（全国の世帯所得の中央値の半分の所得）を下回る世帯で暮らしていること（平成 24 年厚生労働省データ）、こどもたちの将来が、現実にはその生まれ育った環境によって左右されてしまう場合が少なくないことなどを背景に、「こどもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）」が平成 25 年 6 月に成立しました。政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成 26 年 8 月に閣議決定、その後、令和元年 6 月、「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が成立しています。改正後の法では、その目的に、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、こどもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。また、市町村がこどもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されています。令和元年 8 月には、国の子供の貧困対策に関する有識者会議が、「今後の子供の貧困対策の在り方について」を提言しました。これらのことを踏まえ、政府は、令和元年 11 月、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことなどを基本的な考え方とする新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定しています。令和 6 年 9 月には、「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が施行され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に名称変更し、親の妊娠・出産時から、こどもが大人になるまでの段階に応じた切れ目のない支援を提供するための対策強化に取り組んでいます

5 用語解説

あ行

○育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

○医療的ケア

日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

○インクルーシブ教育

障がいや国籍、性別など、様々な違いや課題を超えて、すべての子どもが同じ環境で学ぶ教育。

○ウェルビーイング

個人の心身と社会が共によりよい状態であること。

か行

○核家族

「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもから成る世帯」、「男親と子どもから成る世帯」、「女親と子どもから成る世帯」のこと。

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他様々なスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名。（補助者ありの場合）

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設）・保育所のこと。

○子ども・子育て支援新制度

就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。

○こども大綱

国が定めるこども施策の基本方針。こども基本法に基づき、施策の方向性や重点事項を示す最上位の指針。

○こども誰でも通園制度

保育の必要性に関わらず、一定時間こどもを預けられる制度。保護者の負担軽減と孤立防止を目的とする。

○こどもまんなか社会

すべての施策でこどもの最善の利益を優先し、健やかな成長と幸福を社会全体で支える考え方。

○こども家庭庁

こども施策を一体的に推進する国の機関。少子化対策や子育て支援などを総合的に担う。

さ行

○市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

○児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

○出生率

一定期間の出生数の、人口に対する割合のこと。一般には、人口1,000人当たりの1年間の出生数の割合をいう。

○社会的養護

家庭での養育が困難なこどもを、施設や里親などで育てる仕組み。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

は行

○パブリックコメント

市の基本的な政策などを決定する前に、趣旨、目的、政策案などを公表し、期間を決めて広く公に意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定を行う手続き。

や行

○ヤングケアラー

家族の介護や世話を日常的に担うこども・若者。学習や生活への影響が課題となっている。

○幼児教育アドバイザー

幼児教育や保育について専門的な知見や豊富な実践経験を有する者のこと。担当区域の就学前教育・保育施設を訪問し、教育・保育内容や指導方法、指導環境の改善について助言・指導を行う。

○要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会のこと。児童相談所や福祉事務所、学校・教育委員会・警察など地域の関係機関によって構成されており、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るために必要な情報の共有を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。

吉野川市こども計画

発行：吉野川市 健康福祉部 こども未来課
〒776-8611
徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地1
電話 0883-22-2266
FAX 0883-22-2245

発行年月：令和8年3月